

B

<236> **Bastardus non potest habere heredem nisi de corpore suo procreatum.** [Bastardus nōn potest habēre hērēdem nisi prō creātum dē corpore suō.] (Tray.Lat. Max.51) 「婚外子は、自身の身体に依って得られた [人] 以外 [の人を] 相続人として持つことは出来ない。」<bastardus>…「婚外子」、<procreatum>…<procreo> [える] の ㊦ ㊧<procreatus>の ㊦ ㊧ ㊨ (名略)、<corpore>…<corpus> [身体] の ㊦ ㊧。

<237> **Bastardus nullius est filius, aut filius populi.** [Bastardus est filius nūllius, aut filius populī.] 「婚外子は、誰の子でもない。あるいは、それはいわば国民の子である。」<bastardus>…「婚外子」、<filius>…「子」、<populi>…<populus> [国民] の ㊦ ㊧。

<238> **Beati possidentes.** [Possidentēs beātī.] (Euripdes, Danae =Fragm.328 ; Horatius, Carmina, 4,9,45) 「占有している [人] は、[訴訟に於いて] 幸せ [である (ことよ)].」<possidentes>…<possideo> [占有する] の ㊦ ㊧<possidens>の ㊦ ㊧ ㊨ (名略)、<beati>…<beatus> [幸せな] の ㊦ ㊧ ㊨。*動詞が省略されている。このようなケースは格言命題に多く見られる。他方において、<beati>という形容詞を名詞<possidentes>にかけて、「幸せな占有者たち」というぐあいに、いわば一語として読む、という方法もある。<1220>・<1267>・<1268>・<1816>・<2639>

<239> **Bello parta cedunt rei publicae.** [Parta bellō cēdunt reī pūblicae.] (2 Russ. & M.56 ; 1 Kent.Com.101) 「戦争に於いて獲得された [もの] は、国家に帰属する。」<parta>…<pario> [手に入れる] の ㊦ ㊧<partus>の ㊦ ㊧ ㊨ (名略)、<bello>…<bellum> [戦争] の ㊦ ㊧、<cedunt>…<cedo> [ゆずる] の ㊦ ㊧ ㊨。

<240> **Bene iudicat, qui distinguit.** [Quī distinguit, jūdicat bene.] [区分する [人は] 良く裁く。] <distinguit>…<distinguo> [区分する] の ㊦ ㊧ ㊨。

<241> **Benedicta est expositio quando res redimitur a destructione.** [Expositiō est benedīcta, quandō rēs redimitur ā dēstrūctiōne.] (4 Co.Rep.26b) 「物事が破壊から救いだされるときは、説明は幸いである。」<expositio>…「説明」、<benedicta>…<benedictus> [幸いな] の ㊦ ㊧ ㊨、<redimitur>…<redimo> [救う] の ㊦ ㊧ ㊨、<destructione>…<destructio> [破壊] の ㊦ ㊧。

<242> **Beneficia non obtruduntur.** [Beneficia nōn obtrūduntur.] (Ulp.D.37,1,3,3) 「恩恵は押しつけられない。」<beneficia>…<beneficium>

m> [利益] の 𣎵、<obtruduntur>…<obtrudo> [つきだす] の 𣎵 𣎵 𣎵 𣎵。
𣎵。<243>・<1412>

<243> **Beneficium invito non datur.** [Beneficium nōn datur i
nvītō.] (*Paul.D.50,17,69*) 「恩恵は、[それを] 望まない [人] には与
えられない。」<beneficium>…「利益」、<invito>…<invitus> [望まない]
の 𣎵 𣎵 𣎵 (名略)。※「望む・望まない」→「索引」。<242>・<1412>

<244> **Beneficium legis amittit, qui legem subvertere inten
dit.** [Quī intendit subvertere lēgem, āmittit beneficium lēgis.]
「法律(法)を覆えすことを意図する[人は]、法律(法)の利益を失な
う。」<intendit>…<intendo> [意図する] の 𣎵 𣎵 𣎵、<subvertere>…<s
ubverto> [覆す] の 𣎵 𣎵、<beneficium>…<beneficium> [利益] の 𣎵 𣎵、
<amittit>…<amitto> [失なう] の 𣎵 𣎵 𣎵。※<intendo>は補足不定法<s
ubvertere>をひく。「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索
引」。<2713>

<245> **Beneficium legis non debet esse captiosum.** [Benefici
um lēgis nōn dēbet esse captiōsum.] (*Pap.D.46,5,8pr.*) 「法律(法)
の恩恵は、損害を与えるものであつてはならない。」<beneficium>…「恩
恵」、<captiosum>…<captiosus> [損害を与える] の 𣎵 𣎵 𣎵。

<246> **Beneficium non datur nisi propter officium.** [Benefici
um nōn datur, nisi propter officium.] (*Hob.148*) 「恩恵は、職務の
ため以外には、付与されない。」<beneficium>…「恩恵」。

<246bis> **Beneficium principis personam non egreditur.** [Ben
eficium p̄ncipis nōn ēgreditur persōnam.] 「元首の特典付与は[そ
れを与えられた] 人を超えない。」<beneficium>…「特典」、<principis>
…<princeps> [元首] の 𣎵 𣎵、<egreditur>… 𣎵 <egredior> [こす] の 𣎵
𣎵 𣎵 (𣎵)。

<246ter> **Beneficium principis plenissime interpretari debe
mus.** [Dēbēmus interpretārī beneficium p̄ncipis plēnissimē.] 「私
たちは元首の特典付与を極めて広く解釈するべきである。」<interpretar
i>… 𣎵 <interpretor> [解釈する] の 𣎵 𣎵 (𣎵)、<beneficium>…<bene
ficium> [特典] の 𣎵 𣎵、<principis>…<princeps> [元首] の 𣎵 𣎵。

<247> **Benignae faciendae sunt interpretationes chartarum,
ut res magis valeat quam pereat.** [Interpretatiōnēs benignae
chartarum sunt faciendae, ut rēs valeat magis, quam pereat.]
(*Co.Litt.36a*; *Wallis v. Wallis,4 Mass.135,3 Am.Dec.210*; *Hages
v. Kershow,1 Sandf.Ch.(N.Y.)258,268*) 「捺印証書については、物事
が無効となるよりもむしろ有効となるように、緩やかな解釈がなされる

べきである。」<benignae>…<benignus> [ゆるやかな] の 𐌶𐌵𐌹𐌺、<chartarum>…<charta> [捺印証書] の 𐌶𐌹𐌺、<faciendae>…<facio> [つくる] の 𐌶𐌵𐌹𐌺<faciendus> [なされるべき [である]] の 𐌶𐌵𐌹𐌺、<pereat>…<pereo> [滅びる] の 𐌶𐌹𐌺𐌹𐌺。※「有効と無効」→「索引」

<248> **Benignae faciendae sunt interpretationes et verba intentioni debent inservire.** [Interpretatiōnēs benīgnae sunt faciendae, et verba dēbent inservīre intentiōnī.] (Broom, Max. 378; Co. Lit. t. 36b; 4 Co. Rep. 156) 「緩やかな解釈がなされるべきであり、そして、文言は意図に従うべきである。」<benignae>…<benignus> [ゆるやかな] の 𐌶𐌵𐌹𐌺、<faciendae>…<facio> [つくる] の 𐌶𐌵𐌹𐌺<faciendus> [なされるべき [である]] の 𐌶𐌵𐌹𐌺、<inservire>…<inservo> [したがう] の 𐌶𐌹𐌺、<intentioni>…<intentio> [意図] の 𐌶𐌹𐌺。※ 𐌶𐌵𐌹𐌺→<1>、「文言と意図」→「索引」、「タテマエ (文言) とホンネ (意思)」→「索引」。

<249> **Benignior sententia in verbis generalibus seu dubiis est praeferenda.** [Sententia benīgnior est praeferenda in verbis generalibus seu dubiis.] (Marce. D. 50, 17, 192, 1; 4 Co. Rep. 15b) 「一般的な [内容の]、あるいは疑問が残る文言に於いては、比較的緩やかな判断が優先されるべきである。」<benignior>…<benignus> [ゆるやかな] の 𐌶𐌵𐌹𐌺<benignior> の 𐌶𐌵𐌹𐌺、<praeferenda>…<praefero> [優先させる] の 𐌶𐌵𐌹𐌺<praefendus> [優先させられるべき [である]] の 𐌶𐌵𐌹𐌺。※ 𐌶𐌵𐌹𐌺→<1>、<In dubio・dubiis>論→「索引」

<250> **Benignius leges interpretandae sunt, quo voluntas earum conservetur.** [Lēgēs sunt interpretandae benīgnius, quō voluntās eārum conservētur.] (Cel. D. 1, 3, 18) 「法律 (法) は、その意図が保たれるように、比較的緩やかに解釈されるべきである。」<interpretandae>… 𐌶𐌹𐌺<interpretor> [解釈する] の 𐌶𐌵𐌹𐌺<interpretandus> [解釈されるべき [である]] の 𐌶𐌵𐌹𐌺、<benignius>…<benigne> [ゆるやかに] の 𐌶𐌹𐌺 (絶対的比較級)、<conservetur>…<conservo> [保つ] の 𐌶𐌹𐌺𐌹𐌺𐌹𐌺。※ 特異な趣きをもつデーポーネンティア動詞の動形容詞は、ふつうの動詞の動形容詞と同じ形で、しかも、その場合と同じように、受動的な意味となる (『新ラテン文法』§ 588。「解釈するべき [である]」ではなくて、「解釈されるべき (である)」となる。 𐌶𐌵𐌹𐌺→<1>)。接続詞風の<quo>は、関係代名詞の一変化形でもあるので (<status quo> [そこに～が～する状況: ステイタス・クオー] の<quo>)、注意が必要である。<benignius> [副詞] は形容詞の中性対格およびその主格の形でもあるが、ここでは、<leges> が女性名詞なので、その可能性はない。「絶対的比較級・絶対的最上級」→<105>。<317>

<251> **Bis dat qui cito dat.** [Quī dat citō, dat bis.]「速やかに与える [人は、] 二度与える。」

<252> **Bis de eadem re ne sit actio.** [Nē āctiō sit bis dē rē eādēm.] (Gai.I,4,107)「同一物に関しては、訴訟が二度ないよう。」※英語の<be>にも相当する<sit> [であれ] という接続法 (𐌺𐌹𐌸𐌹𐌸) は、格言にはときどき登場する。これは、仏語の<soit>や独語の<sei>の場合と似たような用いられかたをする。この格言は、いわゆる「一事不再理の原則」を示すものである。ローマの最古の民事訴訟である法律訴訟においてもこのような考えかたがあった。つぎに現われてきた方式書訴訟でも、同様の取扱いがなされ、これについて、法学者が以下のように理論づけている。すなわち、訴訟の種類が、対人訴権であり、市民法にもとづいていて、しかも法定訴訟である場合にかぎって、市民法上の訴権 (請求権) は、第一段階である法廷手続で行なわれる争点決定によって自動的に消耗してしまい、その結果、それ以後再訴が当然不可能となる、というのである (英米法でも、<3598><Transit in rem judicatam.> [それ (契約) は、既判物へと移行する。] という表現で、一事不再理の法理を表明するような格言が見える)。しかし、それ以外の場合 (対物訴訟、名誉法上の訴訟、命令権に含まれる訴訟など) には、その訴権それ自体が消滅する、という扱いにはなつてこず、ただ、法務官が「既判物あるいは訴訟係属の抗弁 (*exceptio rei judicatae inve iudicium deducta e*) 」を承認することによって、事実 (ホンネ) 上さきの場合と同じ効果が導き出される、という構成のしかたがとられた。ところが、三つ目で最終の特別審理手続の段階に入ると、争点決定というものの意義がうすれ、従来はそれに付着していた、再訴を阻止する排他的効果は、判決それ自体に付着するように変わっていった。ところで、この「同一物 (*re s eadem*) とはなにか」という点で、ローマの法学者も定義に苦勞したらしく、いろいろな見解が伝えられている。

ついでに、この一事不再理の原則とは本質的にはまったく無関係であるが、ここで、上訴の問題に触れておきたい。共和政時代 (前六～前一世紀) の裁判においては、民・刑事の両分野において、有効に下された判決に対して不服を申立てる、という意味での救済手段はなく、個々の特殊な場合に、主として法務官の行政的とも言える介入によって、事実上救済が与えられていただけであった。そのような慣行が生じた理由はいろいろ考えられるが、とくに重要なものとして、民事訴訟においても刑事訴訟 (常設査問所での裁判) においても、判決を下すのが、官吏ではなく、ある程度当事者の意向を反映しながら選任された私人 (元老院議員の階層や騎士階層のような上流の人士) であった、という点があげ

られよう。裁き手を選ぶさいの、いわば一種の「自己責任」が問われて、自身にとって不利な判決であっても、それをそのまま受け入れることをよぎなくされた、というようにも理解できる。ところが、元首政時代にはいって、特別審理手続が発達してくると、下級官吏によって下された判決を不服とする人が上級官吏に再審理を求める制度がしだいに形成され、民・刑事事件を統一的に扱う上訴制が一世紀末に完成された。この組織的な上訴制は、ローマが現代に遺した重要な法技術の一つである。〈253〉・〈255〉・〈256〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈253〉 **Bis idem exigi bona fides non patitur.** [Fidēs bona nōn patitur idem exigī bis.] (*Gai.D.50,17,57*; 9 *Co.Rep.53a*) 「誠意は、同一の [こと] が再度請求されることを許さない。」〈patitur〉… 𐀧𐀮𐀱𐀲〈patior〉 [許す] の 𐀧𐀮𐀱𐀲 (𐀧𐀮𐀱𐀲)、〈exigi〉…〈exigo〉 [請求する] の 𐀧𐀮𐀱𐀲 (𐀧𐀮𐀱𐀲)。※対格不定法の構文が見える。対格形の〈idem〉(主格形と同形)は、主語として、〈exigi〉にかかる。𐀧𐀮𐀱𐀲→〈35〉。「信義誠実・誠意・善意」→「索引」。〈254bis〉・〈255〉・〈256〉・〈257〉・〈257bis〉・〈260bis〉・〈262〉・〈263〉・〈265〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1991〉・〈1992〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈254〉 **Bona fides exigit ut quod convenit, fiat.** [Fidēs bona exigit, ut, quod convēnit, fiat.] (*Jav.D.19,2,21*) 「信義誠実は、合意された [ことが] なされることを求める。」〈exigit〉…〈exigo〉 [求める] の 𐀧𐀮𐀱𐀲、〈convenit〉…〈convenio〉 [合致する] の 𐀧𐀮𐀱𐀲 (𐀧𐀮𐀱𐀲)。※長音のない〈e〉をもつ〈convenit〉の方なら、完了の形ではなくて、現在の形である。ラテン語では現在と完了が三人称単数のところで同形となるケースが、まれにある。〈solvit〉もそうである。〈ut〉と〈quod〉のうち、前者は、接続詞であるが、後者には、接続詞の場合と関係代名詞の場合とがある。本例では、後者の関係代名詞のケースが見えている。〈102〉を参照。〈bona fides〉 [良い信義 = 信義誠実] ないしは〈fides〉 [信義] というものは、古くからローマ人がもっとも大切にしていた徳目であり、法の世界でも、判断の基準・行動の指針として用いられている。問題は「誰が、あることが信義誠実になっっているかどうかの点について判断するのか?」ということであるが、結局のところ、法の世界のことにかぎって言えば、法学者がその任にあたることになっている。もちろん、法学者のあいだで考えかたの相違はさまざまな局面においてかなり鋭く現われてきたはずであるが、そこはいかにもローマ流に、権威の高い法学者の見解が支配的となる、といったかたちになってくる。そのあたりは、現代の有力説や支配説や通説のありかたと似たようなものであろう。ところで、古代ローマ法が、現代までもつづく二〇〇〇年もの長い時代に対して大きな影響をおよぼした事柄の一つと考えてよいものに、「誠意」という発想がある。これは、元祖のラテ

ン語では、「ボナ・フィデース (bona fides) = 良い信義」と表現された。英語や仏語では、同様のスタイルの言いまわしとして、<good faith>と<bonne foi>とがそれぞれ用いられ、独語では、<Treu und Glauben>の形が用いられている。たしかに、こういった観念は、ある意味では法の世界に特有のものであるけれども、平たく言えば、「義理人情」とか「仁義」とかにもあい通ずるところもあるので、その意味するところは、健全な社会人の常識で判断して頂いても、理解が大きく狂うようなことはないだろう。そこで、現代について考えると、ローマ法の「誠意 = 信義」というものにつながってくるのは、「信義誠実」という考えかたである。これはローマ法上の「誠意」とはかならずしもびったりと重なりあうわけではないけれども、根は同じようなものと見てさしつかえなからう。現行の日本の法体系は、「英米法」系の国々の場合とは異なって、法規（成文法）を法システムの中核にすえている関係で、信義誠実という、いくら不確定な中味をもつ物の考えかたが、ストレートに法規相当の役割を演じたり、法と並列的にならんで意味をもつ、というようなわけにはいかない。したがって、これは、どちらかと言えば、法規の上方かあるいは側方、ときには後方に位置して、法規ににらみをきかせる役割を分担することになっている、と表現してよいかもしれない。ところで、民法第一条第二項には「権利ノ行使及ヒ義務ノ履行ハ信義ニ従ヒ誠実ニ之ヲ為スコトヲ要ス」とある。これは私法全体に妥当する一般的な指導原理として昭和二二年に明文化されたものである。もっとも、裁判例や学説のなかではこういう考えかたは以前から確立していたので、その明文化はそれほど画期的な出来事というわけでもない。ところで、ローマには、本題の格言のほかに、誠意とか信義誠実とかについて述べた格言命題がいくつか存在するのであるが、なぜ、ローマ私法で、誠意とか信義誠実とかにからめてさまざまな問題がとりあつかわれることになったのであろうか。それには外的な要因と内的な要因の二つがあるように思われる。まず、外的な要因について見てみよう。ローマ市民権を保有する者のあいだの法関係については、タテマエからすると、それらの者がどこにいようと、ローマ法が適用される。しかし、非市民（つまり、外人）がローマ人をめぐる法関係のなかに割りこんでくると、事態はやっかいになる。当時なりの国際的取引が商人としての外人によって一部になわれていた関係で、彼らが売り手もしくは買い手としてローマの物流の一翼を分担する状況がある以上、そこにはかならず外人がらみの法的なトラブルが生じてくる。こういうとき、思いきって、属人主義的なローマ私法の枠をとりはらって、それを彼らに適用（準用）する方策もあるし、また、ローマ人も外人も共通に同レベルでしたがうような法規

をつくりだして、両者が対等に法の適用をうける、という方策もある。他方、極端なかたちで、外人には一切法的保護を与えず、実力の世界（いわばホンネのゾーン）で決着をつける（つまり、ふつうは強い立場にあるローマ人が、外人の犠牲においてごり押しをする）のを容認するのも、あながち不可能ではないのであるが、いずれも、現実の問題としては、うまくない。ローマ私法は、初期のころにはかなり閉鎖的な性格をもっており、外人にはその周辺部にアクセスすることも容易ではなかったし、そういう共通の法規をつくる、といっても、まずはできない相談であった（現代においても、取引法の分野で国際的な条約を作成するのはそれほどかんたんではない）。しかし、取引というものが、平和的・恒常的・合理的に行なわれてはじめてほんとうに実を結ぶものであることは、誰の目にも明らかであったから、なんらかの取引規範（ルール・準則）が各方面から探し求められることになった。つまり、取引がスムーズにはこぼれるように、また、トラブルが生じたりしないように、さらに、いったんトラブルが生じても、それがうまく解決されるように、との期待をこめてである。結論から言うと、そういうときに役にたち、頼りにできる規範が信義＝誠意だったのである。いくら民族がちがうといっても、神＝絶対者という観念は共通に抱かれることが多かったので、その神の前でした約束は絶対的に守るべきだ、という共通感覚がその信義＝誠実の中核を形成していた、と見ることができる。世俗的な意味での法が生まれてきたのも、もとはそれが神とのかわりにまでさかのぼることが想像できる以上、信義＝誠意と法とは姉妹関係にあったとも言える。さらに、ローマ法についてもごく古い時代のことを考えると、信義を守ることの意味は私たちの想像以上に重かった（現代においても、信義がもう少しシャープにされたかたちでなりたっている「仁義」といったものが、ある特定の間人集団を律するケースは、洋の東西を問わず現存している）。ローマ最古の法律・法典である一二表法のなかには、「もし保護者（いわゆるパトロン）が被保護者を欺いた場合には、前者は神に捧げられた人となるよう。」と規定されていたことがわかっている。これは、他人——上は、外人ではあるが有力な人（自由人）から、下は、奴隷あがりの、ほんとうの下層の人まで——を保護し、バック・アップしてやることを神の前で神の法にしたがって約束した人が、彼らに対して信義に反する行動をとったような場合には、彼が神の復讐にさらされる——つまり、なんらかのかたちで殺される——可能性を示唆したものであった。もちろん、これは現実性をおびた法規であったとは思われないが、古来の慣習を成文化する、という要素を多くもつ一二表法だけに、そのように信義を扱うやりかたのルーツは遠くさかのぼって求められるわけである。ところで、ローマ私法と外人とのかわりは実質的に大きな意味をもつようになった、

いわゆる「万民法」の成立がそのあかしである。これは、—通常理解されているところによれば—ローマが国家として発展・拡大してきた時期に実務の世界で自然に生まれてきた規範であり、主として取引の分野で、ローマ人にも外人にも平等・共通に事実上適用されることになっていたルールであった。今日まで、ローマ法が、時と場所とを超越してうけつがれるほどの力量を備えるにいたった要因の一つとして、ローマが国力の充実をはたした比較的初期の時代に、ローマ法が、地中海世界の各地の出身の外人との法交渉を通じて、インターナショナルに、しかも、たえずモダンになっていくことができた点をあげてもよいであろう。ここでとりあげた信義＝誠意の発想も、このことと大いに関係がある。他方で、内的な要因について見てみると、信義＝誠意は、ローマ市民相互間の法関係というものを質的に向上させ、量的に拡大するのに役立った。彼ら市民のあいだで新しい法ルールを設定したいのなら、正規の私法（市民法）を制定したり改変したりする方法で、現実の要請に対処することができたはずであるが、—なぜかよくわからないけれども—彼らローマ人は、法規の手をかりていわばハードに（タテマエ上）対応することを好まず、もう少しやわらかな（ソフトな）ホンネにしたがう方法をとった。その一例が、信義＝誠意なるものを法システムのなかにうまくはめこんで、それを活用していったケースである。これは、ローマ人が外人（取引関係者）とのつきあいのなかで学んだやりかたと言えるが、ローマ人固有の手法を展開させたただけだ、と考える余地も十分にある。つぎに、このあたりのところを、誠意というものがもっとも威力を発揮する制度としての誠意訴訟の例をとりあげて、考えてみよう。ローマと現代とでは民事裁判の構造はまるでちがうので、理解して頂くにはたいそうな説明も必要なのであるが、それについては [I] 部門第五章—p.54ff. を参照して頂きたい。裁判にあたって、「信義誠実にもとづいて与えなすことが必要なものはすべて」という文言が、裁判を指揮する法務官から提示され、これが判断の指針として設定されるときには、裁判の任務をひきうける審判人（一私人）は、たとえば契約当事者が外部に表示した意思はもちろんのこと、契約当時の状況や、取引の慣習や、詐欺・強迫の有無など、信義誠実の原則に照らして参照する必要があると思われる一切の事情を総合的に判断したうえで、最終的決定（判決）を下すのである。これは、現代でなら、いわばあたりまえのことを述べたもののように思われるかもしれないが、古いローマの体質からすれば、こういうことは、明らかな例外であった。ローマ法の訴訟の原型と考えられるものにおいては、型にはまったかたちで当事者の意思を厳格に解釈して答をひきだすことで足りる（不都合がいくら生じても無視して、

である)、とされていたからである。進化の過程からすると、厳正スタイルからゆるやかスタイルへの移行が見られるというように、ごく自然のなりゆきがここにある、とだいたいのところは言えるであろう。「信義誠実(誠意・善意)」→「索引」

<254bis> **Bona fides nihil aliud est quam justa opinio quaesiti dominii.** [Fidēs bona est nihil aliud, quam opīniō jūsta dominii quaesitī.]「善意は、物を取得した、ということについての正しい見解にほかならない。」<opinio>…「見解」、<quaesiti>…<quaero> [求める] の 𐀓𐀔<quaesitus>の 𐀓𐀔𐀕。※<dominii quaesiti>の直訳は「取得された物の」であるが、ここは動詞的に訳していく必要がある。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」、 「信義誠実(誠意・善意)」→「索引」。<253>・<257>・<257bis>・<260bis>・<262>・<263>・<265>・<991>・<1993>・<2167>・<3331>

<255> **Bona fides non patitur, ut bis idem exigatur.** [Fidēs bona nōn patitur ut idem exigātur bis.] (*Gai.D.50,17,57*; Broom, Max.217,338)「誠意は、同一の[こと]が再度請求されるようなことを許さない。」<patitur>… 𐀓<patior> [許す] の 𐀓𐀔𐀕 (𐀓𐀔𐀕)、<exigatur>…<exigo> [請求する] の 𐀓𐀔𐀕𐀓𐀔𐀕、<ut>…「こと」。※<ut>のような重い意味の接続詞は、法律ラテン語格言クラスの短い文章命題にはあまり登場してこない。英語の<that>、独語の<daß>、仏語の<que>にかなり対応するラテン語の<ut>構文の読みかたについては、拙著『法学ラテン語綱要』190頁以下および、[O]部門VI—p.67f.を見て頂きたい。「信義誠実(誠意・善意)」→「索引」。<253>—<256>・<1920>・<1992>・<1993>・<2167>・<3331>

<256> **Bona fides non patitur, ut semel exactum iterum exigatur.** [Fidēs bona nōn patitur, ut exāctum semel exigātur iterum.] (*Lib.Sex.5,13,83*)「誠意は、いったん請求された[もの]が再度請求されるようなことを許さない。」<patitur>… 𐀓<patior> [許す] の 𐀓𐀔𐀕 (𐀓𐀔𐀕)、<exactum>…<exigo> [請求する] の 𐀓𐀔𐀕<exactus>の 𐀓𐀔𐀕 (𐀓𐀔𐀕)、<exigatur>…<exigo> [請求する] の 𐀓𐀔𐀕𐀓𐀔𐀕。※「信義誠実(誠意・善意)」→「索引」。<253>—<255>・<1919>・<1920>・<1992>・<1993>・<2167>・<3331>

<257> **Bona fides praesumitur.** [Fidēs bona praesūmitur.]「善意は推定される。」※<bona fides>には、「信義誠実」という意味と、ここにあるように、「善意(知らないこと)」の意味とがある。「信義誠実(誠意・善意)」→「索引」。<253>・<254bis>・<257bis>・<262bis>・<263>・<265>・<1919>・<1920>・<1993>・<2167>・<3331>

して表わし、それに接続詞を適宜加えてみれば、絶対的奪格の料理はそれほど苦勞なしにできるのであるが、しかし、実際のところ、これら三語が絶対的奪格を構成するものか、あるいはたんなる奪格のトリオなのか（このとき、「控除された債務によって」などの意味になる）、を識別していくのはそれほどかんたんではないかもしれない。なお、〈nisi〉は接続詞であるが、その「条件」的なニュアンスは、否定辞つきの絶対的奪格本体によっても、かもしだすことはできる。㊦㊧→〈22〉

〈259bis〉 **Bona pupillaria non licet tutoribus in proprios usus convertere.** [Nōn licet tūtōribus convertere bona pūpillāria in ū sūs propriōs.] 「後見人には、未成熟者（被後見人）の財産を自身の利用へと転用することは許されない。」〈tutoribus〉…〈tutor〉[後見人]の㊦㊧、〈convertere〉…〈convertō〉[転用する]の㊦㊧、〈pupillaria〉…〈pupillarius〉[未成熟者]の㊦㊧。

〈260〉 **Bona sed impossibilia non cogit lex.** [Lēx nōn cōgit bona sed impossibilia.] 「法律（法）は、良いが、しかし、不可能な[こと]は、強くない。」〈cogit〉…〈cogō〉[強いる]の㊦㊧。

〈260bis〉 **Bonae fidei emptor, quod ad fructus attinet, loco domini paene est.** [Emptor fideī bonae est locō dominī paene, quod attinet ad frūctūs.] 「善意の買主は、果実に関する限り、ほとんど所有権者の位置に在る。」〈attinet〉…〈attineō〉[関係する]の㊦㊧、〈fructus〉…〈fructus〉[果実]の㊦㊧。※「信義誠実（誠意・善意）」→「索引」。〈253〉・〈254bis〉・〈255〉・〈257〉・〈257bis〉・〈260ter〉・〈261〉・〈262〉・〈263〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈260ter〉 **Bonae fidei non congruit de apicibus juris disputare.** [Disputāre dē apicibus jūris nōn congruit fideī bonae.] 「法の極致に関して論議することは、信義誠実にふさわしくない。」〈disputare〉…〈disputō〉[論議する]の㊦㊧、〈apicibus〉…〈apex〉[極致]の㊦㊧、〈congruit〉…〈congruo〉[つりあう]の㊦㊧。※「信義誠実（誠意・善意）」→「索引」。〈253〉・〈254bis〉・〈257〉・〈257bis〉・〈260bis〉・〈261〉・〈262〉・〈263〉・〈265〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈261〉 **Bonae fidei possessor fructus consumptos suos facit.** [Possessor fideī bonae facit frūctūs cōsumptōs suōs.] (*I.J.* 2, 1, 3 5; *Afr.D.* 41, 1, 40; *Tray.Lat.Max.* 37) 「善意の占有者は、消費され[てしまっ]た果実を自身の[もの]とする。」〈fructus〉…〈fructus〉[果実]の㊦㊧、〈consumptos〉…〈consumō〉[消費する]の㊦㊧、〈consumptus〉の㊦㊧。※〈fructus consumptos suos〉を一くくりにしてしまうと、めんどうなことになる。ここでは、〈suos〉をその前の二語のグループから

は切りはなしてやらなければならない。「言葉の切りわけ」→「索引」、
「信義誠実（誠意・善意）」→「索引」。〈253〉・〈254bis〉・〈255〉・〈257〉・
〈257bis〉・〈260bis〉・〈260ter〉・〈262〉・〈263〉・〈265〉・〈1919〉・
〈1920〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈262〉 **Bonae fidei possessor fructus suos facit.** [Possessor fidei bonae facit fructus suos.] (*Jul.D.22,1,25,1*)「善意の占有者は果実を自身の〔もの〕とする。」〈fructus〉…〈fructus〉の 囿 囿。※〈fructus suos〉は一つのグループと読まれやすいが、ここは切りはなして読まなければならない。「言葉の切りわけ」→「索引」、
「信義誠実（誠意・善意）」→「索引」。〈253〉・〈254bis〉・〈255〉・〈257〉・〈257bis〉・〈260bis〉・〈260ter〉・〈261〉・〈263〉・〈265〉・〈1919〉・〈1920〉・〈1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈263〉 **Bonae fidei possessor in id tantum, quod ad se pervenerit, tenetur.** [Possessor fidei bonae tenetur in id, quod pervenerit ad se, tantum.] (2 Co.Inst.285)「善意の占有者は、自身の許に到来したのものだけに対して、責を負う。」〈pervenerit〉…〈pervenio〉[到来する]の 囿 囿 囿 囿。※〈pervenerit〉には、直説法未来完了三人称単数の形もある。「信義誠実（誠意・善意）」→「索引」。〈254bis〉・〈257〉・〈257bis〉・〈260bis〉・〈260ter〉・〈261〉・〈262〉・〈1919〉・〈1920〉・1993〉・〈2167〉・〈3331〉

〈264〉 **Bonae leges malis ex moribus procreantur.** [Leges bonae procreantur ex moribus malis.] (*Macr.Sat.2,13*)「良い法律（法）は悪い慣習から生みだされる。」〈procreantur〉…〈procreo〉[生みだす]の 囿 囿 囿 囿、〈moribus〉…〈mos〉[慣習]の 囿 囿。※「法律（法）と慣習」→「索引」、
「タテマエ（法律（法））とホンネ（慣習）」→「索引」。

〈265〉 **Bonam fidem agnoscere licet.** [Licet agnoscere fidem bonam.] (*Ulp.D.26,7,9,6*)「信義誠実を有効と認めることは、許される。」〈agnoscere〉…〈agnosco〉[有効と認める]の 囿 囿。※非人称動詞および非人称的表現を組みこんだ命題は、法律ラテン語の文章命題で多く登場する。ここの〈licet〉が非人称動詞であることは、辞書に〈v. impers.〉と示されているところから判明する。ところで、法律ラテン語の術語として現代でも用いられているものに、〈Non liquet.〉[N. L.:それは明らかではない・不明白・証拠不十分]と、〈Non constat.〉[それはたしかではない・無確証]とがある。〈non〉は、否定の副詞で、「ない」を示し、〈liquet〉は、〈liqueo〉[明瞭である]の 囿 囿 囿 囿で、〈constat〉は〈consto〉[確立している]の 囿 囿 囿 囿である。つぎに、法律ラテン語に登場することもある表現として、そのほかの非人称動詞をあげておこう。〈li

bet> [気に入る] (「アド・リブ」の「リブ」)、<decet> [ふさわしい]、<dedecet> [ふさわしくない]、<placet> [気に入る・(そういう)意見である] (「プラシーボ (擬薬) —> <placebo> (私は [あなたに] 気にいられるでしょう。) —」の「プラケーボー」の部分と関係がある)、<oportet> [べきである・要する]、<apparet> [明らかである]、<refert> [利害関係がある・重要である]、<interest> [利害関係がある・重要である]。なお、非人称的表現をみちびく構文に、<necesse est> [必要である]、<opus est> [必要である]、<tempus est> [(～するべき)ときである]、<certum est> [たしかである]、<rumor(fama) est> [(～という)噂である]、<mos(moris) est> [習慣である]、<opinio est> [～と思われる] などがある。非人称用法は近代欧米語にもよく登場するのですでおなじみのものであるが、ラテン語では、とくに対格不定法 (<35>を参照) と組みあわさっている、この手の構文が、二重の意味で難解である。本編には、<oportet> [必要である]、<interest> [利害関係がある]、<certum est> [たしかである] などの用例がある。[O] 部門—p.68f.に非人称構文の一覧がある。「非人称用法」→「索引」、「信義誠実 (誠意・善意)」→「索引」。<253>・<254 bis>・<257 bis>・<260 bis>・<262>・<263>・<1919>・<1920>・<1993>。

<266> **Boni iudicis est ampliare jurisdictionem.** [Ampliāre jūrisdictiōnem est jūdicis bonī.] (1 Burr,304; Ch.Prec.324; Broom, Max.79.79f.) 「裁判管轄を拡充することは、有能な裁判官の [仕事] である。」<ampliare>…<amplio> [拡充する] の ㊦。※<judicis boni>は、全体として属格のペアで、問題の属格のところは、「～の [仕事・任務・職分] である」という、少しこみいったニュアンスになる。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」

<267> **Boni iudicis est causas litium dirimere.** [Dirimere causās lītium est jūdicis bonī.] (2 Co.Inst.306) 「争訟の原因を除去することは、有能な裁判官の [仕事] である。」<dirimere>…<dirimo> [分解する] の ㊦。※「～のものである」という属格の用法が見える。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」。不定法が主語となっている→<171>

<268> **Boni iudicis est iudicium sine dilatione mandare executioni.** [Mandāre jūdicium executiōnī sine dilātiōne est jūdicis bonī.] (Co.Litt.28b) 「判決を遅滞なく執行に委ねることは、有能な裁判官の [仕事] である。」<mandare>…<mando> [命ずる] の ㊦、<executioni>…<executio> [執行] の ㊦、<dilatione>…<dilatio> [遅滞] の ㊦。※「～のものである」という属格の用法が見える。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」。不定法が主語となっている→<171>。「タテマエ (判決) とホンネ (執行)」→「索引」

<269> **Boni iudicis est lites dirimere, ne lis ex lite oriatur.** [Dirimere litēs est iudicis bonī, nē lis oriātur ex lite.] (4 Co.Rep.15b; 5 Co.Rep.31a,73a)「争訟から争訟が生じないように、争訟を[最終的に]解決することは、有能な裁判官の[仕事]である。」<dirimere>…<dirimo> [解決する]の 𠄎𠄎、<oriatur>… 𠄎<orior> [生ずる]の 𠄎𠄎𠄎 (𠄎)。※「～のものである」という属格の用法が見える。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」。不定法が主語となっている→<171>。

<270> **Bonis nocet, qui malis parcit.** [Quī parcit malīs, nocet bonīs.] (Pseudo-Seneca, De Moribus,114; Pythagoras, Anth.4, 5,112)「悪[人]を庇う[人は]、善[人]を害する。」<parcit>…<parco> [大切にする]の 𠄎𠄎、<nocet>…<noceo> [害する]の 𠄎𠄎。※「害する」と訳したが、「害になる」としておけば、この動詞が与格を支配するところを日本語に反映させることができる。「善人と悪人」→「索引」。<1359>・<1842>

<271> **Bonitas creditoris non debet ei esse captiosa.** [Bonitās crēditōris nōn dēbet esse captiōsa eī.] (Pomp.D.30,8,1: D.30,8,3)「債権者の良さは、彼に損害を与えるものであってはならない。」<bonitas>…「良さ」、<captiosa>…<captiosus> [損害を与える]の 𠄎𠄎。

<272> **Bonum defendentis ex integra causa, malum ex quolibet defectu.** [Bonum dēfendentis ex causā integrā, malum ex dēfectū quōlibet.] (11 Co.Rep.68a)「防御する[人]の良い[結果]は、完全な状況から[生じ]、[一方で、]悪い[結果]は、なんらかの欠陥から[生ずる]。」<defendentis>…<defendo> [防ぐ]の 𠄎𠄎<defendens>の 𠄎男 (𠄎略)、<integra>…<integer> [完全な]の 𠄎𠄎、<defectu>…<defectus> [欠陥]の 𠄎𠄎。※「良いと悪い」→「索引」

<273> **Bonum necessarium extra terminos necessitatis non est bonum.** [Bonum necessārium nōn est bonum extrā terminōs necessitatis.] (Hob.144)「緊要状態において良い[こと]は、緊要の限度の外では、良いことではない。」<necessarium>…<necessarius> [緊要の]の 𠄎𠄎、<terminos>…<terminus> [制限]の 𠄎𠄎、<necessitatis>…<necessitas> [緊要]の 𠄎𠄎。

<273bis> **Bonus animus in mala re, dimidium est mali.** [Animus bonus in rē malā est dimidium malī.]「悪い事柄に於ける良い心情は、悪い[こと]の半分である。」<animus>…「心」、<dimidium>…「半分」。※「良いと悪い」→「索引」

<274> **Bonus atque fidus iudex honestum praetulit utili.** [Jūdex ex bonus atque fidus praetulit honestum ūtili.] (Hor.Carm.4,9,40) 「有能で誠実な裁判官は、立派な[もの]を有用な[もの]に優先させた。」<fidus>…「誠実な」、<praetulit>…<praefero>[優先させる]の ㊦㊧㊨、<honestum>…<honestus>[立派な]の ㊦㊧㊨ (名略)。

<275> **Bonus iudex damnat improbanda, non odit.** [Jūdex bonus damnat improbanda, nōn ōdit.] (Sen.De Ir.1,16,7) 「有能な裁判官は、正しいものと認められるべきでない[こと]を断罪するが、[しかし][それを]憎みはしない。」<damnatus>…<damno>[有罪の判決を下す]の ㊦㊧㊨、<improbanda>…<improbo>[否認する]の ㊦㊧㊨<improbandus>[否認されるべき[である]]の ㊦㊧㊨ (名略)、<odit>…<odi>[憎む]の ㊦㊧㊨。※ ㊦㊧㊨→1。<odi>は、<coepi>[はじめる]、<memini>[覚えている]、<novi>[知っている]などの、法律ラテン語命題では重要な言葉とともに、完了形でしか現われない特別の動詞のグループに属する。『新ラテン文法』§265を参照。「辞書」の説明のところで、見出し語のつぎにくるのは、ふつうの動詞の場合、現在不定法であるが、<odi>のさいには、<odisse>という完了不定法がきている。「現在形の意味をもつ完了」→「索引」、「タテマエ(断罪)とホンネ(憎悪)」→「索引」。

<276> **Bonus iudex secundum aequum et bonum iudicat, et a equitatem stricto juri praefert.** [Jūdex bonus jūdicat secundum aequum et bonum, et praefert aequitatem jūri strictō.] (Co.Litt.24b; Term,344) 「有能な裁判官は、善と衡平に従って裁き、そして、衡平を厳格な法に優先させる。」<praefert>…<praefero>[優先させる]の ㊦㊧㊨、<stricto>…<strictus>[厳格な]の ㊦㊧㊨。

<276bis> **Bonus iudex varie ex personis causisque constituet.** [Jūdex bonus cōstituet variē ex persōnīs (que) causīs.] 「有能な裁判官は、人および状況[の違い]に基づいて、さまざまに定めるであろう。」<constituet>…<constituo>[定める]の ㊦㊧㊨。※「法律(法)と衡平」→「索引」、「タテマエ(法律(法))とホンネ(衡平)」→「索引」。

<277> **Breve iudiciale debet sequi suum originale; et accessorium suum principale.** [Breve jūdiciale dēbet sequī origināle suum; et accessōrium prīcipāle suum.] (Jenk.Cent.292) 「裁判上の令状は、その原[本](訴訟開始令状)に従うべきであり、そして、付随的な[もの]は、その主たる[もの]に[従うべきである]。」<breve>…「令状」、<originale>…<originalis>[もとの]の ㊦㊧㊨ (名略)、<accessorium>…<accessorius>[付随的な]の ㊦㊧㊨ (名略)、<principale>…<principalis>[主たる]の ㊦㊧㊨ (名略)。※「主と従」→「索引」、「タテマエ(主)

とホンネ（従）」→「索引」。

<278> **Breve judiciale non cadit pro defectu formae.** [Breve jūdiāle nōn cadit prō dēfectū fōrmae.] (Jenk.Cent.43)「裁判上の令状は、形式の欠陥のために失効することはない。」<breve>…「令状」、<cadit>…<cado> [おちる] の 現 三 單、<defectu>…<defectus> [欠陥] の 單 舊。

C

<279> **Calor iracundiae non excusat a delicto.** [Calor iracundiae nōn excūsāt ā dēlictō.]「短気の熱情は、不法行為の言訳とは成らない。」<calor>…「熱情」、<iracundiae>…<iracundia> [短気] の 隸屬、<excusat>…<excuso> [弁解する] の 現 隸屬。

<279bis> **Captatoriae scripturae neque in hereditatibus neque in legatis valent.** [Scrip̄turae captātōriae valent neque in hērēditātibus neque in lēgātīs.]「財産上の不利益をもたらすような書面は、相続に於いても、遺贈に於いても、有効ではない。」<scripturae>…<scriptura> [文書] の 隸屬、<captatoriae>…<captatorius> [財産上の不利益をもたらす] の 隸屬、<legatis>…<legatum> [遺贈] の 隸屬。※<neque ~ neque>は相関語である。

<279ter> **Caput atque fundamentum intelligitur totius testamenti heredis institutio.** [Īnstitūtiō hērēdis intellegitur caput atque fundāmentum tēstāmētī tōtius.]「相続人の指定は遺言全体の頭[であり]、基礎[である]、と理解される。」<institutio>…「指定」、<caput>…「首」、<fundamentum>…「基礎」。※主格不定法の構文が見える。主語の<institutio>は、<intelligitur>と隠れている<esse>の双方にかかる。 隸屬→<98>

<280> **Carcer ad homines custodiendos non ad puniendos dandi debet.** [Carcer dēbet darī ad hominēs cūstōdiendōs, nōn ad pūniendōs.] (Co.Litt.260a)「牢獄は、人を罰するためにではなく、[人を]保護するために、与えられるべきである。」<carcer>…「牢獄」、<custodiendos>…<custodio> [保護する] の 動 形 <custodiendus> [保護されるべき [である]] の 隸屬、<puniendos>…<punio> [罰する] の 動 形 <puniendus> [罰せられるべき [である]] の 隸屬。※二つの動形容詞は動名詞のように訳していく必要がある。これについては、<153>・<1540>を参照。 動 形 →<1>

<281> **Carta non est nisi vestimentum donationis.** [Carta nōn est nisi vestīmentum dōnātiōnis.] (Plowd.160)「捺印証書は、贈与の外衣以外の [もの] ではない。」<carta>…「捺印証書」、<vestimentum>…「衣服」、<donationis>…<donatio> [贈与] の 隸屬。

<282> **Casum sentit dominus.** [Dominus sentit cāsūm.]「所有者が事変の責を負う。」<sentit>…<sentio> [感ずる] の 現 隸屬。※単数形の<casum>の位置に複数形の<casus>が入ってくる命題もある (Gai.D.

13,6,18pr.)。〈283〉・〈284〉・〈559〉・〈2803〉・〈3229〉

〈283〉 **Casum sentit is quem tangit.** [Is, quem tangit, sentit cāsum.]「[事変に] 遭う人が事変 [の責] を負う。」〈tangit〉…〈tango〉[ふれる] の ㊦㊧㊨、〈sentit〉…〈sentio〉[感ずる] の ㊦㊧㊨。〈282〉・〈284〉・〈559〉・〈2803〉

〈284〉 **Casus a nullo praestantur.** [Cāsus praestantur ā nūllō.] (Ulp.D.50,17,23; Gai.D.13,6,18pr.)「事変の責は誰に依っても負われない。」〈praestantur〉…〈praesto〉[責を負う] の ㊦㊧㊨。※〈casus〉[事変] とほぼ同じ系統の意味をもつものに、〈115〉の〈casus fortuitus〉[偶然の事変]、〈casus major〉[比較的大きな事変]、〈vis major〉[比較的大きな力=不可抗力] などがある→〈105〉。「事変」→「索引」。〈282〉・〈283〉・〈559〉・〈2803〉

〈285〉 **Casus fortuitus a mora excusat.** [Cāsus fortuitus excūs at ā morā.] (Ulp.D.16,3,1,35; D.40,5,26,5)「偶然の事変は遅滞の口実と成る。」〈fortuitus〉…「偶然の」、〈excusat〉…〈excuso〉[口実とする] の ㊦㊧㊨、〈mora〉…〈mora〉[遅滞] の ㊦㊧㊨。

〈286〉 **Casus fortuitus in nullo contractu praestatur.** [Cāsus fortuitus praestatur in contractū nūllō.] (Ulp.D.16,3,1,35; Tray.L at.Max.67)「偶然の事変の責は、いかなる契約に於いても負われない。」〈fortuitus〉…「偶然の」、〈praestatur〉…〈praesto〉[責を負う] の ㊦㊧㊨。

〈287〉 **Casus fortuitus non est sperandus; et nemo tenetur divinare.** [Cāsus fortuitus nōn est sperandus; et nēmō tenetur dīvināre.] (4 Co.Rep.66b; Hard.82,Arg)「偶然の事変は予期されることは出来ない。そして、誰も、[それを] 予見する責を負わない。」〈fortuitus〉…「偶然の」、〈sperandus〉…〈spero〉[期待する] の見出し語 ㊦㊧㊨ [期待されるべき [である]]、〈divinare〉…〈divino〉[予言する] の ㊦㊧㊨。※ふつう、動形容詞は「～されるべきである」と訳せばよいが、このように、「～されることが出来る」と訳すほうがよい場合も、ときにはある。㊦㊧㊨→〈1〉

〈288〉 **Casus fortuitus non est supponendus.** [Cāsus fortuitus nōn est supponendus.] (Hard.82)「偶然の事変は前提とされるべきではない。」〈fortuitus〉…「偶然の」、〈supponendus〉…〈suppono〉[下におく] の見出し語 ㊦㊧㊨ [下におかれるべき [である]]。※ ㊦㊧㊨→〈1〉

〈288bis〉 **Casus impotentiae involvit casum voluntatis et vice versa.** [Cāsus impotentiae involvit cāsum voluntātis, et vice versa.]「不可能の事例は意欲の事例を含む。逆もまたそう [である]。」〈impotentiae〉…〈impotentia〉[無能力] の ㊦㊧㊨、〈involvit〉…〈involvo〉[ふ

くむ]の ㊦㊧㊨、<vice>…<vicis> [交代] (属) の ㊩㊪、<versa>…<verto> [まわす] の ㊫㊬<versus>の ㊭㊮。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (vice) プラス完了分詞 (versa)」型で、その意味は「～するようにして」である。 ㊯㊰→<22>。<vice versa> [さかさまに] は一種の熟語である。

<288ter> **Casus nocet domino.** [Cāsus nocet dominō.] 「事変は所有権者を害する。」<nocet>…<noceo> [害する] の ㊦㊧㊨。

<289> **Casus non est imputabilis.** [Cāsus nōn est imputābilis.] 「事変には責は負われない。」<imputabilis>… 「責任を負う」。

<290> **Casus omissus et oblivioni datus dispositioni juris communis relinquitur.** [Cāsus omissus et datus obliuionī relinquitur dispositiōnī jūris commūnis.] (Bishop's Case, 5 Co.Rep.37b; Broom, Max.46) 「見すごされそして忘却に委ねられた事例は、普通法の処理のために残される。」<omissus>…<omitto> [見のがす] の見出し語 ㊫㊬、<oblivioni>…<oblivio> [忘却] の ㊭㊮、<relinquitur>…<relinquo> [残す] の ㊯㊰㊱、<dispositioni>…<dispositio> [配置] の ㊭㊮。

<291> **Casus omissus habetur pro omissio.** [Cāsus omissus habetur prō omissō.] (Pomp.D.28,2,10; Tray.Lat.Max.67) 「見のがされた事案は、[故意に] 見のがされた [もの] と扱われる。」<omissus>…<omitto> 「見のがす」の見出し語 ㊫㊬、<omisso>…さきの<omissus>の ㊭㊮ (名略)。※<habentur>の位置に<est habendus> [扱われるべきである] が入ってくる命題もある (Tray.Lat.Max.67)。

<292> **Catalla juste possessa amitti non possunt.** [Catalla possessa jūstē nōn possunt āmitti.] (Jenk.Cent.28) 「正当に占有された動産は、失なわれることは出来ない。」<catalla>… 「動産」、<possessa>…<possideo> [占有する] の ㊫㊬<possessus>の ㊭㊮、<amitti>…<amitto> [失なう] の ㊯㊰㊱。

<293> **Catalla reputantur inter minima in lege.** [Catalla reputantur inter minima in lēge.] (Jenk.Cent.28,52) 「動産は、法律 (法) においては最も [価値の] 低い [もの] と評価される。」<catalla>… 「動産」、<reputantur>…<reputo> [評価する] の ㊯㊰㊱。

<294> **Causa causae est causa causati.** [Causa causae est causa causāti.] (12 Mod.639; Freem.Judge.329) 「原因の原因は、生じた [こと] の原因である。」<causati>…<causo> [生ずる] の ㊫㊬<causatus>の ㊭㊮ (名略)。※「言葉遊び」→「索引」

<295> **Causa criminalis non praejudicat civili.** [Causa crīminālis nōn praejūdicat cīvilī.] 「刑事訴訟は民事 [訴訟] の先決とは成らな

い。」<praejudicat>…<praejudico> [先決となる] の ㊦㊧㊨。※「民事訴訟と刑事訴訟」→「索引」

<296> **Causa dominii multiplicari non potest.** [Causa dominiī nōn potest multiplicārī.] (*Ulp.D.30,34,3*)「所有権の原因は広げられることは出来ない。」<multiplicari>…<multiplico> [数倍化する] の ㊦㊧㊨。

<297> **Causa ecclesiae publicis causis aequiperatur et summa ratio est quae pro religione facit.** [Causa ecclēsiae aequiperātur causīs pūblicis, et ratiō, quae facit prō religiōne, est summa.] (*Decr.2,16: 3,15; Co.Litt.341a*)「教会の訴訟は公的な訴訟と同視される。そして、宗教のために [人が] なす議論は、最高のものである。」<ecclesiae>…<ecclesia> [教会] の ㊦㊧㊨、<aequiperatur>…<aequiperō> [同等にする] の ㊦㊧㊨㊩㊪、<religione>…<religio> [宗教] の ㊦㊧㊨。

<298> **Causa et origo est materia negotii.** [Causa et orīgō est māteria negōtiī.] (*1 Co.Rep.99b; Wing,Max.41*)「原因および起源は、用務の素材である。」<origo>…「起源」、<materia>…「素材」。

<299> **Causa proxima, non remota, spectatur.** [Causa proxima, nōn remōta, spectātur.] (*Broom,Max.140,216; Bac.Max.Reg. 1*)「遠い [事案] ではなくて、最も近い事案が、考察される。」<remota>…<remotus> [遠い] の ㊦㊧㊨、<spectatur>…<specto> [考察する] の ㊦㊧㊨㊩㊪。※「遠いと近い」→「索引」

<300> **Causa vaga et incerta non est rationabilis.** [Causa vaga et incerta nōn est ratiōnābilis.] (*5 Co.Rep.57b*)「不安定で不確実な原因は、合理的ではない。」<vaga>…<vagus> [不定の] の ㊦㊧㊨、<incerta>…<incertus> [不確実な] の ㊦㊧㊨、<rationabilis>…<rationabilis> [合理的な] の ㊦㊧㊨。

<301> **Causae dotis, libertatis, fisci sunt inter favorabilia in lege.** [Causae dōtis, libertātis, fiscī sunt inter favōrabilia in lēge.] (*Bac.Max.Reg.1; Jenk.Cent.284*)「嫁資、自由および国庫の訴訟は、法律 (法) に於いては有利な扱いを受ける [もの] に属する。」<dotis>…<dos> [嫁資] の ㊦㊧㊨、<fisci>…<fiscus> [国庫] の ㊦㊧㊨、<favorabilia>…<favorabilis> [有用な] の ㊦㊧㊨ (㊦㊧㊨)。

<302> **Cautela abundans non nocet.** [Cautela abundāns nōn nocet.] (*C.J.6,23,17*)「過剰な予防措置は害しない。」<cautela>…「予防措置」、<abundans>…<abundo> [あふれる] の ㊦㊧㊨、<nocet>…<noceo> [害する] の ㊦㊧㊨。

<303> **Cautio medicina est arresti.** [Cautiō est medicīna arresti]

i.]「担保提供は拘禁を回避するための策である。」<cautio>…「担保」、<medicina>…「救い」、<arrestum>…<arrestum> [拘禁] の 隼 屬。※<arrestum> [拘禁] という語は、「辞書」にはない。

<304> **Caveat emtor(emptor); qui ignorare non debuit quod jus alienum emit.** [Emtor(Emptor) caveat; quī nōn dēbuit ignōrāre, quod emit jūs aliēnum.] (Hob.99; Lofft.328; Broom,Max.768; 110 U.S.116.3,Sup.Ct.537,28; L.Ed.86)「買主 [の方] が注意すべきである。実際のところ、この人物は、他人の権利を購入する以上は、[売買をめぐる状況に] 無知であるべきではなかった。」<caveat>…<caveo> [用心する] の 𠩺 𠩺 𠩺 𠩺、<ignorare>…<ignoro> [知らない] の 𠩺 𠩺、<emit>…<emo> [買う] の 𠩺 𠩺 𠩺。※買主は、多くの場合、自身が買いたいから買うのである（買ってあげる、というケースもたしかに存在するが）。積極的に買いに出るからには、買主は、対象物の品質やそれを取りまく権利関係（目的物がほんとうに売主の所有物であるか、抵当権がそれに設定されていないか、など）に問題がないかをあらかじめよく吟味しているはずである。しかし、古い時代に遡れば遡るほど、売買は一瞬の勝負というかたちになっていて、買主は、商品の中味を十分にたしかめる余裕もなく、リスクを十二分に承知のうえで、購入にふみきる。売主は、とにかく現状のまま売っているのであって、後になってクレームをつけることなど、買主には許さない。現在でも、個人レベルでは人生最大の売買行為に位置づけられる土地売買のさいには、公簿記載の土地の面積と実測によってはじきだされた面積とで多少のちがいが生じてくるのは珍しくもないが、取引のさい前者の面積をベースとして売買が成立すると、実測値が小さいことを後になって知っても、後の祭りとなる——もつとも、実測すると、逆に値が大きくなってもうかるケースもけっこうあるが)。ローマ人の売買観というものは<329>・<745>からうかがい知ることができるが、「古代資本主義」とも誇張して言われるローマの経済社会では、現代の売買の技術的水準に十分に対応するものが存在していた。古い姿が低レベルのものとはかぎらないのである。ところで、上記の格言は英法のものであって、これは、売主に欺瞞があったような場合をのぞいて、売買契約の条項において売買の目的物である動産の品質あるいは権原（タイトル）を保証する担保責任（warranty）が明示的に定められてるのでないかぎりには——つまり、ごくふつうの売買の状況では——、買主の側が売買目的物の瑕疵または売主の権原の瑕疵の危険を負担することになり、その買主は、瑕疵に対する責任を事後的に売主の側に問うことができない、という趣旨のものである。この原則が不動産売買の場合にも適用されるようになったので、これは、全体として、売買全般における売主保護の思想を確認するものとなっている

る。しかし、実際問題として、対象物にかんして十分に情報を与えられていないことも多い買主に瑕疵のリスクを背負わせるのは、条理から見ても問題である、と感じとられるようになったせいであろうか、英法では、まず、判例法で、「買主注意！＝売主保護」の原則はしだいに制約をうけはじめ、そして、比較的近い時代には、制定法を通じて、その制約がルールへと固められるようになった。このようにして、つぎの〈Caveat venditor.〉[売主[の方]が注意すべきである＝売主注意！]で示される命題がしだいに力をえてきている。こちらの方の格言は、売主が原則的に売買目的物の品質を保証したものと扱われる（とくにこのことを否定するような合意がある場合はべつであるが）ことを意味するが、企業が、利潤を目的として、製造物・生産物を商品として販売する、という現在の経済の仕組に着目すれば、法人としての企業体に結果的には無過失責任までも含む厳格な責任を負わせて、あらゆる点で弱い立場におかれている買主＝一般購入者を保護する、というシステムは理にかなったものである、と言ってよい。PL (Products Liability) 法が最近になって日本に導入されたさい、保険が製造物責任の分担から生ずる損失をカバーするように動いてもいるので、法（法理）と経済（保険）とのタイアップにより、「売主注意！＝買主保護」の新原則はこれからも実施面でいっそう強められていくことであろう。「契約の実相」→「索引」

このさい、ローマ法のことも見ておこう。ローマ法上、売主が売却後にも責任を問われることがある。一つは、所有権などの物権を保有する第三者の手で売買目的物の占有が買主から奪われてしまったときの責任である（追奪担保責任）。ローマ法には、いくらか特別な事情があつて、売主は、買主に「安全な占有（「所有」ではない）が移転されること *vacuum possessionem tradi*」、および、その者に、「使用し、収益し、事実所有し、また占有することを許すこと *uti frui habere possidereque licere*」の義務（これは「なすこと *facere*」の義務である）を負うだけである（「与えること *dare*」の義務まで負うわけではない）。つまり、「所有権を移転する」という、売買の標準的なパターンがつねに存在しているわけではない状況下では、第三者による追奪の危険がたえずいつも存在するのであるが、もし買主が追奪をうけて最終的に目的物の占有を奪われてしまったときには、売主はその買主に対して代金の二倍額を支払わなければならない（現代にも「手付の倍返し」というルールが不動産売買において固まっているが、考えかたにはこれといくらか似たところもある）。この追奪担保責任は、最終段階では法定責任にまで高められ、制度として完成した。これで、特定の方式を経由しなくても、また、たとえば二倍額問答契約というかたちの特約をしておかなくても、救済がうけられるようになったわけである。し

たがって、売主は、他人がからんでいるような物権を売却するときには、自身の側で十分用心しておかなければならない。もう一つは、売買の目的物に瑕疵があるために買主が被害をこうむったさいの責任である（瑕疵担保責任）。売却された土地の面積が売主の言明したものより小さいときとか、商品である奴隷に逃亡癖があることなどの欠陥をあらかじめ買主につげておかなかったときとかにおいて、売主は、これによって買主のこうむった損害を、代金の二倍額の支払、代金減額、契約解除などのかたちでつぐなわなければならない。ここにおいても、追奪担保責任の場合と同様に、売主の責任は法定責任にまできりあげられている。以上二つの制度から判明するように、売主がいろいろと問題のある物を売却したとき（ときには、過失がないような状況下でも）、そのことによって不利益をこうむった買主が泣き寝入をよぎなくされる、というのは、信義誠実の観点からも、衡平の観点からも許されないものであり、また、取引の安全を重要視する通商国家ローマにとって見すごせない事柄であったので、ローマ人は、長い期間をかけて少しずつ制度を手直ししながら、買主保護の目標をかなりのレベルで達成したのである。

<305> **Caveat venditor.** [Vēnditor caveat.] (Lofft, 328) 「売主 [の方] が注意するべきである。」<caveat>…<caveo>[用心する]の ㊦ ㊧ ㊨ ㊩。

<306> **Caveat viator.** [Viātor caveat.] (Broom, Max. 387) 「旅人 [の方] が注意するべきである。」<caveat>…<caveo>[用心する]の ㊦ ㊧ ㊨ ㊩ ㊪、<viator>…「旅人」。※この格言の本来の意味は、公の通路（道路・水路）を通行する人が、そこで生ずる危険については、自ら対応し、いわば自身で責任をうけとめなければならないことを言いあらわしていた。ここに現われている自己責任システムは、それ自体としては理に適ったものであるとも言えるが（現代でも、ポジティブな表現法で、「自己の危険（責任）において泳ぐこと」という立札の立てられた川がドイツにある—日本では、逆に、ネガティブな表現法で、「遊泳禁止！」となるところであろう）、さまざまな問題点が生起して、しだいに修正されていき、やがてリーズナブルな扱いも生まれてくるようになる。それはつぎのようにしてである。公衆に通行することが許されている私人所有の土地の場合、もともとは、公けの通路の場合と同じように、通行人が自ら危険を負担しながらその私有地を通行するものとされていた。土地の所有者はそれなりのサービスは他人に対してするが、責任は負わない、というわけである。ところが、一九世紀の中ごろになると、その土地の所有者・占有者は、いったん通行許可を他人に与えた以上は、その土地の危険な状態から通行人に損害が発生してしまった場合、通行人の損害に対して責任を負わされる、というように取扱いが変わる。さらに、違法にその土地に入ってきた侵入者に対しても、

彼ら所有者・占有者は、社会通念もしくは人道に要求される程度の注意義務は負わされることになる。これは、「盗人に追銭」ということにもなり、条理の観点からすると、問題がないわけでもないが、さらに高次の法政策の観点からそのような取扱いになったのであろう。現在の英米法にもこういった発想が生かされている（たとえば、公立学校の屋根裏に侵入した窃盗犯人が、老朽化し、管理不十分な天井板が破れたために、落下して大けがをしたとき、その身体傷害への責任を当局に対して問えるかどうか、といった問題にかんする対応においてである）。

ことのついでに、ローマ法の話に入ろう。〈viator〉には「旅行者」という意味があるが、彼らは、移動用に用いた馬を宿場の厩舎にあずけ、たいていはその厩舎を経営する人物の所有する旅館にとまったり、また、船で何日も寝とまりしたりしながら、旅をする。なかには悪徳経営者もいて（その使用人だけが悪いことをするケースもあるが）、いろいろと悪事をはたらくのであるが、そういったとき、その土地の事情にはうとく、また先を急がなければならぬ旅行者は、トラブルの事後処理を十分に行なうことができない。もちろん、他人の施設を有償で利用させてもらう、という状況から、契約関係が発生し、それなりの法的保護が契約当事者間で保証されているが、旅行者がらみの場合、使い勝手はよくない。そこへ、法の手直し役として、法務官が—もちろん、法学者の知恵をかりて—介入してきて、「客（旅行者）がもちこんだものが安全であることをひきうける」という特別の保証を彼ら経営者にひきうけさせるようにしむける。もちろん、法（とりわけ司法）の現場担当者である法務官は、そういった制度に実効性を与えることに手ぬかりはなかった。その「保証引受」が〈receptum〉（レケプトゥム）なのであるが、のちには、語義が変わって、「物をひきうける（預る＝受領する）」ことを意味するようになる。物のひきうけによって保証のひきうけが自動的に発生するものと扱われたからである。これにより、「レケプトゥム」責任は法定責任となった。ところで、この制度の特徴は、その責任が、過失の存在を前提とはしない、絶対的なものである点（もっとも、難船、盗賊の襲来などによる損害のケースは、不可抗力〈vis major〉によるものとして、対象から外される）と、経営者だけでなく、使用者の行為についても責任が追及される点にある。そのようなわけで、「旅行者の方が自分の方で十二分に用心していなければならない。」という原則はくずれ、施設提供者の方があずかった物を滅失・毀損させないように、十二分に気をつかう必要が生じ、その結果、旅行者は安心して旅をつづけることができるようになる。巨大な帝国であるローマが旅の安全を確保し、ひいては流通経済をスムーズにたもつことを国の政策として重視するのは、ある意味では当然のことであった。なお、「レケプトゥム責任」の法理は、

後代の法制にも影響をおよぼしている。ちなみに、日本の商法第五九四条第一項には、「旅店、飲食店、浴場其他客ノ来集ヲ目的トスル場屋ノ主人ハ客ヨリ寄託ヲ受ケタル物品ノ減失又ハ毀損ニ付キ其不可抗力ニ因リタルコトヲ証明スルニ非サレバ損害賠償ノ責ヲ免ルコトヲ得ス」は、日本の法がローマ法の系列に属することを示す好例の一つとなっている。

<307> **Cavendum est a fragmentis.** [Est cavendum ā frāgmentis.] (Bac.Aph.26)「断片的な[もの]については、注意すべきである。」<cavendum>…<caveo>[注意する]の𠄎𠄎𠄎<cavendus>[用心すべき[である]]の𠄎𠄎𠄎、<fragmentis>…<fragmentum>[断片]の𠄎𠄎𠄎。※「自動詞の動形容詞」→<1>、𠄎𠄎𠄎→<1>。

<308> **Cavendum est ne major poena quam culpa est.** [Est cavendum, nē poena est māior, quam culpa.] (Cic.De Off.1,25,89)「罪過よりも刑罰がもっと大きいものと成らないように、注意すべきである。」<cavendum>…<caveo>[用心する]の𠄎𠄎𠄎<cavendus>[用心すべき[である]]の𠄎𠄎𠄎。※「自動詞の動形容詞」→<1>・<574>・「索引」、𠄎𠄎𠄎→<1>、「罪過と罰(刑罰)」→「索引」、「タテマエ(罪過)とホンネ(刑罰)」→「索引」。

<309> **Cavere aut carere.** [Cavēre aut carēre.] (Ulp.D.39,2,9pr.)「担保を設定するか、あるいは[物を]持たないでいるか[、のどちらかである]。」<cavere>…<caveo>[用心する]の𠄎𠄎𠄎、<carere>…<careo>[なしですます]の𠄎𠄎𠄎。※「言葉遊び」→「索引」

<310> **Cedant arma togae; cedant laurea laudi.** [Arma cēdant togae; laurea cēdant laudī.] (Cic.De Off.1,22,77)「武器は市民服(トガ)に[功績を]譲るべきであり、また、[戦勝の]月桂冠は[内政上の]賞讃に[功績を]譲るべきである。」<arma>…「武器」(複数形)、<cedant>…<cedo>[譲る]の𠄎𠄎𠄎𠄎𠄎、<togae>…<toga>「市民服(トガ)」の𠄎𠄎𠄎、<laurea>…「月桂冠」、<laudi>…<laus>[賞讃]の𠄎𠄎𠄎。※「タテマエ(トガ)とホンネ(武器)」→「索引」

<311> **Cedi jus personale alii non potest.** [Jūs persōnale nōn potest cedi aliī.]「一身専属的な権利は、他[人]に譲られることは出来ない。」<cedi>…<cedo>[譲る]の𠄎𠄎𠄎𠄎。

<312> **Celare fraudem fraus est.** [Cēlāre fraudem est fraus.]「詐欺を隠すことは詐欺である。」<celare>…<celo>[隠す]の𠄎𠄎𠄎、<fraudem>…<fraus>[詐欺]の𠄎𠄎𠄎。

<313> **Certa debet esse intentio, et narratio, et certum fundamentum, et certa res quae deducitur in iudicium.** [Intentiō et nārrātiō dēbet esse certa, et fundāmentum certum, et rēs, quae

dēdūcitur in iūdicium, certa.] (Co.Litt.303a)「意図、申立、根拠、および、審理に委ねられる事項は、確定したものであるべきである。」<intentio>…「意図」、<narratio>…「申立」、<fundamentum>…「基礎」、<deducitur>…<deduco> [導く] の ㊦ ㊧ ㊨ ㊩。※<certum>と<certa>という形容詞の形のちがいは、主語の性の違いに対応する。

<314> **Certior factus non debet certiorari.** [Factus certior nōn dēbet certiōrārī.] (Ulp.D.19,1,1,1)「確報を受けた[人]に[さらに]知らされる必要は、ない。」<certior>…<certus> [確かな] の見出し語 ㊪、<certiorari>…<certioro> [知らせる] の ㊫ ㊬ ㊭。※問題の<certiorari>は、英米法では「サーシオレイライ」と発音されて、「移送命令」という名詞風の訳語として定着している。辞書の<certus>の項に<alqm certiozem facere>という熟語があり、「ある人に確報する」と訳がつけられているが、この<alqm>=<aliquem> [ある人を] は、「～を～とする」の「～を」のところに相当し、「～と」のところには、<certiozem> (対格=単数男性対格) が入る。<aliquem certiozem>といった緊密なつながりかたにはなっていないわけである。「言葉の切りわけ」→「索引」。ところで、<facere>は能動相の動詞としては、このように対格が二連でくるのであるが、本例では受動相がくる関係で、<factus> [～とされた] と<certior>がともに主格でならんでいる。<786>・<2869>

<315> **Certum esse debet consilium testantis.** [Cōnsilium tēstantis dēbet esse certum.] (Pseudo-Ulp.Lib.Sing.Reg.22,4)「遺言する[人]の意思は確定的なものであるべきである。」<consilium>…「意思」、<testantis>… ㊮<testor> [遺言する] の ㊯ ㊰<testans>の ㊱ ㊲ (名略)。※日本でも、その昔——たとえば、鎌倉時代に——、遺言がそれなりに活用されたことがあったようであるが、現代では、これはまだそれほど国民のあいだで親しまれているわけではない。ところで、ローマには、もっとも重要な法行為の一つとして、遺言がある。しかも、多くの人々が遺言を作成していたので、これは日常的な法行為であった(遺言書を何回も書きかえる人がいたので、なおさらのことである)。これについて、原則・原理を述べた格言的な命題がある。遺言が有効に成立するには、たとえば、<Titius heres esto.> [ティティウスは相続人となれ。] というような相続人の指定が冒頭におかれていなければならないが(<Heredis institutio est caput et fundamentum testamenti.> [相続人指定は、遺言の頭であり基礎である。])、そのほかに、遺言は、遺言による財産処分である遺贈、奴隷の解放、後見人の指定などの重要な事柄を含むことができる。遺言の作成は、要式行為に属するので、古くから特殊な方式に拘束されていた。時代によりかなり変遷はあるが、作成形式がしだいに簡略化されていく傾向

が認められる。七名の証人の捺印のある遺言書（蠟引きの板を合わせて封印する秘密の文書）がもっとも基本的な型で、これが後代のヨーロッパに伝えられた。遺言は終意処分であり、死亡した人の眞の正確な意思を知ることが不可能な関係で、遺言者の意思をできるだけ尊重するように、法学者は解釈の場で努力をつみかさねている。

ローマ法では、遺言作成および取消についてはなんらの制限も設けられていないが（日本民法第一〇二二条参照）、遺言の内容はまったく自由というわけではなく、各種の制限がこれに加えられている。第一に、遺言者が死亡すれば家長となるような重要な地位にある人（自権相続人という）は、遺言で相続人に指定されるか排除されるかのどちらかの、はっきりとした扱いをうけなければならない、もしいずれの処分も行なわれないうときは、遺言は無効となって、法定相続に移行する。第二に、遺言者と近い関係にある人が、もし無遺言相続人であったならばうけたはずの額の四分の一（義務分）に達しない額しか遺言によってうけられなかったときは、一定の範囲で遺言は取消される（この制度は、フランス民法の流れをくむ日本民法の「遺留分」とはかならずしも同じではない）。そのほか、遺贈の額や、遺言によって解放される奴隷の数を制限する法律がしばしば制定されている。ローマの法体系は、自権者（家長のことで、その権力に服する「他権者」と区別される）を中心に組立てられているが、この遺言においてもそうであり、自権者だけが完全な遺言作成能力をもつ。家子や婦女はごくかぎられた範囲で遺言を作成できただけである。

<316> **Certum est, quod certum reddi potest.** [Quod potest reddi certum, est certum.] (9 Co.Rep.47; Broom,Max.422; Noy.Max.481)「確定した[もの]とされることが可能な[ものは]、確定的なものである。」<reddi>…<reddo> [～とする] の ㊦㊧㊨。

<317> **Certum est, quod is committit in legem, qui legis verba complectens contra legis nititur voluntatem.** [Quod is, qui, complectens verbā lēgis, nītitur contrā voluntātem lēgis, committit in lēgem, est certum.] (C.J.1,14,5pr.; Lib.Sex.5,13,88)「法律(法)の文言に依拠しながら、法律(法)の意図に反する行動を取ろうとする人が法律(法)に違反していることは、確かである。」<complectens>… ㊩<complector> [つかむ] の見出し語 ㊪㊫、<nititur>… ㊬<nitor> [行動をとろうとする] の ㊭㊮㊯ (㊰)、<committit>…<committo> [違反する] の ㊱㊲㊳。※<est certum> [たしかである] の構文は対格不定法をとることも多いが、ここはいくらかモダンに、<quod> [～ということは] という接続詞を用いている。<fit quod>も同タイプのもので、「～ということが起る」となる。<fit>は<fio> [生ずる] の現在三人称単数である。現在分詞の

<complectens>は、形のうえでは主語の<qui>にかかるが、意味上はこのように独立した位置にある。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」、「文言と意図（意思）」→「索引」、「タテマエ（文言）とホンネ（意図）」→「索引」。

<318> **Cessante causa cessat effectus.** [Effectus cēssat causā cēssante.] (Thomas Aquinus, Summa Theologica, 1, 96, 3, 3; Broom, Max. 97, 160; Exch. 1, 430) 「原因がなくなれば、効果はなくなる。」<effectus>…「効果」、<cessat>…<cesso> [やむ] の ㊦㊧㊨、<cessante>…さきの<cesso>の ㊦㊧<cessans>の ㊨㊩㊪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (causa) プラス現在分詞 (cessante)」型で、その意味は「～ならば」である。 ㊨㊩㊪→<22>

<319> **Cessante ratione legis cessat ipsa lex.** [Lēx ipsa cēssat, ratiōne lēgis cēssante.] (Pap. D. 35, 1, 72, 6; 2 Bl. Com. 391; Broom, Max. 97, 159; Co. Litt. 70b) 「法律（法）の原因がなくなれば、法律（法）自体 [も] なくなる。」<cessat>…<cesso> [やむ] の ㊦㊧㊨、<cessante>…さきの<cesso>の ㊦㊧<cessans>の ㊨㊩㊪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (ratione) プラス現在分詞 (cessante)」型で、その意味は「～ならば」である。 ㊨㊩㊪→<22>。<3623>

<320> **Cessante statu primitivo, cessat derivativus.** [Dērivātivus cēssat, statū primitivō cēssante.] (Broom, Max. 320, 495; 8 Co. Rep. 34a; 2 Kent. Com. 32) 「原初的な地位がなくなれば、[それから] 派生した [もの] [も] なくなる。」<derivativus>…「派生的な」を意味する形容詞が名詞化したもの、<cessat>…<cesso> [やむ] の ㊦㊧㊨、<primitivo>…<primitivus> [原初的な] の ㊨㊩㊪、<cessante>…さきの<cesso>の ㊦㊧<cessans>の ㊨㊩㊪。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (statu) プラス現在分詞 (cessante)」型で、その意味は、「～ならば」である。 ㊨㊩㊪→<1>、「原初と派生」→「索引」、「タテマエ（原初）とホンネ（派生）」→「索引」。

<321> **Cessionarius est pro creditore.** [Cēssiōnārius est prō crēditōre.] 「譲受人は債権者のようなものである。」<cessionarius>…「譲受人」。<322>・<474>

<322> **Cessionarius utitur jure cedentis.** [Cēssiōnārius ūtitur jūre cēdentis.] 「譲受人は譲渡する [人] の権利を用いる。」<cessionarius>…「譲受人」、<cedentis>…<cedo> [ゆずる] の ㊦㊧<cedens>の ㊨㊩㊪ ㊦ (名略)。<321>・<474>

<323> **Charta de non ente non valet.** [Charta dē nōn ente nōn valet.] (Co. Litt. 36) 「存在しない [もの] に関する証書は、有効ではない。」<charta>…「証書」、<ente>…<sum> [存在する] の ㊦㊧<ens>の ㊨

Ⓐ。※<ens>の形は、「辞書」には名詞として採録されているが、『新ラテン文法』§985 の変化表には、カッコつきで、現在分詞として、登場してきている。

<324> **Chartarum super fidem, mortuis testibus, ad patriam de necessitudine recurrendum est.** [Est recurrendum ad patriam super fidem chartarum, dē necessitudīne, testibus mortuīs.] (Co. Litt.36)「証書の信頼性に関しては、証人が死亡してしまったときには、必要上、陪審に頼るべきである。」<recurrendum>…<recorro> [頼る] の Ⓐ<recurrendus> [頼るべき [である]] の ⒶⒶⒶ、<patriam>…<patria> [陪審] の ⒶⒶ、<chartarum>…<charta> [証書] の Ⓐ、<necessitudine>…<necessitudo> [必要] の Ⓐ、<mortuis>…<mortuus> [死んだ] の Ⓐ。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (testibus) プラス形容詞 (mortuis)」型で、その意味は「～すると」である。Ⓐ→<22>、「自動詞の動形容詞」→「索引」。

<325> **Chirographum apud debitorem repertum praesumitur solutum.** [Chirographum repertum apud dēbitōrem praesūmitur solūtum.] (Halk.Max.20; Bell.Dict; Tray.Lat.Max.73)「債務者の許で見いだされた債権証書 [に記載された債務] は、弁済された [もの] と推定される。」<chirographum>…「債権証書」、<repertum>…<reperio> [発見する] の Ⓐ<repertus>の ⒶⒶⒶ。※主格不定法の構文が見える。主語の<chirographum>は、<praesumitur>と省略されている<esse (solutum)>の双方にかかる。Ⓐ→<98>

<326> **Chirographum inductum praesumitur solutum.** [Chirographum inductum praesūmitur solūtum.] (Mod.D.22,3,24)「抹消された債権証書 [に記載された債務] は、弁済された [もの] と推定される。」<chirographum>…「債権証書」、<inductum>…<induco> [とりけす] の Ⓐ<inductus>の ⒶⒶⒶ。※主格不定法の構文が見える。主語の<chirographum>は、<praesumitur>と<(esse) solutum>の双方にかかる。Ⓐ→<98>

<327> **Chirographum non existens praesumitur solutum.** [Chirographum nōn existēns praesūmitur solūtum.] (Tray,Lat.Max.72)「存在しない債権証書 [に記載された債務] は、弁済された [もの] と推定される。」<chirographum>…「債権証書」、<existens>…<existo> [生ずる] の Ⓐ<existens>の ⒶⒶⒶ。※主格不定法の構文が見える。主語の<chirographum>は、<praesumitur>と省略されている<esse (solutum)>の双方にかかる。Ⓐ→<98>

<328> **Circuitus est evitandus.** [Circuitus est ēvītandus.] (Co.

Litt.384a; Wing.Max.179; Broom,Max.343; 5 Co.Rep.31a,59)「迂回行為は避けられるべきである。」<circuitus>…「迂回行為」、<evitandus>…<evito>[避ける]の見出し語 𠄎𠄎 [避けられるべき [である]]。※ 𠄎𠄎 →<1>、「タテマエ（本来の行為）とホンネ（迂回行為）」→「索引」。

<329> **Circumvenire se invicem naturaliter licet contrahentibus.** [Licet contrahentibus circumvenire se invicem naturaliter.] (Paul.D.19,2,22,3)「契約を締結する [人々] には、彼らが互いに欺きあうことが、[事の] 性質上許されている。」<contrahentibus>…<contraho> [契約する] の 𠄎𠄎<contrahens>の 𠄎𠄎、<circumvenire>…<circumvenio> [欺く] の 𠄎𠄎。※<licet>は非人称動詞であるが、これには、「たとえ～としても」という、譲歩を意味する接続詞としての用法がある。問題の<licet>は補足不定法<circumvenire>をひく。このように、契約というものをリアルに観察し、その本質をひやかに摘出するというのは、いかにもローマ人らしい知的な営みである。「契約の実相」→「索引」

<330> **Citatio est de jure naturali.** [Citatio est de jure naturali] (Will.Cas.in Banco Regis.111,453)「召喚は自然法上のものである。」<citatio>…「召喚」。

<331> **Citationes non concedantur priusquam exprimatur super qua re fieri debet citatio.** [Citatio nōn concedantur, priusquam, super quā rē citatio debet fieri, exprimatur.] (12 Co.Rep.44)「どのような事項について召喚がなされるべきかが明示される前には、召喚が許されないよう。」<citationes>…<citatio> [召喚] の 𠄎𠄎、<concedantur>…<concedo> [許す] の 𠄎𠄎、<exprimatur>…<exprimo> [明瞭にのべる] の 𠄎𠄎。※<qua>は疑問代名詞（疑問形容詞）である。「疑問代名詞」→「索引」

<332> **Civitas non mutatur, sed amittitur.** [Civitas nōn mutatur, sed amittitur.]「市民権（国籍）は、変更されるのではなくて、失われる。」<civitas>…「市民権」、<mutatur>…<muto> [変更する] の 𠄎𠄎、<amittitur>…<amitto> [喪失する] の 𠄎𠄎。※<non ~ sed>は相関語である。

<333> **Civitas sibi faciat civem.** [Civitas faciat civem sibi.]「国家は自身のために国民を作るよう。」<civitas>…「国家」。※「国家と国民」→「索引」

<334> **Clam delinquens magis punitur quam palam.** [Delinquens clam punitur magis, quam palam.] (8 Co.Rep.127b)「秘かに罪を犯す [人] は、公然と [それを犯す人] 以上に、罰せられる。」<delinquens>…<delinquo> [罪を犯す] の見出し語 𠄎𠄎 (名略)。

<334 bis> **Clam quod quisque cum controversiam haberet, habiturumque se putaret, fecit, vi factum esse videtur.** [Quod quisque fēcit clam, cum habēret contrōversiam, (que) putāret sē habitūrum, vidētur esse factum vī.]「ある人が、対立点を現に持っていたり、また持つであろうと考えたりしたときに、秘かになした [ことは]、暴力に依ってなされたものと見られる。」<controversiam>…<controversia> [対立] の 𐀀𐀁、<putaret>…<puto> [考える] の 𐀀𐀂 未完了 𐀀𐀃。※<putaret>にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の<se>は、意味上の主語として、隠れている<esse (habiturum)>にかかると見られる。主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、<videtur>と<esse (factum)>の双方にかかると見られる。 𐀀𐀄→<35>、 𐀀𐀅→<98>。

<335> **Clandestina injusta praesumitur.** [Clandēstīna praesūmitur injūsta.]「隠秘な [事柄] は、不正 [である] と推定される。」<clandestina>…<clandestinus> [隠秘な] の 𐀀𐀆 𐀀𐀇 (𐀀𐀈 略)、<injusta>…<injustus> [不正な] の 𐀀𐀆 𐀀𐀇。※主格不定法の構文が見える。主語の<clandestina>は、<praesumitur>と隠れている<esse>の双方にかかると見られる。 𐀀𐀈→<98>。 <678>・<1371>

<336> **Clausula generalis de residuo non ea complectitur quae non ejusdem sint generis cum iis quae fuerit dicta speciati m.** [Clausula generālis dē residuō nōn complectitur ea, quae nōn sint generis ējusdem cum iīs, quae fuerint dicta speciātīm.] (Lofft, 419)「残額に関する一般的な条項は、特別に言明されていたものと同種類のものではないようなものを、含まない。」<clausula>…「条項」、<generalis>…<generalis> [一般的な] の 𐀀𐀆 𐀀𐀇、<residuo>…<residuum> [残り] の 𐀀𐀉、<complectitur>… 𐀀𐀊<complector> [まとめる] の 𐀀𐀋 (𐀀𐀌)。※「一般と特殊 (特別)」→「索引」、「タテマエ (一般) とホンネ (特別)」→「索引」。

<337> **Clausula generalis non refertur ad expressa.** [Clausula generālis nōn refertur ad expressa.] (8 Co.Rep.154)「一般的な条項は、[特別に] 表示された [もの] には関係づけられない。」<clausula>…「条項」、<refertur>…<refero> [関係づける] の 𐀀𐀍 𐀀𐀎、<expressa>…<exprimo> [明瞭にのべる] の 𐀀𐀏<expressus>の 𐀀𐀐 (𐀀𐀑 略)。※「一般と特殊 (特別)」→「索引」、「タテマエ (一般) とホンネ (特殊)」→「索引」。

<338> **Clausula, quae abrogationem excludit, ab initio non valet.** [Clausula, quae excludit abrogationem, nōn valet ab initio.] (Bac.Max.Reg.19)「[法律 (法) の] 全面的廃止を排除する [法律 (法)]

の] 条項は、当初から効力を持たない。」〈clausula〉…「条項」、〈excludit〉…〈excludo〉[排除する]の ㊦㊧㊨、〈abrogationem〉…〈abrogatio〉[全面廃止]の ㊩㊪、〈initio〉…〈initium〉[当初]の ㊫㊬。

<339> **Clausula vel dispositio inutilis per praesumptionem remotam vel causam ex post facto non fulcitur.** [Clausula vel dispositiō inūtilis nōn fulcitur per praesūmptiōnem remōtam vel causam ex factō post.] (Bac.Max.Reg.21)「効果のない条項あるいは規定は、遠いところからの推定あるいは事後の状況に依っては、支えられない。」〈clausula〉…「条項」、〈dispositio〉…「規定」、〈inutilis〉…〈inutilis〉[効果のない]の ㊭㊮㊯、〈fulcitur〉…〈fulcio〉[支える]の ㊰㊱㊲、〈remotam〉…〈remotus〉[はなれた]の ㊳㊴。

<340> **Clausulae insolitae inducunt suspicionem.** [Clausulae insolitae indūcunt suspiciōnem.] (Nic.Ev.Loc.Arg.Leg.104,6 ; 3 Co. Rep.81 ; Broom,Max.290)「異例の[契約]条項は、疑念を呼びおこす。」〈clausulae〉…〈clausula〉[条項]の ㊵㊶、〈insolitae〉…〈insolitus〉[異例の]の ㊷㊸、〈inducunt〉…〈induco〉[ひく]の ㊹㊺、〈suspicionem〉…〈suspicio〉[疑念]の ㊻㊼。<1365>

<340bis> **Clausularum repugnantia semper capienda est ea interpretatio per quam fiat ut utraque clausula operetur.** [Interpretatiō ea, per quam fiat ut clausula utraque operētur, est capiēnda repūgnantiā clausulārum semper.]「条項に不調和が在るさいには、双方の条項が効力を持つようにさせるような解釈が、常に取られるべきである。」〈clausula〉…「条項」、〈operetur〉… ㊽〈operor〉[作動する]の ㊾ 未完了過去 ㊿㊽ (㊿)、〈capienda〉…〈capio〉[とる]の ㊿㊽㊾〈capiendus〉[とられるべき[である]]の ㊿㊽㊾、〈repugnantia〉…〈repugnantia〉[不調和]の ㊿㊽、〈clausularum〉…さきの〈clausula〉[条項]の ㊿㊽。※ ㊿㊽→<1>

<341> **Clerici non ponentur in officiis.** [Clēricī nōn pōnentur in officiīs.] (Co.Litt.96)「聖職者は[世俗の]職務の中には置かれていであろう。」〈clerici〉…〈clericus〉[聖職者]の ㊿㊽、〈ponentur〉…〈pono〉[おく]の ㊿㊽㊾㊿。

<342> **Clericus clericum non decimat.** [Clēricus nōn decimat c lēricum.] (Decr.3,30,2)「聖職者は聖職者に一〇分の一税を課さない。」〈clericus〉…「聖職者」、〈decimat〉…〈decimo〉[一〇分の一税を課す]の ㊿㊽、〈clericum〉…さきの〈clericus〉の ㊿㊽㊾。

<343> **Clericus concubinarius in officiis vitandus non est nisi sit notorius.** [Clēricus concubīnārius nōn est vītandus in offici

is, nisi sit nōtōrius.] (Decr.3,2,10,Summarium)「共棲している聖職者は、[事情が] 公知のものでない限りは、職務[遂行]に於いて避けられる必要はない。」<clericus>…「聖職者」、<concupinarius>…「共棲の」、<vitandus>…<vito>[避ける] 見出し語 𐀀𐀁<vitandus>[避けられるべき][である]]、<notorius>…「公知の」。※ 𐀀𐀁→<1>

<344> **Clericus non connumeretur in duobus ecclesiis.** [Clēricus nōn connumerētur in ecclēsīis duōbus.] (Co.Litt.96)「[一人の] 聖職者が二つの教会に於いて算えられないよう。」<clericus>…「聖職者」、<connumeretur>…<connumero>[数える] の 𐀀𐀂𐀃𐀄𐀅、<ecclesiis>…<ecclesia>[教会] の 𐀀𐀆、<duobus>…<duo>[二つの] の 𐀀𐀇 (𐀈)。

<345> **Coacta voluntas, voluntas est.** [Voluntās coācta est voluntās.]「強制された意思[も]、意思である。」<coacta>…<cogo>[強いる] の 𐀀𐀉<coactus> 𐀀𐀊。※cf.「分詞の訳しかた」→「索引」

<346> **Coactio non est imputabilis.** [Coāctiō nōn est imputābilis.]「強制は責任を問われない。」<coactio>…「強制」、<imputabilis>…<imputabilis>[責任を帰せられる] の 𐀀𐀋。

<347> **Coactus volui.** [Coāctus voluī.] (Paul.D.4,2,21,5)「私は、強迫されたが、欲した。」<coactus>…<cogo>[強いる] の見出し語 𐀀𐀉。 ※「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」

<347bis> **Codicilli pro parte testamenti habentur, observatio nemque et legem juris inde traditam servant.** [Cōdicillī habentur prō parte tēstamentī, (que) servant observātiōnem et lēgem traditam inde jūris.]「小書付は、遺言の部分と扱われ、また、遵守、および、そこから告げられた、法の準則を保持する。」<codicilli>…<codicillus>[小書付] の 𐀀𐀌 (𐀍)、<parte>…<pars>[部分] の 𐀀𐀎、<servant>…<servo>[守る] の 𐀀𐀏、<observatiōnem>…<observatio>[遵守] の 𐀀𐀐、<traditam>…<trado>[わたす] の 𐀀𐀑<traditus> 𐀀𐀒。

<347ter> **Codicillis hereditas neque dari neque adimi potest.** [Hērēditās potest neque darī neque adimī cōdicillis.]「相続は、小書付に依っては、与えられることも、奪われることも出来ない。」<adimi>…<adimo>[奪う] の 𐀀𐀓、<codicillis>…<codicillus>[小書付] の 𐀀𐀌。 ※<neque ~ neque>は関連語である。

<348> **Cogitationis poenam nemo patitur.** [Nēmō patitur poenam cōgitiatiōnis.] (Ulp.D.48,19,18; Broom,Max.311; 2 Co.Inst.658)「誰も、思考のかどでは罰を受けない。」<patitur>… 𐀀𐀔<patior>の 𐀀𐀕、<cogitationis>…<cogitatio>[思考] の 𐀀𐀖。 ※<cogitationis>と<poenam>を直結しても意味はとまらないわけではないが、ここは、法律ラ

テン語特有とも言える、裁判がらみの動詞に属格の用法の例と見ておかなければならない（『新ラテン文法』§420を参照）。つまり、日本語の「～のかどで」という表記に「の」が出ていることともおそらく実質上関連することなのであるが、「告発する」とか、「有罪判決を下す」とか、「罰する」とかを意味する動詞があると（<accuso [告訴・告発する]>・<convinco [有罪・有責を立証する]>・<damno [有罪・有責判決を下す]>・<absolvo [無罪・免訴とする]>）、「～のかどで」のところが属格が単独で表われてくるのである。もともと、属格には、「～にかんして」というニュアンスもあったので、この現象はそれほど例外的なものでもない。もし<crimine>（<crimen> [犯罪]の単数奪格）、<nomine>（<nomen> [名目]の単数奪格）、<lege>（<lex> [法]の単数奪格）を問題となっている非行の前後につけてやると、それらは、それ自体で奪格として、「～によって」・「～で」のニュアンスをかもしだすので、単独の属格を用いるケースよりもはるかに判りやすくなる。しかし、それでは、少しくどい感じがする。その一例をあげると、<nomine conjurationis> [反逆のかどで]がこれで、その<conjurationis>は<conjuratio> [反逆の]の単数属格である。話題が細くなるが、属格と奪格が交錯するフィールドのことは見てみよう。格の用法には重なりあうところも多いが、これもある意味では、その一例となろう。<Capitis absolutus, pecunia multatus est.> [彼は死刑をまぬがれた [が、しかし、] 罰金（刑）を科せられた。]のうち、<capitis>は属格形で、<pecunia>は奪格形であり、<capitis>となっているのは、刑罰にかかわる動詞が奪格をひく、というルール of 例外である。<capitis>は<caput> [頭=生命]の単数属格で、<absolutus>は、<absolvo> [解放する]の完了分詞<absolutus>の単数男性主格（受動相完了の構成要素）、<pecunia>は<pecunia> [金銭]の単数奪格で、<multatus>は<multo> [罰する]の完了分詞<multatus>の単数男性主格（受動相完了の構成要素）である。ところで、この法文命題は、刑法にふれるような不法な行為を頭で考えても罰せられないという、ある意味では当然のことを表明したにすぎないが、法文として採録された点が、評価されるべきであろう。ところで、<1248><In maleficiis voluntas spectatur, non exitus.>（*Cal.D.48,8,14*）「悪事においては、結果ではなく、意思が考慮される。」という法文がある。もともとは広義の殺人について元首が発布した指令であったが、一般的な内容をもつにいたった、と推測してよい。これは、さきの命題とあわせ考えると、結果が生じていないのに意思だけが問題とされて処罰される、という意味ではもちろんなく、結果が生じたという場合に、意思の要素（第一次的に故意を意味するが、その内容はかなり流動的である）が基準となって、処罰の可否やその度合が決定される、という趣旨を読みとら

なければならない。もっと具体的な議論を展開している例として、同じ章の第一法文第三節にあるマルキアーヌスの法文をみてみよう。「人を殺害した者は、殺害する意思でこれを行なったのでない場合には、無罪とされうるが、人を殺害しなかったが、しかし殺害する目的で傷つけた者は、殺人者として有罪判決されるべき [であること]」（そのあとに、兇器と殺害意思との関係を具体的に論じている：ハドリアーヌスの指令）。ちなみに、近未来においては、分析機器の発達により、思考・思想そのものが処罰の対象に組み入れられる、といった恐ろしい事態が発生するかもしれない。中世には、「魔女狩り」というものがあった、拷問を通じて人の心のなかの考えをあぶりだすという策略も用いられたことがある（もちろん、この拷問では、考えてもいないことでも、考えていることとして、とりだされることが、しばしばである）。「共謀罪」をめぐる議論が現在の日本にあるのも、これと深いところで関連している。「テロ対策」ということで、近代法が長い期間かけて編みあげてきた刑事法の原則がほころびを見せはじめているのは、とても気になることである。〈565〉・〈1783〉・〈3438〉

〈349〉 **Cohaeredes(Coheredes) sunt quasi unum corpus, propter unitatem juris, quod habent.** [Cohaerēdēs(Cohērēdēs) sunt quasi corpus ūnum, propter ūnitātem jūris, quod habent.] (Co.Litt.1 63b)「共同相続人というのは、彼らが持っている権利の一体性のために、あたかも一つの団体のようなものである。」〈cohaeredes(coheredes)〉…「共同相続人」、〈corpus〉…「身体」、〈unitatem〉…〈unitas〉[一体性]の ㊦。

〈349bis〉 **Coitus matrimonium non facit, sed maritalis affectio.** [Nōn coitus, sed affectiō maritālis, facit mātrimonium.]「性的結合ではなくて、婚姻意思が、婚姻を作る。」〈coitus〉…「性的結合」、〈affectio〉…「意思」、〈maritalis〉…〈maritalis〉[婚姻の] ㊦㊧。※〈non ~ sed〉は相関語である。「タテマエ（婚姻意思）とホンネ（性的結合）」→「索引」

〈350〉 **Collegium non moritur.** [Collēgium nōn moritur.]「団体は、[それ自体としては、] 死なない。」〈collegium〉…「団体」、〈moritur〉… ㊦㊧〈morior〉[死ぬ]の ㊦㊧㊨(㊩)。
〈723〉

〈350bis〉 **Colorem habet, substantiam vero alteram.** [Habet colōrem, vērō substantiam alteram.]「それは外見を持つが、しかし、別の実質を持つ。」〈colorem〉…〈color〉[外観]の ㊦㊧、〈substantiam〉…〈substantia〉[実体]の ㊦㊧。※「タテマエ（外見）とホンネ（実質）」→「索引」

〈351〉 **Commercium jure gentium commune esse debet.** [Commercium dēbet esse commūne jūre gentium.] (Her.D.1,1,5; 3 Co.Inst.

181)「交易は万民法に依って共通のものであるべきである。」<commercium>…「交易」、<gentium>…<gens>〔国民〕の 𣎵𣎵。※<jus gentium>〔ユース・ゲンティウム〕は、ローマ法上では、「万民の法＝万民法」であるが、後代には「国際法」といったべつの意味に転化していく。「国際法」→「索引」

<351bis> **Commodare possumus etiam alienam rem, quam possidemus, tametsi scientes alienam possidemus.** [Possumus commodare etiam rem aliēnam, quam possidēmus, tametsī scientēs possidēmus aliēnam.]「私たちは、自身が〔事情を〕知っていながら他人の〔物〕を占有しているとしても、私たちが占有している他人の物さえも、使用貸借に依って貸すことが出来る。」<commodare>…<commodo>〔貸す〕の 𣎵𣎵、<scientes>…<scio>〔知る〕の 𣎵𣎵<sciens>の 𣎵𣎵。※<sciens>という現在分詞は、「知っている」という意味において、隠れている主語にかかるが、日本語では、「知りながら」という、少し浮いたニュアンスになる。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」

<351ter> **Commodissimum est in ambiguis id accipi quo res, de qua agitur, magis ut valet quam pereat.** [Est commodissimum in ambiguis, id, quō rēs, dē quā agitur, accipi, ut valet magis quam pereat.]「あいまいな〔こと〕に於いては、問題となっている〔その〕ことが、無効となるよりもむしろ有効になるように受けとられることが、極めて適切である。」<commodissimum>…<commodus>〔適切な〕の 𣎵𣎵<commodissimus>の 𣎵𣎵𣎵、<ambiguis>…<ambiguus>〔あいまいな〕の 𣎵𣎵𣎵(名略)、<accipi>…<accipio>〔うけとる〕の 𣎵𣎵、<pereat>…<pereo>〔滅びる〕の 𣎵𣎵𣎵。※<est commodissimum>にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の<id>は、意味上の主語として、<accipi>にかかる。<id ~, quod>と<res, de qua>は、二重構造の関係節の構文である。𣎵𣎵→<35>、「前置詞つき関係代名詞」→「索引」、「有効と無効」→「索引」。

<352> **Commodum ejus esse debet, cujus periculum est.** [Commodum debet esse ejus, cūjus periculum est.] (I.J.3,23,3; Paul.D. 18,6,7pr.)「利益は、危険を負担する人に属するべきである。」<commodum>…「利益」、<periculum>…「危険」。※<ejus>は、<commodum>という名詞にはかからず、独立して、<esse>に關係する。そのようなわけで、訳のパターンとしては、「その者のものである」というニュアンスになる。一方、<cujus>は、<ejus>と同じような位置に關係代名詞の属格がきている例である。「危険がその人のものであるところの〔人〕」、つまり、「危険を負担する人」となる。<ejus ~, cujus>はオーソドックスな配列になる

であるが、ときには、〈Cujus regio, ejus religio.〉というように逆のならばにもなる。これは、日本語文のならばかたにも似ていて、かなりの意訳をほどこしてみると、「領土が属する人（領主）しだいで宗教が決まってくる。」となる。〈regio〉は「領土」を意味する見出し語名詞で、〈religio〉は「宗教」を意味する見出し語名詞である。「属格の訳しかた」→〈68〉・〈84〉・「索引」、「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・責）」→「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。〈ejus ~ cujus〉は関連語である→「索引」。

〈353〉 **Commodum ex injuria non oritur.** [Commodum nōn oritur ex injūriā.] (4 Bing.639)「不法[な行為]からは、利益は生じない。」〈commodum〉…「利益」、〈oritur〉…〈orior〉[生ずる]の (受)。〈802〉・〈806〉・〈2363〉

〈354〉 **Commodum ex injuria sua nemo habere debet.** [Nēmō dēbet habēre commodum ex injūriā suā.] (Gai.D.4,3,28; Jenk.Cent.161)「誰も、自身の不法[な行為]から利益を持つべきではない。」〈commodum〉…〈commodum〉[利益]の。※〈nemo〉[誰も～ない=する人は誰もいない]ではじまる法格言は多数あるが、ときには、このように、文章の中ほどに主語としての〈nemo〉がくることがある。ラテン語では、格がしっかりと意味を示してくれるので、主語がどこにあってもすぐにそれと知れるのである。〈802〉・〈806〉・〈2363〉

〈355〉 **Commorientium non videtur alter alterum supervixisse.** [Alter commorientium nōn videtur supervixisse alterum.] (Marci.D.34,5,18pr.)「同時に死亡した[人]の一方が他[方]より長く生きたものとは、見られない。」〈commorientium〉…〈commorior〉[ともに死ぬ]の〈commoriens〉の (名略)、〈supervixisse〉…〈supervivo〉[長く生きる]の。※主格不定法の構文が見える。主語の〈alter〉は、〈videtur〉と〈supervixisse〉の双方にかかる。→〈98〉、「一方と他方」→「索引」。

〈356〉 **Commune periculum concordiam parit.** [Periculum commune parit concordiam.]「共通の危険は和合を生む。」〈periculum〉…「危険」、〈parit〉…〈pario〉[生む]の、〈concordiam〉…〈concordia〉[和合]の。

〈357〉 **Communi observantia non est recedendum.** [Nōn est recedendum observantiā commūnī.]「共通の慣例から逸れるべきではない。」〈recedendum〉…〈recedo〉[はなれる]の〈recedendus〉[はなれるべき[である]]の、〈observantia〉…〈observantia〉[慣例]の。※「動形容詞・自動詞の動形容詞」→〈1〉・「索引」

<358> **Communio est mater rixarum.** [Commūniō est māter rīx ārum.] (*Pap.D.31,77,20*)「共有は紛争の母である。」<communio>…「共有」、<mater>…「母」、<rixarum>…<rixa> [紛争] の 覆 属。<199>・<2028>

<359> **Communis error facit jus.** [Error commūnis facit jūs.] (*Paul.D.33,10,3,5*; 4 *Co.Inst.240*; *Broom,Max.139f.*; *Noy,Max.37*)「共通の誤謬は法を作る。」

<360> **Communis opinio habet vim consuetudinis.** [Opīniō commūnis habet vim cōsuētūdinis.] (*De Cr.1,2,5*)「[法学者の] 共通の意見は、慣習の力を持つ。」<opinio>…「意見」。

<361> **Communis utilitas societatis maximum vinculum est.** [Ūtilitās commūnis est vinculum māximum societātis.] (*Liv.*)「共通の利益は社会の最大の絆である。」<utilitas>…「利益」、<vinculum>…「絆」、<societatis>…<societas> [社会] の 単 属。

<362> **Compendia sunt dispendia.** [Compendia sunt dispendia.] (*Co.Litt.305b*)「省略は損害である。」<compendia>…<compendium> [省略] の 覆 属、<dispendia>…<dispendium> [損害] の 覆 属。

<363> **Compensatio compensationis non datur.** [Compēnsātiō c ompēnsātiōnis nōn datur.]「相殺の相殺は認められない。」<compensatio>…「相殺」、<compensationis>…さきの<compensatio>の 単 属。

<363bis> **Compensatio debiti ex pari specie, licet ex causa dispari, admittitur.** [Compēnsātiō dēbitī admittitur ex speciē parī, licet ex causā disparī.]「債務の相殺は、たとえ異なる原因からのものであっても、同等の種類から、認められる。」<compensatio>…「相殺」、<admittitur>…<admitto> [認める] の 受 現 三 単、<specie>…<species> [種] の 単 属、<pari>…<par> [等しい] の 単 女 属、<dispari>…<dispar> [異なった] の 単 女 属。

<364> **Compromissarii sunt iudices.** [Comprōmissārīi sunt jūdi cēs.] (*Jenk.Cent.128*)「仲裁 [人] は裁判官である。」<compromissarii>…<compromissarius> [仲裁の] の 覆 男 属 (名 略)。

<364bis> **Compromissum ad similitudinem iudiciorum redigitur.** [Comprōmissum redigitur ad similitūdinem jūdiciorum.]「仲裁は判決に似たかたちで作成される。」<compromissum>…「仲裁」、<redigitur>…<redigo> [作成する] の 受 現 三 単、<similitudinem>…<similitudo> [類似性] の 単 属。

<365> **Conceptus pro jam nato habetur.** [Conceptus habētur pr ō nātō jam.] (*Paul.D.1,5,7*)「懐胎された [人] は、すでに生まれた [人]

と扱われる。] <conceptus>… <concipio> [懐胎する] の見出し語 ㊦(名略)、
<nato>… ㊦<nascor> [生まれる] の ㊦<natus> の ㊦(名略)。

<366> **Concessio per regem fieri debet de certitudine.** [Concēssiō per rēgem dēbet fierī dē certitūdine.] (9 Co.Rep.46) 「国王による譲与は、確実性に基づいてなされるべきである。」 <concessio>… 「譲与」、<certitudine>… <certitudo> [確実さ] の ㊦。

<367> **Concessio versus concedentem latam interpretationem habere debet.** [Concēssiō dēbet habēre interpretātiōnem lātam v ersus concēdentem.] (Jenk.Cent.279) 「譲与は、譲与する [人] に対しては、広い解釈を持つべきである。」 <concessio>… 「譲与」、<latam>… <latus> [広い] の ㊦、<concedentem>… <concedo> [譲与する] の ㊦<concedens> の ㊦(名略)。

<368> **Concilia multorum requiruntur in magnis.** [Concilia multōrum requiruntur in māgnīs.] (4 Co.Inst.1) 「多数の [人々] の結合は、重大な [こと] に於いて求められる。」 <concilia>… <concilium> [統合] の ㊦、<requiruntur>… <requiro> [要求する] の ㊦。

<369> **Concilium repraesentat mentem populi.** [Concilium repraesentat mentem populī.] (Ulp.D.1,4,1) 「集会は国民の心を代表する。」 <concilium>… 「集会」、<repraesentat>… <repraesento> [代表する] の ㊦、<mentem>… <mens> [心] の ㊦、<populi>… <populus> [国民] の ㊦。

<370> **Concordare leges legibus est optimus interpretandi modus.** [Concordāre lēgēs lēgibus est modus optimus interpretandī.] (Halk.Max.70) 「法律 (法) を [他の] 法律 (法) と調和させることは、最良の解釈方法である。」 <concordare>… <concordo> [調和する] の ㊦、<modus>… 「方法」、<interpretandi>… ㊦<interpretor> [解釈する] の ㊦<interpretandum> の ㊦(名略)。※<concordo>は、もともと自動詞であるが、ここは他動詞のように用いられている。このようなタイプの動詞は少なくない。㊦→<153>・<1540>

<370bis> **Concursu partes fiunt.** [Partēs fiunt concursū.] 「部分は競合に依って生ずる。」 <partes>… <pars> [部分] の ㊦、<concursu>… <concursum> [競合] の ㊦。

<370ter> **Condemnati debitoris debitores conveniri possunt a creditoribus.** [Dēbitōrēs dēbitōris condemnātī possunt convenīrī ā crēditōribus.] 「有責判決を受けた債務者の債務者は債権者に依って訴えられることは出来ない。」 <condemnati>… <condemno> [有責判決する] の ㊦<condemnatus> の ㊦、<conveniri>… <convenio> [訴える]

の ㊦㊧㊨。※「債権者と債務者」→「索引」

<371> **Conditio adimpleri debet priusquam sequatur effectus.** [Conditio debet adimpleri, priusquam effectus sequatur.] (Co.Litt. 201a)「条件は、効果が生ずる以前に、成就するべきである。」<adimpleri>…<adimpleo> [みたす] の ㊦㊧㊨。

<372> **Conditio beneficiaria quae statum construit, benigne secundum verborum intentionem est interpretanda, odiosa, autem, quae statum destruit, stricte secundum verborum proprietatem est accipienda.** [Conditio beneficiaria, quae construit statum, est interpretanda secundum intentionem verborum benignē, autem, odiosa, quae destruit statum, est accipienda secundum proprietatem verborum strictē.] (18 Co.Rep.90b)「状況を設定する、恩恵的な条件は、文言の趣旨に従って緩やかに解釈されるべきである。しかし、状況を消滅させる、不利益を生む [条件] は、文言の特性に従って厳密に受けとられるべきである。」<beneficiaria>…<beneficiarius> [恩恵を与える] の ㊦㊧㊨、<construit>…<construo> [築く] の ㊦㊧㊨、<interpretanda>… ㊦<interpretor> [解釈する] の ㊦㊧㊨<interpretandus> [解釈されるべき [である]] の ㊦㊧㊨、<intentionem>…<intentio> [意図] の ㊦㊧㊨、<odiosa>…<odiosus> [嫌われる] の ㊦㊧㊨、<destruit>…<destruo> [破壊する] の ㊦㊧㊨、<accipienda>…<accipio> [うけとる] の ㊦㊧㊨<accipiendus> [うけとられるべき [である]] の ㊦㊧㊨、<proprietas>…<proprietas> [独自性] の ㊦㊧㊨。※ ㊦㊧㊨→<1>、「文言と意思 (意図)」→「索引」、「タテマエ (文言) とホンネ (意思)」→「索引」。

<373> **Conditio existens(exsistens) ad initium negotii retrahitur.** [Conditio existens(exsistens) retrahitur ad initium negotii.]「存在する条件は、行為の発端へ引きもどされる。」<existens(exsistens)>…<existo(exsisto)> [存在する] の ㊦㊧㊨<existens(exsistens)> の ㊦㊧㊨、<retrahitur>…<retrahio> [ひきもどす] の ㊦㊧㊨、<initium>…<initium> [当初] の ㊦㊧㊨。

<374> **Conditio illicita habetur pro non adjecta.** [Conditio illicita habetur pro non adjecta.] (Marci.D.28,7,14)「不法な条件は、付加されなかった [もの] と扱われる。」<illicita>…<illicitus> [不法な] の ㊦㊧㊨、<adjecta>…<adicio> [付加する] の ㊦㊧㊨<adjectus> の ㊦㊧㊨ (名略)。<457>・<1161>

<374 bis> **Conditio in praeteritum non tantum in praesens tempus relata, statim aut perimit obligationem aut omnino non differt.** [Conditio relata in tempus praeteritum non tantum in te

mpus praesēns, aut perimit obligātiōnem statim aut nōn differt omnīnō.]「単に現在の時点だけでなく、過去の時点に[も]関係づけられた条件は、あるいは直ちに債務関係を消滅させるか、あるいはまったく[それを]引きのばさないかのようにする。」<relata>…<refero>[関係づける]の ㊦㊧<relatus>の ㊦㊧、<praeteritum>…<praeteritus>[過去の]の ㊦㊧、<praesens>…<praesens>[現在の]の ㊦㊧、<perimit>…<perimo>[なくする]の ㊦㊧、<differt>…<differo>[のばす]の ㊦㊧。
※「現在と過去」→「索引」。<aut ~ aut>は関連語である。

<375> **Conditio praecedens adimpleri debet priusquam sequatur effectus.** [Conditio praecedens debet adimpleri, priusquam effectus sequatur.] (Co. Litt. 201a)「先行する条件は、効果が生ずる以前に、成就するべきである。」<praecedens>…<praecedo>[さきに行く]の ㊦㊧<praecedens>の ㊦㊧、<adimpleri>…<adimpleo>[みたす]の ㊦㊧。

<375bis> **Conditio pro culpa impleta est.** [Conditio est impleta pro culpā.]「条件は過失のために満たされた。」<impleta>…<impleo>[みたす]の ㊦㊧<impletus>の ㊦㊧ (受動相完了の構成要素)。

<376> **Conditio, quae defecit, non restauratur.** [Conditio, quae defecit, nōn restauratur.]「成就しなかった条件は、回復されない。」<defecit>…<deficio>[成就しない]の ㊦㊧、<restauratur>…<restauror>[回復する]の ㊦㊧。<1000>

<376bis> **Conditio quae semel evanuit amplius non reviviscit.** [Conditio, quae evanuit semel, nōn reviviscit amplius.]「いったん失効した条件は、それ以上回復されない。」<evanuit>…<evanesco>[消える]の ㊦㊧、<reviviscit>…<revivisco>[生きかえる]の ㊦㊧。

<377> **Conditio semel impleta non resumitur.** [Conditio impleta semel nōn resumitur.] (Pap. D. 35, 1, 101, 4)「いったん成就した条件は、元には戻らない。」<impleta>…<impleo>[成就させる]の ㊦㊧<impletus>の ㊦㊧、<resumitur>…<resumo>[とりもどす]の ㊦㊧。
※<impleta>という分詞を名詞からきりはなして、「条件は、いったん成就してしまうと、もとにはもどされない。」という訳をつけることも、十分に可能である。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」

<378> **Conditio suspendit, sed non cogit.** [Conditio suspendit, sed nōn cogit.]「条件は、[事態を]未決定のままにするが、しかし強いはしない。」<suspendit>…<suspendo>[未決定のままにする]の ㊦㊧。
※<1868>

<379> **Conditiones contra leges et bonos mores adscriptae n**

たがちがってくるので、ここは文脈から判断するしかない。〈lux〉〔光〕は女性名詞で、〈colorum〉は〈color〉〔色〕（男性名詞）の複数属格の形である。なお、さきの命題中の「証明」のところは、「証拠」と読みかえてもさしつかえなからう。ところで、この格言は、糺問主義が栄えた後期ローマより後の時代になってつくられた格言である。ローマについて言えば、刑事裁判で自白が強要されたのはずっと後代のことである。自白に拷問はつきものであるが、拷問は、アテーナイの場合とは異なって、共和政時代を通じて正式に認められたことはないように思われる。被告人はもちろんのこと、証人も拷問されなかったはずである。ただ、奴隷は、本質的に虚偽の申立をする存在、と観念的に考えられていたので、拷問をへて自白が聴取される扱いになっている。以上のことは、共和政時代を象徴する制度の一つである常設査問所手続について妥当する。さらに重要なことは、ここでは被告人が誰からも訊問されない点である。弾劾主義・当事者主義の特質がここに認められる点に注目する必要がある。ところが、この常設査問所が、糺問主義的な性格を帯びた職権審理手続皇帝裁判によってしだいに駆逐されていくと、被告人や証人の拷問もときには実際に行なわれるようになった。こういった状況が、中世・近世をへて、ごく近い時期までつづいていたのである。「女性名詞の男性名詞読み」→「索引」

〈383〉 **Confessio facta in iudicio omni probatione major est.** [Cōfessiō facta in iūdicīō est māior probātiōne omnī.] (Jenk.Cent.102)「法廷でなされた自白は、あらゆる証明よりもいっそう力を持つ。」※「比較の奪格」の用例である。〈probatione〉がその奪格の形で、これは〈major〉と関係する。「比較の奪格」→「索引」

〈383bis〉 **Confessio, in uno iudicio civili facta, etiam probat in alio, inter easdem personas.** [Cōfessiō facta in iūdicīō civīlī ūnō, probat etiam in aliō, inter persōnās eāsdem.] 「一つの民事的な裁判に於いてなされた自白は、同じ人々の間では、他の〔こと〕においてさえも、証明する。」※「一方と他方」→「索引」

〈384〉 **Confessio non est probatio.** [Cōfessiō nōn est probātiō.] 「自白は証明ではない。」

〈384bis〉 **Confessio pro iudicato habetur.** [Cōfessiō habētur p rō iūdicātō.] 「自白は判決と扱われる。」

〈384ter〉 **Confessio propria est omnium optima probatio.** [Cōnfessiō propria est probātiō optima omnium.] 「自身の自白は、あらゆる〔もの〕の内では最良の証明である。」

〈385〉 **Confessio soli confitenti nocet.** [Cōnfessiō nocet cōnfitentī sōlī.] 「自白は自白する人だけを害する。」〈nocet〉…〈noceo〉〔害す

る]の ㊦㊧㊨、<confitenti>… ㊩<confiteor> [自白する]の ㊪㊫<confitens>の ㊬㊭㊮ (名略)。

<385bis> **Confessio tollit presumptionem juris et de jure, licet alia probatio non admittatur.** [Cōnfessiō tollit praesūptiō jūris et dē jūre, licet probātiō alia nōn admittātur.]「自白は、たとえ他の証明が認められないとしても、法の、また法に関する推定を奪う。」<tollit>…<tollo> [とる]の ㊦㊧㊨、<admittatur>…<admitto> [認める]の ㊯㊰㊱㊲。

<386> **Confessos in jure(judicio) pro judicatis haberi placet.** [Placet cōfessōs in jūre(jūdicatiō) habērī prō jūdicātis.] (C.J.7,59,1)「法廷(裁判)で自白した[人々]は、判決を受けた[人々]と見られる、という見解がある。」<placet>…<placeo> [気に入る]の非人称用法(㊦㊧㊨)、<confessos>… ㊩<confiteor> [自白する]の ㊪㊫<confessus>の ㊬㊭㊮ (名略)。※<placet>は対格不定法をひく非人称動詞である。対格形の<confessos>が、主語として、<haberi>にかかる。ちなみに、<oportet> [～することを要する]、<constat> [確定している]も、同タイプの構文を要求する非人称動詞である。(<412>・<2464—2466>)。この命題は複数形と対格不定法とが特徴となっている用例であるが、単数形を用いた単純な断定命題として、<387><Confessus in judicio pro judicato habetur.>というものがある。両者のあいだの構造上のちがいをよく見て頂きたい。㊯㊰→<35>、「非人称表現」→<265>。

<387> **Confessus (in judicio) pro judicato habetur.** [Cōfessus (in jūdicatiō) habētur prō jūdicātō.] (Paul.D.42,2,3; C.J.7,59,1; XI I Tab.3; 11 Co.Rep.30a)「(法廷で)自白した[人]は、判決を受けた[人]と扱われる。」<confessus>… ㊩<confiteor> [自白する]の見出し語 ㊪㊫ (名略)。※<confessus>は ㊪㊫であるが、<confiteor>はデーポーネンティア動詞なので、このように、㊪㊫の意味は、「～された」ではなくて、「～した」となる。

<388> **Confessus non appellat.** [Cōfessus nōn appellat.] (C.J.7,65,2)「自白した[人]は上訴しない。」<confessus>… ㊩<confiteor> [自白する]の見出し語 ㊪㊫ (名略)、<appellat>…<appello> [上訴する]の ㊦㊧㊨。※デーポーネンティア動詞の完了分詞は、「自白した(ところの)」というように、能動的な意味になる。ふつうの動詞の完了分詞の場合は受動的な意味になるが。

<389> **Confirmare est id, quod prius infirmum fuit, firmare.** [Cōnfirmāre est firmāre id, quod fuit infirmum prius.] (Co.Litt.295b)「追認するということは、以前には弱かったものを強くすることであ

る。」<confirmare>…<confirmo> [確認する] の ㊦㊧、<firmare>…<firmare> [たしかにする] の ㊦㊧、<infirmum>…<infirmus> [効果のない] の ㊦㊧。 ※「文頭の不定法」→「索引」

<390> **Confirmare nemo potest priusquam jus ei acciderit.** [Nēmō potest cōnfirmāre, priusquam jūs acciderit eī.] (10 Co.Rep.47b) 「誰も、権利が自身に属する以前には、追認することは出来ない。」<confirmare>…<confirmo> [確認する] の ㊦㊧、<acciderit>…<accido> [生ずる] の ㊦㊧。 ※<acciderit>には、このほかに、直説法未来完了三人称単数の形もある。

<391> **Confirmat usum qui tollit abusum.** [Quī tollit abūsum, cōnfirmit ūsum.] (Moore.764) 「濫用を取りのぞく [人は]、利用を確立する。」<tollit>…<tollo> [とりさる] の ㊦㊧、<abusum>…<abusus> [濫用] の ㊦㊧、<confirmat>…<confirmo> [確立する] の ㊦㊧。

<392> **Confirmatio est nulla ubi donum praecedens est invalidum, et, ubi donatio nulla omnino, nec valebit confirmatio.** [Cōnfirmātiō est nūlla, ubī dōnum praecēdēns est invalidum, et, nec cōnfirmātiō valēbit, ubī donātiō nūlla omnīmō.] (Co.Litt.295b) 「先行する贈与が無効であるときには、追認は効力を持たない。そして、なんらの贈与もまったく存在しない [い] ときには、追認も効力を持たないであろう。」<confirmatio>…「確認」、<donum>…「贈与」、<praecedens>…<praecedo> [さきに行く] の ㊦㊧、<praecedens>の ㊦㊧、<invalidum>…<invalidus> [無力な] の ㊦㊧。

<393> **Confirmatio nil dat novi.** [Cōnfirmātiō dat nil novī.] 「追認は新しいものをなんら与えない。」<confirmatio>…「確認」、<novi>…<novus> [新しい] の ㊦㊧ (名略)。 ※<nil(nihil) novi>のところを、「新しいものの何も」とすると、直訳調となるが、しかし、日本語の「絶品の数々」が「数々の絶品」と同じニュアンスをもっているのと同じようにして、結局は、「なんら新しいものを」の意味となる。属格を駆使するこの手の表現は、いかにもラテン語らしい言いまわしで、文法家は「部分の属格」とか「全体の属格」とか名づけているが、つぎのような具体例で雰囲気をとらえていく「ホンネ」型の学習術の方がすすめられる。要するに、やわらか頭を育てていけばよいのである。<id temporis> [その時刻・当時] …<id>は「それ」を、<tempus>は「時」を意味する；<hoc consilii> [この計画] …<hoc>は「これ」を、<consilium>は「計画」を意味する；<plus honoris> [より多くの名誉] …<plus>は「いっそう多くのもの」を、<honor>は「名誉」を意味する；<quid novi ?> [どのような新しいことが?] …<quid>は「なにが？」を、<novum>は「新しい [もの]」を意味する；<a

liquid boni> [なにかよいこと] …<aliquid>は「あること」を、<bonum>は「よい [こと]」を意味する (『新ラテン文法』 §376 を参照)。「属格の訳しかた」→<68>・「索引」.<3157>

<394> **Confirmatio omnes supplet defectus, licet id quod actum est ab initio non valuit.** [Cōnfirmātiō supplet dēfectūs omnēs, licet id, quod est actum, nōn valuit ab initiō.] (Co.Litt.295b)「追認は、たとえ行なわれたことが当初から効力を持たなかったとしても、あらゆる欠陥を補う。」<confirmatio>…「確認」、<supplet>…<suppleo> [補う] の 𐀀𐀁𐀃、<defectus>…<defectus>「欠陥」の 𐀀𐀁𐀃、<initio>…<initium> [初め] の 𐀀𐀁𐀃。

<395> **Confirmatio supplet defectus.** [Cōnfirmātiō supplet dēfectūs.]「追認は欠陥を補う。」<confirmatio>…「確認」、<supplet>…<suppleo> [補完する] の 𐀀𐀁𐀃、<defectus>…<defectus> [欠陥] の 𐀀𐀁𐀃。

<396> **Confusione extinguitur(exstinguitur) obligatio.** [Obligātiō extinguitur(exstinguitur) cōnfūsiōne.] (Ter.Clem.D.34,3,21,1)「債務関係は混同に依って消滅する。」<extinguitur(exstinguitur)>…<extinguo(exstinguo)> [消滅させる] の 𐀀𐀁𐀃、<confusione>…<confusio> [混同] の 𐀀𐀁𐀃。<585>

<397> **Conjunctio mariti et feminae est de jure naturae.** [Conjūctiō maritī et fēminae est dē jūre nātūrae.] (Ulp.D.1,1,1,3)「夫と妻の結合は、自然法上のものである。」<conjunctio>…「結合」、<mariti>…<maritus> [夫] の 𐀀𐀁𐀃、<feminae>…<femina> [婦女] の 𐀀𐀁𐀃。

<398> **Connexorum(Conexorum) idem est iudicium.** [Jūdicium connexōrum(cōnexōrum) est idem.]「結びついた [もの] についての判決は、同じである。」<connexorum(conexorum)>…<connecto(conecto)> [結ぶ] の 𐀀𐀁𐀃<connexus(conexus)>の 𐀀𐀁𐀃 (名略)。<437>

<399> **Consanguinei duorum concumbentium non sunt affines.** [Cōnsanguineī concumbentium duōrum nōn sunt affīnēs.]「二人の共棲 [者] たちの同血 [者] たちは、姻族ではない。」<consanguinei>…<consanguineus> [同血の] の 𐀀𐀁𐀃 (名略)、<concumbentium>…<concumbo> [共棲する] の 𐀀𐀁𐀃<concumbens>の 𐀀𐀁𐀃 (名略)、<affines>…<affinis> [姻戚関係にある] の 𐀀𐀁𐀃 (名略)。<148>・<149>・<1378>

<400> **Consensio omnium gentium lex naturae putanda est.** [Cōnsēnsiō gentium omnium est putanda lēx nātūrae.] (Cic.Tusc.Disp.1,30)「全国民の同意は、自然の法律 (法) と考えられるべきである。」<consensio>…「同意」、<gentium>…<gens> [国民] の 𐀀𐀁𐀃、<putanda>…<puto> [考える] の 𐀀𐀁𐀃<putandus>「考えられるべき [である]」の 𐀀𐀁𐀃

因国。※ 動形→<1>、「自然法」→「索引」。

<401> **Consensu contrahitur.** [Contrāhitur cōnsēnsū.] (6 Co.Rep.22b; Co.Litt.33a; Dyer,143)「それは同意に依って締結される。」

<402> **Consensus facit legem.** [Cōnsēnsus facit lēgem.] (Ven.D.45,1,137,1; Branch,Princ.)「合意は[当事者間に]法律(法)を作る。」

<403> **Consensus facit nuptias.** [Cōnsēnsus facit nūptiās.] (Ulp.D.50,17,30; Jul.D.23,1,11)「同意が婚姻を作る。」<nuptias>…<nuptiae> [婚姻] (複数形) の 因。※有名な定義的規定として、<2381bis><Nuptiae sunt conjunctio maris et feminae, consortium omnis vitae, divini et humani juris communicatio.> (Mod.D.23,2,1)「婚姻は、男と女の結合であり、全生活の共同であり、神法および人法の共同である。」というものがあるが、これはむしろ倫理的側面から考察がなされて生みだされたものであって、かならずしも婚姻の法的構造を表現しているのではない。ローマ時代の婚姻がずっと以前から一夫一婦制の段階に入っていること、および、キリスト教的婚姻観の影響がまだ十分にはないことが、ローマの婚姻を見るうえで、前提となる。合法的な婚姻には、障害事由(かなり多い)がないこと、婚姻することについて合意が存在すること、家を共同にすること、などが要件となっている。婚姻の形態としては、妻が婚家の家長の権力(手権)に服属するようになる場合と、妻が従来地位(実家における娘の地位)を保持したままで婚姻状態に入る場合とがあり、後代には後のケースがふえた。通常、婚約が先行し、わが国の場合と大きく異なって、婚姻成立にあたって夫婦間の財産関係は明瞭に決められる。離婚は、一配偶者の一方的意思表示と共同生活の廃止とによって成立するので、どちらの側からも比較的容易に実行された。ローマの婚姻は、現代的な用語を用いれば、形式婚主義(これには、宗教婚主義と法律婚主義がある)にはよらず、事実婚主義によった。社会的には、婚約の存在や、花嫁を夫の家につれていく迎妻式の執行を通じて婚姻が明瞭になるが、法上有効な婚姻は合意のみによって成立する(この点は時代によってやや異なる)。理論上、当事者の合意と、その当事者を自身の家長権のもとに服属させている権力者の合意とは別物であるが、もともとは、むしろ前者のほうにウエイトがおかれた。いずれにしても、ローマの婚姻には、なにやらモダンな色合いも随所に見られる。<349bis>

<404> **Consensus, non concubitus, facit matrimonium(nuptias); et consentire non possunt ante annos nubiles.** [Cōnsēnsus, nōn concubitus, facit mātirimōnium(nūptiās); et nōn possunt cōnsēntire ante annōs nūbilēs.] (Ulp.D.50,17,30; Jul.D.23,1,11; Co.Litt.33a; 6 Co.Rep.22b; Dyer,143,Pl.56)「共棲ではなく、同意が、婚

姻を作る。そして、彼らは、婚姻可能な年令に達する前には、同意することは出来ない。」<concupitus>…「共棲」、<matrimonium>…<matrimonium> [婚姻] の 𐤀𐤍𐤊、<nuptias>…<nuptiae> [婚姻] (複数形) の 𐤍𐤏𐤔、<annos>…<annus> [年] の 𐤀𐤍𐤏𐤔、<nubiles>…<nubilis> [婚姻適齢] の 𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔。※「タテマエ (同意) とホンネ (同棲)」→「索引」

<405> **Consensus tollit errorem.** [Cōnsēnsus tollit errōrem.] (*Ulp.D.2,1,15*; Co.Litt.126b; 2 Co.Inst.123; Broom,Max.83)「同意は錯誤を取りさる。」<tollit>…<tollo> [とりさる] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔。<395>・<761>

<406> **Consentientes et agentes pari poena plectentur.** [Cōnsēntientēs et agentēs plectentur poenā parī.] (5 Co.Rep.80a)「[犯行に] 同意する [人] と [それを] 実行する [人] は、同等の罰を受ける。」<consentientes>…<consentio> [同意する] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔<consentiens>の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔、<agentes>…<ago> [行なう] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔<agens>の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔 (名略)、<plectentur>…<plecto> [罰する] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔、<pari>…<par> [同等の] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔。

<407> **Consentire matrimonio non possunt infra annos nubiles.** [Nōn possunt cōnsēntīre mātīmōniō infrā annōs nūbilēs.] (5 Co.Rep.80; 6 Co.Rep.22)「彼らは、婚姻可能な年令に達していないときには、婚姻に同意することは出来ない。」<annos>…<annus> [年令] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔、<nubiles>…<nubilis> [婚姻適令の] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔。

<408> **Consentire non videtur qui errat.** [Quī errat, nōn vidētur cōnsēntīre.]「錯誤する [人は]、同意するものとは見られない。」※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、<videtur>と<consentire>の双方にかかる。 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔→<98>

<409> **Consentire videtur, qui longo tempore patitur.** [Quī patitur tempore longō, vidētur cōnsēntīre.]「長期間にわたって容認する [人は]、同意するものと見られる。」<patitur>… 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔<patior> [容認する] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔 (𐤀𐤍𐤏𐤔)、<longo>…<longus> [長い] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、<videtur>と<consentire>の双方にかかる。 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔→<98>

<410> **Consentire videtur, qui tacet.** [Quī tacet, vidētur cōnsēntīre.]「沈黙する [人は]、同意するものと見られる。」<tacet>…<taceo> [黙る] の 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔。※主格不定法の構文が見える。隠れている関係代名詞の先行詞主語は、<videtur>と<consentire>の双方にかかる。 𐤀𐤍𐤏𐤔𐤍𐤏𐤔→<98>

<411> **Consilii non fraudulenti nulla obligatio.** [Obligātiō nullā cōnsilii nōn fraudulentī.] (*Ulp.D.50,17,47pr.*)「詐欺的ではない助

言については、なんらの債務関係も〔存在し〕ない。〕〈consilii〉…〈consilium〉〔助言〕の 罫 罫、〈fraudenti〉…〈fraudentus〉〔詐欺的な〕の 罫 罫。※動詞が省略されている。「文頭の属格」→「索引」。〈793〉・〈2011〉・〈2368〉・〈2889〉

〈411bis〉 **Consilio et opera curatoris tueri debet non solum patrimonium sed et corpus ac salus furiosi.** [Patrimōnium nōn solum, sed et corpus ac salūs furiōsī, dēbet tuērī cōnsiliō et operā cūrātōris.]「単に精神錯乱者の資産だけでなく、〔その〕身体および安寧も、保佐人の熟慮および労苦に依って守られるべきである。〕〈patrimonium〉…「資産」、〈corpus〉…「身体」、〈salus〉…「安全」、〈furiosi〉…〈furiosus〉〔精神錯乱の〕の 罫 罫 罫 (名略)、〈tueri〉…〈tueo〉〔守る〕の 罫 罫、〈consilio〉…〈consilium〉〔熟慮〕の 罫 罫、〈opera〉…〈opera〉〔労苦〕の 罫 罫、〈curatoris〉…〈curator〉〔保佐人〕の 罫 罫。※〈non solum ~ sed est〉は相関語である。この〈tueo〉と同じ意味のデーポーネンティア動詞〈tueor〉が、べつにある。

〈411ter〉 **Constante matrimonio, dotem in bonis mariti esse.** [Dōtem esse in bonīs maritī, mātrimōniō cōstante.]「婚姻継続中に嫁資が夫の財産の中に在ること。〕〈dotem〉…〈dos〉〔嫁資〕の 罫 罫、〈mariti〉…〈maritus〉〔夫〕の 罫 罫、〈constante〉…〈consto〉〔存続する〕の 罫 罫 罫 罫 〈constans〉の 罫 罫 罫。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (matrimonio) プラス現在分詞 (constante)」型で、その意味は「～するときに」である。対格不定法型の構文が見える。対格形の〈dotem〉は、意味上の主語として、〈esse〉にかかる。この命題は不定法止で、不完全な文章である。罫 罫 →〈35〉、罫 罫 →〈98〉、「不定法止」→〈171〉。

〈412〉 **Constat ad salutem civium inventas esse leges.** [Cōnst at lēgēs esse inventās ad salūtem cīvium.]「法律 (法) が国民の安寧のために考案されたことは、確定している。〕〈inventas〉…〈invenio〉〔考案する〕の 罫 罫 罫 〈inventus〉の 罫 罫 罫、〈salutem〉…〈salus〉〔安寧〕の 罫 罫。※非人称動詞である〈constat〉によってひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の〈leges〉は、主語として、〈esse inventas〉にかかる。罫 罫 →〈35〉。ところで、不定法としては、完了不定法のケース (〈esse inventas〉) がまれに登場してくる。しかも、このように二語複合型の受動相 (「～されたこと」) となっている。なお、受動相完了の構成要素である完了分詞は、形容詞として、対格形へと語尾変化をしている。「不定法」→〈171〉

〈413〉 **Constitutio respicit futura et non praeterita.** [Cōstitiō rēspicit futūra et nōn praeterita.] (De Cr.1,2,2, Summarium)

「[法規の] 設定行為は、未来[のこと]を見ているが、[しかし、] 過去[のこと]までは、[見]ない。」<constitutio>…「制度」、<respicit>…<respicio>[見る]の 𐀀𐀁𐀃、<futura>…<futurus>[未来の]の 𐀀𐀁𐀄(名略)、<praeterita>…<praeteritus>[過去の]の 𐀀𐀁𐀅(名略)。※「当初(過去)と事後(未来)」→「索引」。<1690>・<2305>

<413bis> **Constitutiones principum nec ignorare quemquam nec dissimulare permittimus.** [Permittimus quemquam nec ignōrāre, nec dissimulāre cōstitutōnēs prīncipum.]「私たちは、ある人が、元首の勅法を知らないことも、[知らないと] 偽ることも許さない。」<permittimus>…<permitto>[許す]の 𐀀𐀁𐀆、<ignorare>…<ignoro>[知らない]の 𐀀𐀁𐀇、<dissimulare>…<dissimulo>[偽る]の 𐀀𐀁𐀈、<constitutiones>…<constitutio>[勅法]の 𐀀𐀁𐀉、<principum>…<princeps>[元首]の 𐀀𐀁𐀊。※<permittimus>にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の<quemquam>は、意味上の主語として、<ignorare>と<dissimulare>の双方にかかる。 𐀀𐀁𐀋→<35>

<414> **Constitutiones tempore posteriores potiores sunt his quae ipsas praecesserunt.** [Cōstitutōnēs posteriōrēs tempore sunt potiōrēs hīs, quae praecēsserunt ipsās.] (*Mod.D.1,4,4*)「時においていっそう後の法規は、それに先行したものよりもいっそう強い。」<constitutiones>…<constitutio>[法規]の 𐀀𐀁𐀌、<praecesserunt>…<praecedo>[先行する]の 𐀀𐀁𐀍。※「比較の奪格」の用法が見える→「索引」。<his>がその奪格(複数)である→<605>。

<415> **Constitutum esse eam domum unicuique nostrum debere existimari, ubi quisque sedes et tabulas haberet, suarumque rerum constitutionem fecisset.** [Domum eam esse cōstitutū debēre exīstimārī unīcuique nostrum, ubī quisque habēret sēdēs et tabulās, (que) fēcisset cōstitutōnem rērum suārum.] (*Alfenu s Varus,D.50,16,203*)「各人が住居と帳簿を持ち、そして、自身の用務の設定を行なったその家が、私たちの各[人]の[ものである]と考えられるべきであることが定められたこと。」<constitutum>…<constituo>[定める]の 𐀀𐀁𐀎<constitutus>の 𐀀𐀁𐀏(受動相完了の構成要素)、<domum>…<domus>[家]の 𐀀𐀁𐀐、<existimari>…<existimo>[評価する]の 𐀀𐀁𐀑、<sedes>…<sedes>[住居]の 𐀀𐀁𐀒、<tabulas>…<tabula>[帳簿]の 𐀀𐀁𐀓、<constitutionem>…<constitutio>[確立]の 𐀀𐀁𐀔。※不定法止の構文である。対格不定法の構文が見える。対格形の<domum>は、主語として、<debere (existimari)>にかかる。<esse>が省略されたかたちで登場する<unicuique>は、「所有の与格」の用例である。<debere>は不定法なの

で、中性扱いとなり、<constitutum>の形をひきだしている。「与格（所有の与格・行為者の与格・目的の与格）の用法」→「索引」、「不定法止」→〈171〉。

〈416〉 **Constructio legis non faciat injuriam.** [Cōstrūctiō lēgis nōn faciat injūriam.] (Co.Litt.183a; Step.Touch.88; Broom,Max.603)「法律（法）の構成が、不法を作らないよう。」<constructio>…「組成」。

〈416bis〉 **Consuetudinis delinquendi praesumptio tantum in eodem vel simili genere mali.** [Praesūptiō cōsuētūdinis delinquendī tantum in eōdem vel similit̄i genere malī.]「不法な行為を行なう習癖についての推定は、同一種類あるいは類似の種類の悪事に於いてのみ[なされる]。』<delinquendi>…<delinquo>[不法な行為をする]の 𐀀𐀁𐀂𐀃<delinquendum>の 𐀀𐀁𐀂、<simili>…<similis>[似ている]の 𐀀𐀁𐀂𐀃。

※ 𐀀𐀁𐀂→〈153〉

〈416ter〉 **Consuetudinis magna vis est.** [Vis cōsuētūdinis est magna.]「慣習の力は大きい。」

〈416quater〉 **Consuetudinis ususque longaevi non vilis auctoritas est.** [Auctōritās cōsuētūdinis (que) ūsūs longaevī est nōn vīlis.]「慣習および長期間の利用の権威は、無価値なものではない。」<auctoritas>…「権威」、<longaevi>…<longaevus>[長期間の]の 𐀀𐀁𐀂𐀃𐀄、<vilis>…<vilis>[無価値の]の 𐀀𐀁𐀂𐀃。

〈417〉 **Consuetudo certa esse debet; nam incerta pro nullis habentur.** [Cōsuētūdō dēbet esse certa; nam incerta habentur prō nūllis.] (Dav.Ir.K.B.33; Tray.Lat.Max.96; Co.Litt.113a)「慣習は[、慣習法として認められるためには、]確定的なものであるべきである。実際のところ、不確定な[もの]は、存在しない[もの]と扱われる。」<incerta>…<incertus>[不確定な]の 𐀀𐀁𐀂𐀃。※「慣習・慣行・風習」というものにかんしては、ローマ法上、ここに見える<consuetudo>のほかには、<mos(mores)>という概念がある。とりわけ、<mores majorum>[祖先（父祖）の慣習]が重要である。ゲルマン法には、<Gute Gewohnheit, gutes Recht.>[良い慣習は良い法]をはじめとして、慣習に重きをおく法命題が多く見られるが、ローマでは、慣習それ自体には、ゲルマン人の場合ほど、重要性はない。むしろ、ローマでは、慣習が政務官の訴訟指揮や法学者の実務活動を通じて、法制度のなかに入りこんできているので、慣習と法の間柄は、対立したものというよりもむしろ、後者が前者を吸収し、包摂していく、といった流動的な関係になっている。もともと、後代になると、不文法という観念もしだいに成立するようにはなっている。「確

定的なものとは不確定なもの」→「索引」

<418> **Consuetudo contra rationem introducta potius usurpatio quam consuetudo appellari debet.** [Cōnsuētūdō intrōducta cōntrā ratiōnem dēbet appellārī ūsŭrpātiō potius, quam cōnsuētūdō.] (Broom, Max. 603; Co. Litt. 113a, 141) 「理に反して導入された慣習は、慣習というよりも、むしろ不当利用と名づけられるべきである。」<introduc-ta>…<introduco> [導き入れる] の 罽罽<introduc-tus>の 罽罽罽、<appellari>…<appello> [呼ぶ] の 罽罽罽、<usurpatio>… 「不当利用」。

<419> **Consuetudo est altera lex.** [Cōnsuētūdō est lēx altera.] (Jul. D. 1, 3, 32, 1; 4 Co. Rep. 21a) 「慣習はもう一つの法律（法）である。」※<lex>のところに<natura> [自然]が入ってくる命題もある。「タテマエ（法律（法））とホンネ（慣習）」→「索引」

<420> **Consuetudo est optima legum interpret.** [Cōnsuētūdō est interpret optima lēgum.] (Ulp. D. 1, 3, 37; Nic. Ev. Loc. Arg. Leg. 104, 4; 2 Co. Inst. 18) 「慣習は法律（法）の最良の解釈者である。」<interpret>…「解釈者」。※「法律（法）と慣習」→「索引」、「タテマエ（法律（法））とホンネ（慣習）」→「索引」。<420>・<2473>・<2476>

<421> **Consuetudo et communis assuetudo vincit legem non scriptam, si sit specialis; et interpretatur legem scriptam, si lex est generalis.** [Cōnsuētūdō et assuētūdō commūnis vincit lēgem nōn scrīptam, sī sit speciālis; et interpretātur lēgem scrīptam, sī lēx et generālis.] (Jenk, Cent. 273) 「慣習および共通の習慣は、もしそれ [不文の法律（法）] が特別な [内容の] ものである場合には、不文の法律（法）に勝ち、そして、もし法律（法）が一般的な [内容の] ものである場合には、成文の法律（法）を解釈する。」<assuetudo>…「慣習」、<vincit>…<vinco> [勝つ] の 罽罽罽、<scriptam>…<scribo> [書く] の 罽罽罽<scriptus>の 罽罽罽、<specialis>…<specialis> [特別の] の 罽罽罽、<interpretatur>… 罽罽<interpretor> [解釈する] の 罽罽罽（罽）。※「一般と特殊（特別）」→「索引」、「法律（法）と慣習」→「索引」、「タテマエ（法律（法））とホンネ（慣習）」→「索引」、「成文法と不文法」→「索引」、「タテマエ（成文法）とホンネ（不文法）」→「索引」。

<422> **Consuetudo ex certa causa rationabili usitata privat communem legem.** [Cōnsuētūdō ūsitāta ex causā certā ratiōnabili prīvat lēgem commūnem.] (Co. Litt. 113b) 「確定的で合理的な理由に基づいて人がしばしばが用いた慣習は、共通の法律（法）に優越する。」<usitata>… 罽<usitor> [しばしば用いた] の 罽罽<usitatus>の 罽罽、<rationabili>…<rationabilis> [合理的な] の 罽罽罽、<privat>…<privo> [奪

う]の 𠄎𠄎𠄎。※「法律(法)と慣習」→「索引」、「タテマエ(法律(法))とホンネ(慣習)」→「索引」。

<423> **Consuetudo facit legem.** [Cōnsuētūdō facit lēgem.]「慣習は法律(法)を作る。」※「法律(法)と慣習」→「索引」、「タテマエ(法律(法))とホンネ(慣習)」→「索引」。

<424> **Consuetudo, licet sit magnae auctoritatis, nunquam tamen praejudicat manifestae veritati.** [Cōnsuētūdō praejudicat vērītātī manifestae numquam tamen, licet sit authōritātis māgnae.] (4 Co.Rep.18a)「慣習は、たとえ大きな権威を持つものであっても、やはり、明白な真実に予断を与えることは、決してない。」<praejudicat>…<praejudico>[先決となる]の 𠄎𠄎𠄎、<veritati>…<veritas>[真実]の 𠄎𠄎、<manifestae>…<manifestus>[明白な]の 𠄎𠄎、<auctoritatis>…<auctoritas>[権威]の 𠄎𠄎。※<magnae auctoritatis>は属格のペアである。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」

<425> **Consuetudo loci est observanda.** [Cōnsuētūdō locī est observanda.] (*Ulp.D.50,17*; 4 Co. Rep.21a,28b; 6 Co.Rep.67a; 10 Co.Rep.140a; Corbet's Case 7 Co.Rep.5a; Broom,Max.918)「[その]土地の慣行は遵守されるべきである。」<observanda>…<observo>[守る]の 𠄎𠄎<observandus>[守られるべき[である]]の 𠄎𠄎。※ 𠄎𠄎→<1>

<426> **Consuetudo manerii et loci observanda est.** [Cōnsuētūdō manerii et locī est observanda.] (Branch,Max.28; 4 Co.Rep.21a)「荘園および地所の慣行は遵守されるべきである。」<manerii>…<manerium>[荘園]の 𠄎𠄎、<observanda>…<observo>[尊重する]の 𠄎𠄎<observandus>[尊重されるべき[である]]の 𠄎𠄎。※ 𠄎𠄎→<1>

<427> **Consuetudo neque injuria oriri neque tolli potest.** [Cōnsuētūdō potest neque orīrī neque tollī injūriā.] (Lofft,340)「慣習は、不法に依っては、生ずることも、消滅させられることも、出来ない。」<oriri>… 𠄎<orior>[生ずる]の 𠄎𠄎(𠄎)、<tollī>…<tollo>[とりさる]の 𠄎𠄎。

<428> **Consuetudo non habetur in consequentia.** [Cōnsuētūdō nōn habētur in cōnsequentiā.] (13 Keb.49a)「慣習は結論に於いては保持されない。」<consequentia>…<consequentia>[結果]の 𠄎𠄎。

<429> **Consuetudo observanda est.** [Cōnsuētūdō est observanda.]「慣習は遵守されるべきである。」<observanda>…<observo>[守る]の 𠄎𠄎<observandus>の 𠄎𠄎。※ 𠄎𠄎→<1>

<430> **Consuetudo praescripta et legitima vincit legem.** [Cōnsuetūdō praescripta et lēgitima vincit lēgem.] (Co.Litt.33b,113a; L

oftt,340)「長期間の、また法に従った慣習は、法律（法）に勝つ。」<praescripta>…<praescriptus>[長期間の]の 𐀀𐀁𐀃、<vincit>…<vinco>[勝つ]の 𐀀𐀁𐀃。※「法律（法）と慣習」→「索引」、「タテマエ（法律（法）とホンネ（慣習）」→「索引」。

<431> **Consuetudo pro lege servatur.** [Cōnsuētūdō servātur prō lēge.]「慣習は法律（法）として守られる。」<servatur>…<servo>[守る]の 𐀀𐀁𐀃。※「法律（法）と慣習」→「索引」、「タテマエ（法律（法）とホンネ（慣習）」→「索引」。

<432> **Consuetudo regni Angliae est lex Angliae.** [Cōnsuētūdō rēgnī Angliae est lēx Angliae.] (Jenk.Cent.11a)「イギリス王国の慣習はイギリスの法律（法）である。」<regni>…<regnum>[王国]の 𐀀𐀁𐀃、<Angliae>…<Anglia>[イギリス]の 𐀀𐀁𐀃。

<433> **Consuetudo semel reprobata non potest amplius induci.** [Cōnsuētūdō reprobāta semel nōn potest indūcī amplius.] (Dav.Ir. K.B.33)「いったん排斥された慣習は、更に導きいられることは出来ない。」<reprobata>…<reprobo>[排斥する]の 𐀀𐀁𐀃<reprobatus>の 𐀀𐀁𐀃、<induci>…<induco>[導き入れる]の 𐀀𐀁𐀃。※<semel>のところは、「慣習がいったん排斥されると」と訳することもできる。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」

<434> **Consuetudo vincit communem legem.** [Cōnsuētūdō vincit lēgem commūnem.] (4 Co.Rep.21; Co.Litt.336; 1 Rop.H & W 551)「慣習は共通の法律（法）に勝つ。」<vincit>…<vinco>[勝つ]の 𐀀𐀁𐀃。※「法律（法）と慣習」→「索引」、「タテマエ（法律（法）とホンネ（慣習）」→「索引」。

<435> **Consuetudo volentes ducit; lex nolentes trahit.** [Cōnsuētūdō dūcit volentēs; lēx trahit nolentēs.] (Jenk.Cent.274)「慣習は[自ら]望む[人]を導き、一方、法律（法）は望まない[人]を引きよせる。」<ducit>…<duco>[導く]の 𐀀𐀁𐀃、<volentes>…<volo>[望む]の 𐀀𐀁𐀃<volens>の 𐀀𐀁𐀃(名略)、<trahit>…<traho>[ひく]の 𐀀𐀁𐀃、<nolentes>…<nolo>[望まない]の 𐀀𐀁𐀃<nolens>の 𐀀𐀁𐀃(名略)。※「法律（法）と慣習」→「索引」、「タテマエ（法律（法）とホンネ（慣習）」→「索引」。

<436> **Contemporanea expositio est optima et fortissima.** [Expositiō contemporānea est optima et fortissima.] (2 Co.Inst.11; Broom,Max.682)「[書面の]同時期の解釈が、最良で最強である。」<expositio>…「解釈」、<contemporanea>…<contemporaneus>[同時代の]の 𐀀𐀁𐀃、<fortissima>…<fortis>[強い]の 𐀀𐀁𐀃<fortissimus>の 𐀀𐀁𐀃。

<437> **Continentia causae dividi non debet.** [Continentia causae nōn dēbet dīvidī.] (C.J.3,1,10; C.J.4,20,1; Jul.D.22,3,25,41)「事案の関連性は分割されるべきではない。」<continentia>…「関連性」、<dividi>…<divido> [分割する] の ㊦ ㊧ ㊨。<398>

<438> **Contra eum, qui legem dicere potuit apertius, est interpretatio facienda.** [Interpretatiō est facienda contrā eum, quī potuit dīcere lēgem apertius.] (Pap.D.2,14,39; Lib.Sex.5,13,57)「条項をいっそう明白に言明することが出来た[はずの]人に不利なかたちで、解釈がなされるべきである。」<facienda>…<facio> [なす] の ㊩ ㊪<faciendus>「なされるべき[である]」の ㊫ ㊬ ㊭、<apertius>…<aperte> [明白に] の ㊮。※ ㊩ ㊪ → <1>

<438bis> **Contra factum illatio (vel protestatio) non valet.** [Illatiō (vel prōtēstatiō) contrā factum nōn valet.]「なされた[こと]に反する発言(あるいは公言)は効力を持たない。」<illatio>…「発言」、<protestatio>…「公言」。

<438ter> **Contra factum non datur argumentum.** [Argūmentum nōn datur contrā factum.]「推論は事実には逆らっては与えられない。」<argumentum>…「推論」。

<439> **Contra impossibile nemo tenetur.** [Nēmō tenētur contrā impossibile.] (Johann von Luxemburg)「誰も、不可能な[もの]に対しては、拘束されない。」※「不可能」→「索引」

<439bis> **Contra juris civilis regulas pacta conventa rata non habentur.** [Pacta conventa contrā rēgulās jūris cīvilis nōn habentur rata.]「市民法の法範に対する約束合意は、有効な[もの]とは扱われない。」<conventa>…<convenio> [約束する] の ㊯ ㊰<conventus>の ㊱ ㊲、<regulas>…<regula> [法範] の ㊳ ㊴、<rata>…<ratus> [有効な] の ㊵ ㊶ ㊷。

<440> **Contra legem facit, qui id facit quod lex prohibet, in fraudem vero, qui salvis verbis legis sententiam ejus circumvenit.** [Quī facit id, quod lēx prohibet, facit contrā lēgem, verō, quī circumvenit sententiam ējus, verbis lēgis salvīs, in fraudem.] (Paul.D.1,3,29)「法律(法)が禁止することをなす[人は]、法律(法)に反してなす。しかし、法律(法)の文言を傷つけない状況のもとで、その趣旨を欺く[人は]、[法律(法)を]欺いて[行動する]。」<circumvenit>…<circumvenio> [欺く] の ㊸ ㊹ ㊺、<sententiam>…<sententia> [内容] の ㊻ ㊼、<salvis>…<salvus> [安全な] の ㊽ ㊾ ㊿、<fraudem>…<fraus> [詐欺] の ㊿ ㊿。※<qui>と<quod>は二重の関係節をひく関係代名詞

である。絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (verbis) プラス形容詞 (salvis)」型で、その意味は「～しながら」である。㊦㊧→<22>、「文言と意思 (意図)」→「索引」、「タテマエ (文言) とホンネ (趣旨)」→「索引」。

<441> **Contra minorem non currit praescriptio.** [Praescriptiō nōn currit contrā minōrem.] (C.J.2,40,5; Co.Litt.343)「時効は、年少 [者] に対しては進行しない。」<praescriptio>…「時効」、<currit>…<curro> [走る] の ㊦㊧㊨。<156>

<442> **Contra negantem principia non est disputandum.** [Nōn est disputandum contrā negantem principia.] (Co.Litt.343a)「原理を否認する [人] を相手方としては、議論は不可能である。」<disputandum>…<disputo> [議論する] の ㊦㊩<disputandus> [議論されることが出来る] の ㊦㊪㊫、<negantem>…<nego> [否認する] の ㊦㊬<negans> の ㊦㊭㊮ (名略)、<principia>…<principium> [原理] の ㊦㊯。※動形容詞の非人称表現については、『新ラテン文法』§592を参照。この動形容詞の意味は、「～されるべき [である]」ではなくて、「～されることが出来る」であろう。㊦㊩→<1>

<443> **Contra non valentem agere nulla currit praescriptio.** [Praescriptiō nulla currit contrā nōn valentem agere.] (C.J.7,35,4; Broom,Max.606,903)「訴えることが出来ない [人] に対しては、なんらの時効も進行しない。」<praescriptio>…「時効」、<currit>…<curro> [走る] の ㊦㊧㊨、<valentem>…<valeo> [できる] の ㊦㊩<valens> の ㊦㊪㊫ (名略)。※<valeo>は補足不定法<agere>をひく→<171>。

<444> **Contra rem iudicatam non audietur.** [Nōn audiētur contrā rem iudicatam.]「既判物に対立するかたちでは、[主張は] 聴かれないであろう。」<audietur>…<audio> [聴く] の ㊦㊮㊯㊰。<853>・<1388>・<1393>

<445> **Contra scriptum testimonium non scriptum testimonium non fertur.** [Tēstimōnium nōn scriptum nōn fertur contrā tēstimōnium scriptum.] (C.J.4,20,1; C.J.4,20,18)「書かれていない証拠は、書かれている証拠に対抗しては、提出されない。」<scriptum>…<scribo> [書く] の ㊦㊱<scriptus>の ㊦㊲の ㊦㊳・㊦㊴、<fertur>…<fero> [さし出す] の ㊦㊵㊶㊷。

<446> **Contra tabulas nulla valet usurpatio.** [Ūsūrpātiō nulla valet contrā tabulās.]「文書に逆らっては、いかなる利用も効力を持たない。」<usurpatio>…「利用」、<tabulas>…<tabula> [文書] の ㊦㊸㊹。

<447> **Contra veritatem lex numquam aliquid permittit.** [Lēx permittit aliquid contrā vērītātem numquam.] (2 Co.Inst.4252)「法

律（法）は、ある〔こと〕が真実に反して〔いる〕状況では、これを決して許さない。」〈veritatem〉…〈veritas〉〔真実〕の ㊦㊧。

<448> **Contra vim non valet jus.** [Jūs nōn valet contrā vim.] 「暴力に対しては、法は力を持たない。」※「タテマエ（法律（法））とホンネ（暴力）」→「索引」。<1377>・<3416>・<3824>

<449> **Contracta jure contrario jure pereunt.** [Contracta jūre pereunt jūre contrāriō.] 「法に従って合意された〔こと〕は、〔それとは〕逆の法に従って、消滅する。」〈contracta〉…〈contraho〉〔結ぶ〕の ㊦㊧ 〈contractus〉の ㊦㊧㊨ (名略)、〈pereunt〉…〈pereo〉〔滅びる〕の ㊦㊧㊨、〈contrario〉…〈contrarius〉〔反対の〕の ㊦㊧㊨。※「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」

<450> **Contractus ab initio voluntatis est, ex post facto necessitatis.** [Contractus est voluntātis ab initiō, necessitātis ex factō post.] (C.J.4,10,5) 「契約は、当初に於いては自由意思のものであり、事後に依いては強制のものである。」〈initio〉…〈initium〉〔初め〕の ㊦㊧、〈facto〉…名詞の〈factum〉〔行為〕の ㊦㊧ではなくて、㊦㊧〈factus〉の ㊦㊧㊨が名詞化したものである。副詞の〈post〉は〈facio〉という動詞にかかっている。※「〈sum〉〔である〕 プラス名詞の属格」の部分には、状況においていろいろと訳をつけられる。たとえば、これは、「契約を締結するかどうかはまったく自由であるが、しかし、いったん締結にふみきったからには、契約を履行するよう強いられる。」といった趣旨の命題であろう。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」、「前と後」→「索引」。

<451> **Contractus contrahentibus lex esto.** [Contractus estō lēx contrāhentibus.] (Pap.D.16,3,24) 「契約が契約を締結する〔人〕にとって法律（法）であれ。」〈contrahentibus〉…〈contraho〉〔契約を締結する〕の ㊦㊧〈contrahens〉の ㊦㊧㊨ (名略)。※〈esto〉は、格言でも比較的珍しい命令法未来（三人称）の用例であるが、法令、条約遺言書の文言などの、法がらみの命題用の表現となっている。人生訓にもこれが見える。つぎの英語の〈be〉が同系列の言いまわしである。文語の「あるべし」・「たるべし」の訳がこの用法によくマッチする。旧世代の人々なら、〈Boys be ambitious!〉「少年よ、大志をいだけ！」というフレーズに親しんでいるように思われるのであるが、〈esto〉にはこの〈be〉のもつニュアンスに近いところもある（もっとも、〈esto〉は命令法動詞なので、英語の仮定法とは文法構造はちがうが）→<109>。「契約と法律（法）」→「索引」、「タテマエ（法律）とホンネ（契約）」→「索引」。

<452> **Contractus est quasi actus contra actum.** [Contractus est āctus contrā āctum quasī.] (2 Co.Rep.15) 「契約は、いわば行為

に対する行為のようなものである。」※この命題は、<contra>と<actum>の言葉上の対応の面白さを、<contractus>という言葉にひっかけて示そうとする、いわば、遊びの産物である。もっとも、<contraho> [契約を締結する] という言葉は、<con>と<traho>から構成されているので、この命題は、語源論からすれば、あまり意味はない。

<453> **Contractus ex conventione legem accipere dinoscuntur (dignoscuntur).** [Contractus dīnōscuntur(dignōscuntur) accipere lēgem ex conventiōne.] (*Ulp.D.16,3,1,6*; *Lib.Sex.5,13,85*) 「契約は、合意から法律(法)を受けとるものと認められる。」<dinoscuntur(dignoscuntur)>…<dinosco(dignosco)> [認識する] の 𐀀𐀁𐀂𐀃、<accipere>…<accipio> [うけとる] の 𐀀𐀁。※主格不定法の構文が見える。主語の<contractus>は、<dinoscuntur(dignoscuntur)>と<accipere>の双方にかかる。 𐀀𐀁→<98>、「契約と法律(法)」→「索引」、「タテマエ(法律)とホンネ(契約)」→「索引」。<464>・<2483>

<454> **Contractus ex turpi causa vel contra bonos mores nullius est.** [Contractus ex causā turpī vel contrā mōrēs bonōs est nulliūs.] (*Paul.D.2,14,27,4*; *Hob.167*) 「恥ずべき原因に基づくか、あるいは良い習慣に反するかする契約は、無効である。」<turpi>…<turpis> [恥ずべき] の 𐀀𐀁𐀂、<mores>…<mos> [習慣] の 𐀀𐀁。※<>nullius>は属格形であるが、そういった属格の用法については、<68>・<84>および「属格の訳しかた」(索引)を参照。

<455> **Contractus legem ex conventione accipiunt.** [Contractus accipiunt lēgem ex conventiōne.] (*Ulp.D.16,7,1,6*) 「契約は合意から法律(法)を受けとる。」<accipiunt>…<accipio> [うけとる] の 𐀀𐀁𐀂。※「契約と法律(法)」→「索引」、「タテマエ(法律)とホンネ(契約)」→「索引」。

<456> **Contractus vis omnis in conclusione consistit.** [Vis omnis contractūs cōsistit in conclūsiōne.] 「契約の全効力は、[その]締結[という行為]の中に在る。」<consistit>…<consisto> [存在する] の 𐀀𐀁𐀂、<conclusionē>…<conclusio> [締結] の 𐀀𐀁。※母音に長音符がついていない、ふつうの文章命題のケースでは、文頭の<contractus>は、属格の形であるけれども、その位置関係から、主格=主語とうけとられてしまう危険がある。

<457> **Contraentes sub conditione impossibili nihil agere voluisse existimantur(exsistimantur).** [Contrāhentēs sub condiōne impossibili exīstimantur(exsistimantur) voluisse agere nihil.] 「不可能な条件の下で契約を締結する[人]は、なんら行なうことを望まな

かったものと考えられる。」<contrahentes>…<contraho> [結ぶ] の 𠄎𠄎
<contrahens>の 𠄎𠄎𠄎 (名略)、<existimantur(exsistimantur)>…<exis-
tимо(exsistimo)> [考える] の 𠄎𠄎𠄎𠄎。※主格不定法の構文が見える。
主語の<contrahentes>は、<existimantur(exsistimantur)>と<voluisse>
の双方にかかる。 𠄎𠄎→<98>。<374>・<1161>

<458> **Contraria allegans non audiatur.** [Allēgāns contrāria nōn audiātur.]「[法廷で] 矛盾する [こと] を申したてる [人の言分] が
聴かれないよう。」<allegans>…<allego> [申し立てる] の見出し語 𠄎𠄎
(名略)、<contraria>…<contrarius> [反対の] の 𠄎𠄎𠄎 (名略)、<audi-
atur>…<audio> [聴く] の 𠄎𠄎𠄎𠄎。

<459> **Contraria simul esse non possunt.** [Contrāria nōn possunt esse simul.]「対立する[もの]は、同時に存在することは出来ない。」
<contraria>…<contrarius> [反対の] の 𠄎𠄎𠄎 (名略)。

<460> **Contrariorum contraria est ratio.** [Contrāria contrāriōrum est ratiō.] (Hob.344)「反対の [もの] の反対の [もの] は理である。」
<contraria>…<contrarius> [反対の] の 𠄎𠄎𠄎 (名略)、<contrari-
orum>…さきの<contrarius>の 𠄎𠄎𠄎 (名略)。

<460bis> **Contraxisse unusquisque in eo loco intelligitur in quo ut solveret se obligaverit.** [Ūnusquisque intelligitur contrāxisse in locō eō, in quō obligāverit ut solveret sē.]「各人は、弁済するように自身を義務づけたその場所で契約を締結したものと理解される。」
<contraxisse>…<contraho> [結ぶ] の 𠄎𠄎、<obligaverit>…<obligo> [義務づける] の 𠄎𠄎𠄎。※<obligaverit>には、直説法未来完了にも、同じ形がある。主格不定法の構文が見える。主語の<unusquisque>は、<intelligitur>と<contraxisse>の双方にかかる。 𠄎𠄎→<98>

<461> **Contrectatio rei alienae animo furandi est furtum.** [Contrectātiō rei aliēnae animō fūrāndi est fūrtum.] (Paul.D.47,2,1,3; Jenk.Cent.132)「盗む意思に依る他人の物の領得は、窃盗である。」<contrectatio>…「領得」、<animo>…<animus> [心] の 𠄎𠄎、<furandi>…
𠄎<furor> [盗む] の 𠄎𠄎<furandum>の 𠄎 (𠄎)、<furtum>…「窃盗」。
※<rei alienae>には単数与格の組合わせもある。つまり、「他人の物の」ではなくて、「他人の物に」というようにである。 𠄎𠄎→<153>・<1540>、「定義」→「索引」。

<462> **Contumax confitetur.** [Contumāx cōnfītētur.] (C.11,59,1,1)「不出廷 [者] は自白する。」<contumax>…「法廷への召喚に応じない」を意味する見出し語形容詞 (名略)、<confitetur>… 𠄎<confiteor> [自白する] の 𠄎𠄎 (𠄎)。

<463> **Contumax non appellat.** [Contumāx nōn appellat.] (C. J. 3, 1, 13, 4) 「不出廷 [者] は上訴しない。」 <contumax>…「法廷への召喚に応じない」を意味する見出し語形容詞 (名略)、<appellat>…<appellat> [上訴する] の 𐀀𐀃𐀆𐀇。

<464> **Conventio est altera lex.** [Conventiō est lēx altera.] (4 Co.Inst. 21) 「[当事者間の] 合意はもう一つの法律 (法) である。」※「合意と法律 (法)」→「索引」、「タテマエ (法律) とホンネ (合意)」→「索引」。<453>・<2483>

<465> **Conventio et modus vincunt legem.** [Conventiō et modus vincunt lēgem.] (2 Co.Rep. 73b; Story. Ag. §368) 「合意と方式は法律 (法) に勝つ。」 <modus>…「方式」、<vincunt>…<vinco> [勝つ] の 𐀀𐀃𐀆𐀇。 ※「合意と法律 (法)」→「索引」、「タテマエ (法律) とホンネ (合意)」→「索引」。

<466> **Conventio legem dat contractui.** [Conventiō dat lēgem contractui.] (Ulp. D. 50, 17, 23) 「[当事者間の] 合意は契約に法律 (法) を与える。」※「合意と法律 (法)」→「索引」、「タテマエ (法律) とホンネ (合意)」→「索引」。

<467> **Conventio privatorum non potest publico juri derogare.** [Conventiō privātōrum nōn potest dērōgāre jūri pūblicō.] (Wing. Max. 201, 74b; Co. Litt. 166a) 「私 [人] の合意は、公けの法 (強行法) を部分的に廃止することはできない。」 <derogare>…<derogo> [部分的に廃止する] の 𐀀𐀃𐀆𐀇。 ※「合意と法律 (法)」→「索引」、「タテマエ (法律) とホンネ (合意)」→「索引」、「タテマエ (公) とホンネ (私)」→「索引」。

<468> **Corpora communia, sed non pecunia.** [Corpora commūnia, sed pecūnia nōn.] 「肉体は共通で [ある] が、しかし、金銭は [共通では] な [い。]」 <corpora>…<corpus> [肉体] の 𐀀𐀃𐀆𐀇、<pecunia>…「金銭」。

<469> **Corporalis injuria non recipit aestimationem de futuro.** [Injūria corporālis nōn recipit aestimātiōnem dē futūrō.] (Bac. Max. Reg. 6; Broom. Max. 190) 「身体上の傷害は、未来の [こと] に関して [補償] 査定を受けいれない。」 <corporalis>…<corporalis> [肉体の] 𐀀𐀃𐀆𐀇、<recipit>…<recipio> [うけいれる] の 𐀀𐀃𐀆𐀇、<aestimationem>…<aestimatio> [評価] の 𐀀𐀃𐀆𐀇、<futuro>…<futurus> [未来の] の 𐀀𐀃𐀆𐀇 (名略)。

<470> **Corpus humanum non recipit aestimationem.** [Corpus hūmānum nōn recipit aestimātiōnem.] (Hob. 59) 「人の身体は [金銭] 評価を受けない。」 <corpus>…「身体」、<humanum>…<humanus> [人の]

の 𐤀𐤃𐤅𐤃、<recipit>…<recipio> [うけいれる] の 𐤀𐤃𐤅𐤃、<aestimatio nem>…<aestimatio> [評価] の 𐤀𐤃𐤅𐤃。

<471> **Corruptissima res publica plurimae leges.** [Rēs pūblica corruptissima, lēgēs plūrimae.] (Tac. Ann. 3, 27) 「最も腐敗した国家 [には、] 最も多い法律 (法) が [在る]。」<corruptissima>…<corruptus> [腐敗した] の 𐤀𐤃𐤅𐤃<corruptissimus>の 𐤀𐤃𐤅𐤃。※ここは、絶対的最上級の用例と見て、「きわめて」と訳出する方が自然かもしれない。「絶対的比較級・絶対的最上級」→<105>

<472> **Credenda est scriptura.** [Scriptūra est crēdenda.] (Cer. Scaev. D. 32, 37, 5) 「書類は信じられるべきである。」<scriptura>…「書類」、<credenda>…<credo> [信ずる] の 𐤀𐤃𐤅𐤃<credendus> [信じられるべき [である]] の 𐤀𐤃𐤅𐤃。※ 𐤀𐤃𐤅𐤃→<1>。<credo>は与格をひく自動詞であるが、このように他動詞として対格をとる用法もある。このとき<scriptura>が主格としてたつ、ふつうの受動相の構文になる (cf. <496>)。一方で、ふつう自動詞の受動相では、主格ではなくて、与格がくる。「自動詞の受動相」→<59>・「索引」、「自動詞の動形容詞」→「索引」。

<472 bis> **Creditor is est qui exceptione perpetua submoveri non potest.** [Crēditor est is, quī nōn potest submovērī exceptiōn e perpetuā.] 「債権者は、永続的な抗弁に依って斥けられることが出来ない人である。」<submoveri>…<submoveo> [しりぞける] の 𐤀𐤃𐤅𐤃、<perpetua>…<perpetuus> [永続的] の 𐤀𐤃𐤅𐤃。

<473> **Creditor non videtur cessisse contra se.** [Crēditor nōn vidētur cēssisse contrā sē.] 「債権者は、自身に不利に譲渡したものと見られない。」<cessisse>…<cedo> [譲渡する] の 𐤀𐤃𐤅𐤃。<2086>

<474> **Creditor posterior in prioris creditoris locum succedit.** [Crēditor posterior succēdit in locum crēditōris priōris.] (Marci. D. 20, 4, 12, 9; C. J. 8, 18, 1) 「(いっそう) 後の債権者は、(いっそう) 前の債権者の地位を引きつぐ。」<succedit>…<succedo> [ひきつぐ] の 𐤀𐤃𐤅𐤃。※「前と後」→「索引」。<321>・<322>

<474 bis> **Creditor qui permittit rem venire, pignus dimittit.** [Crēditor, quī permittit rem vēnīre, dimittit pīgnus.] 「物が売られることを許す債権者は、質を解く。」<permittit>…<permitto> [許す] の 𐤀𐤃𐤅𐤃、<venire>…<veneo> [売られる] の 𐤀𐤃𐤅𐤃、<dimittit>…<dimitto> [とく] の 𐤀𐤃𐤅𐤃、<pignus>…<pignus> [質] の 𐤀𐤃𐤅𐤃。※<permittit>にひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の<rem>は、意味上の主語として、<venire>にかかる。母音に長音符がついていないふつうの表示では、この形は<venio> [くる] の方の現在不定法ともうけとれる。 𐤀𐤃𐤅𐤃→<35>

<474ter> **Creditoris est rei periculum.** [Periculum rei est creditoris.] 「物の危険は債権者に属する。」<periculum>…「危険」。※「属格の訳しかた」→「索引」

<475> **Creditorum appellatione non hi tantum accipiuntur qui pecuniam crediderunt, sed omnes quibus ex qualibet causa debetur.** [Nōn tantum hī, quī crediderunt pecuniam, sed omnēs, quibus debetur ex causā quālibet, accipiuntur appellatione creditorum.] (Gai.D.50,16,11) 「金銭を貸した者だけではなくて、[ある者が] なんらかの原因に基づいて [ある物を] 負っている [相手方] すべて [も]、債権者という名称の中に受けいられる。」<crediderunt>…<credo> [貸す] の 𐀀𐀁𐀃、<pecuniam>…<pecunia> [金銭] の 𐀀𐀁𐀄、<accipiuntur>…<accipio> [うけいれる] の 𐀀𐀁𐀅、<appellatione>…<appellatio> [名] の 𐀀𐀁𐀆。※<non tantum ~ sed>は関連語である。

<475bis> **Creditum et debitum non possunt concurrere in eadem persona.** [Crēditum et dēbitum nōn possunt concurrere in persōnā eādēm.] 「債権と債務は同一の人々の間では競合することは出来ない。」<creditum>…「債権」、<concurrere>…<concurro> [競合する] の 𐀀𐀁𐀇。

<476> **Creditur virgini se praegnantem asserenti.** [Crēditur virgini asserenti se praegnantem.] 「自身が妊娠していると申し立てる処女 [の主張] は、信じられる。」<creditur>…<credo> [信ずる] の 𐀀𐀁𐀈、<virgini>…<virgo> [処女] の 𐀀𐀁𐀉、<asserenti>…<asserō> [申立てる] の 𐀀𐀁𐀊、<asserens>の 𐀀𐀁𐀋 (名略)、<praegnantem>…<praegnantis> [妊娠している] の 𐀀𐀁𐀌。※現在分詞<asserens>中の<asserō>という動詞によってひかれた対格不定法の構文が見える。対格形の<se>は、意味上の主語として、省略された<esse> [である] にかかる。𐀀𐀁𐀍→<35>、「自動詞の受動相」→<59>・「索引」。<3822>

<477> **Crescente malitia crescere debet poena.** [Poena debet crescere, malitiā crescente.] (2 Co.Inst.479) 「悪意が増大すればするほど、刑罰は増大するべきである。」<crescere>…<cresco> [増大する] の 𐀀𐀁𐀎、<malitia>…<malitia> [悪意] の 𐀀𐀁𐀏、<crescente>…さきの<cresco>の 𐀀𐀁𐀐、<crescens>の 𐀀𐀁𐀑。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (malitia) プラス現在分詞 (crescente)」型で、その意味は「～すれば」である。𐀀𐀁𐀒→<22>

<477bis> **Crescit contumelia ex persona ejus qui contumeliam fecit.** [Contumēlia crēscit ex persōnā ejus, quī fēcit contumeliā.] 「侮辱は、[侮辱を] 行なった人の人格に応じて、増大する。」<cont

umelia>…「侮辱」、<crescit>…<creso> [増大する] の 𐀀𐀁𐀃、<contumeliam>…<contumelia>の 𐀀𐀁𐀃。

<478> **Crimen laesae majestatis omnia alia crimina excedit quoad poenam.** [Crīmen mājestātis laesae excēdit crīmina alia omnia, quōad poenam.] (Brac.fol.118b ; 3 Co.Inst.210) 「反逆罪は、刑罰に関する限りでは、他のあらゆる犯罪を凌駕する。」<majestatis>…<majestas> [威厳] の 𐀀𐀁𐀃、<laesae>…<laedo> [傷つける] の 𐀀𐀁𐀃<laesus>の 𐀀𐀁𐀃、<excedit>…<excedo> [こえる] の 𐀀𐀁𐀃。※<majestatis laesae>は、直訳すると「傷つけられた威厳の」であるが、「威厳を傷つけることの [犯罪] = 反逆罪」の意味にとる必要がある。各近代語の場合でも、邦訳のさいこのような言いかえのテクニックが利用されているはずである。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」、「言いかえの訳しかた」→「索引」。

<479> **Crimen omnia ex se nata vitiat.** [Crīmen vitiat omnia nāta ex sē.] (Henry v. Bank of Salina, 5 Hill(N.Y.)523,531) 「犯罪は自身から生まれた [もの] すべてを無効なものとする。」<vitiat>…<vitio> [無効にする] の 𐀀𐀁𐀃、<nata>… 𐀀𐀁𐀃<nascor> [生まれる] の 𐀀𐀁𐀃<natus>の 𐀀𐀁𐀃。

<480> **Crimen trahit personam.** [Crīmen trahit persōnam.] (Peaple v. Adams,3,Deino(N.Y.)190,210,45 Am.Dec.468) 「犯罪は人を連れていく。」<trahit>…<traho> [ひく] の 𐀀𐀁𐀃。

<481> **Crimina morte extinguuntur(exstinguuntur).** [Crīmina extinguuntur(exstinguuntur) morte.] (*Ulp.D,48,4,1*) 「犯罪は [犯人の] 死亡に依って消滅する。」<extinguuntur(exstinguuntur)>…<extinguo(exstinguo)> [消す] の 𐀀𐀁𐀃、<morte>…<mors> [死] の 𐀀𐀁𐀃。<866>

<482> **Crimine ab uno disce omnes.** [Disce omnēs ab crīmine ūnō.] (Verg.Aen.2,65) 「ただ一つの罪過からすべての [罪過] を学べ。」<disce>…<disco> [学ぶ] の 𐀀𐀁𐀃、<crimine>…<crimen> [罪] の 𐀀𐀁𐀃。

<483> **Cui bono (fuerit) ?** [Cui (fuerit) bonō ?] (Cic.Pro Sex.Roscio,84; Pro Milone,32; Philippica,2,35) 「誰に利益と (成った) か?」<cui>…<quis> [誰が～か?] の 𐀀𐀁𐀃、<bono>…<bonus> [よい] の 𐀀𐀁𐀃 (名略)。※これは、与格が二つならぶ、とても珍しい用例である。しかも、格言風ではないにもかかわらず、パンチのきいた言いまわしとなっている。日本語でも、「誰に利益に (なった) のか?」と訳してみれば、ラテン語の与格の感じがよく出せる。犯罪捜査や公判廷での審理のさい、犯行から直接的・間接的に利益を手に入れる者がいないかどうか、動機問題

の一環として検討されることがある（もつとも、< cui >の形は中性のところにもちゃんとあるので、「誰に」のところを「なにに」と読みかえることもできないわけではない）。ローマの弁論術理論では、ギリシア由来の弁論術理論の強い影響のもとに、この問題をめぐる議論の攻防の仕方について、ノウ・ハウがつみあげられている。ところで、さきのくだりの< cui bono >の文法的解説についてであるが、まえの「誰に」は、「誰のために」のことで、「利害関係の与格」の用法に属し、後の「利益に」は「利益のために」のことで、「目的の与格」の用法に属する。与格という格については、「～に与える」という文章における「に」の役割にちなんで、いわゆる「間接目的語」としての「に」の格とひとまずうけとって頂いてさしつかえない。しかし、—ラテン語の格の用法ではつねに生ずることなのであるが—日本語の文法感覚や語感だけでは少しついていけないような与格の用法がある。一つは「**所有の与格**」という用法である。後代には< habeo >という動詞は、近代欧米語の場合のように、「もつ」という意味も帯びるようになったが、古くは、「もつ」を意味する動詞がなかったためもあって、「私は父をもっている。」という、すっきりとした表現にはならなかった。それで、「私には父がいる。」における「私に」のところを「**所有の与格**」を用いて表現していた（このような現象はギリシア語にもある）。日本語でも、「私には妹がいる。」という表現は、いかにも外国語風の「私は妹をもつ。」よりもやわらかい感じになっているので、このラテン語の構文は日本語としても、それなりに自然なものと言えるかもしれない。もう一つ、二つの与格を用いて、「それは私のために助けのためにある＝私に助けになる＝私の助けになる」という言いまわしが、要注意である。< Est auxilio mihi.>がそれである。< auxilio >は< auxilium > [援助] の単数与格で、< mihi >は< ego >「私（は）」の与格である→< 486 >。さらに面倒なのは、「**行為者の与格**」と名づけられている用法で、< Pugnandum nobis est.>は、「（それは）私たちのために戦われなければならない」ではなく、「私たちによって戦われなければならない。＝私たちは戦わなければならない。」が正しい訳しかたである。< pugno > [戦う] という自動詞の動形容詞< pugnandus >とともに与格がくると、「前置詞< a(ab) > プラス奪格」というふつうの受動相（態）のパターンを用いるのではなくて、奪格とは肌合いのちがう与格だけで、行為者が示せるのである。他動詞の場合でも同様である。< nobis >は< nos > [私たち（は）] の与格である。いずれにしても、与格と奪格が同じ形をしているうえに、用法にも重なりあうところもあるので（現に、動詞がもともと与格を支配するときには、これが、行為者の与格と重なってしまうので、後者は< a プラス奪格 >の通常型にさしかえられる、二つの格を識別して正訳にたどりつくのは容易なことではない。ときどき誤訳が生じてしまうのはそ

る]の^受属^因、<concessa>…<concedo>[譲与する]の^受属^因<concessus> (受動相完了の構成要素)の^受属^因、<data>…<do>[与える]の^受属^因<data tus>の^受属^因 (受動相完了の構成要素)。※主格不定法の構文が見える。主格の<ea>は、<videntur>と<esse concessa>の双方にかかる。<cui>の先行詞は隠れているが、これも与格である(与格のような微妙な格形が省略されているケースは、あまり見られない)。^目属^因→<98>、「目的と手段」→「索引」、「タテマエ(目的)と「ホンネ(手段)」→「索引」。

<486> **Cui jus est donandi, eidem et vendendi et concedendi jus est.** [Jūs et vēndendi et concēdendī est eidem, cui jūs donandī est.] (*Ulp.D.50,17,163*)「贈与する権利が属するその人には、売却する権利も、譲与する権利も、属する。」<vendendi>…<vendo>[売却する]の^動属^因<vendendum>の^属 (属)、<concedendi>…<concedo>[譲与する]の^動属^因<concedendum>の^属 (属)、<donandi>…<dono>[贈与する]の^動属^因<donandum>の^属 (属)。※「私には家に父がいる。」のは、「私は家に父をもっている。」のとだいたい同じような意味の文章であるが、「私に(は)」というところがラテン語の与格(「に」の格)とも似ているのが面白い。<Est mihi domi pater.>がそのラテン語訳である。<mihi>は<ego>[私(は)]の単数与格で、<domi>は珍しい地格(位格)で、「家に」を意味する。それから、<pater>は「父」を意味する。上例では、<eidem>と<cui>がともに与格で、所有の主体を表している。これが「所有の与格(～にある・～のものである)」という独特の用法で(→<483>)、ここには、そのものズバリの「所有の属格」と比べると、微妙なニュアンスも浮びあがってくる。^動属^因→<153>・<1540>。「与格(所有者の与格・行為者の与格・目的の与格)の用法」→<484>・「索引」。<et～et>は関連語である。

<487> **Cui licet quod est plus, licet utique quod est minus.** [Quod est minus, licet utique, cui, quod est plūs, licet.] (*Ulp.D.50,17,21*; *Lib.Sex.5,13,53*; *4 Co.Rep.23a*)「(いっそう)多い[ことが]許されている[人には]、(いっそう)少ない[ことを]確かに許されている。」※関係代名詞の<cui>にも二つの<quod>にも、先行詞がないが、簡潔さをたつとぶ結果として、ラテン語では、このようなことはごくふつうの現象となっている。それから、<plus>[いっそう多い]のところ、<major>[いっそう大きい]がかわりに入ってくることもある。また、<licet>のところ、<debet licere>[許されていなければならない]が入ってくることもある。「大(多)と小(少)」→「索引」。<488>・<489>・<1224>

<488> **Cui licet quod majus non debet quod minus est non licere.** [Nōn dēbet nōn licēre, quod est minus, cui licet, quod mājus.] (*Ulp.D.50,17,21*; *4 Co.Rep.23a*; *Co.Litt.355b*)「いっそう大き

[い][ことを]許されている[人が]、いっそう小さい[ことを]許されない、ということは在ってはならない。」<licere>…非人称動詞<licet>[許されている]の ㊦。※「大(多)と小(少)」→「索引」

<489> **Cui majus conceditur, et minus concedi videtur.** [Et minus vidētur concēdī, cui mājus concēditur.] (Ulp.D.50,17,21)「いっそう多い[もの]を譲与される[人には]、いっそう少ない[もの]も譲与されるものと見られる。」<concedi>…<concedo>[譲与する]の ㊦、<conceditur>…<concedo>[譲与する]の ㊦。※主格不定法の構文が見える。主語の<minus>は、<videtur>と<concedi>の双方にかかる。与格形の<cui>の先行詞の与格形は省略されている。 ㊦→<98>、「大(多)と小(少)」→「索引」。<487>—<489>・<1224>

<490> **Cui pater est populus non habet ille patrem.** [Ille, cui populus est pater, nōn habet patrem.] (Co.Litt,123)「国民を父とするあの人は、父を持たない。」<populus>…「国民」、<pater>…「父」、<patrem>…さきの<pater>の ㊦。※<cui>は与格である。<habet>は、近代語でもふつうの「もつ」の意味をもつ。「与格(所有の与格・行為者の与格・目的の与格)の用法」→「索引」

<491> **Cui plus licet quam par est, plus vult quam licet.** [Cui plūs, quam est pār, licet, vult plūs, quam licet.]「相応なものより以上に許されている[人は]、許されているものより以上に望む。」<par>…<par>[等しい]の ㊦。

<492> **Cui prodest, is facit.** [Is, cui prōdest, facit.] (Sen.Med.503)「利益を受ける人が[あることを]なす。」<prodest>…<prosum>[役だつ]の ㊦。<483>・<2066>・<3626>

<493> **Cui recte solvitur, is novare potest.** [Is, cui solvitur rectē, potest novāre.] (Paul.D.46,2,10)「正しく弁済を受ける人は、更改することが出来る。」<novare>…<novo>[更改する]の ㊦。

<493bis> **Cui usus relictus est, uti potest, frui non potest.** [Cui ūsus est relictus, potest ūtī, nōn potest fruī.]「利用[権]が遺されている[人は]、利用することは出来るが、しかし、果実を収穫することは出来ない。」<relictus>…<relinquo>[残す]の見出し語 ㊦、<frui>… ㊦<fruor>[果実を収取する]の ㊦(㊦)。※<est relictus>の形は、受動相完了の形である。しかし、ここでは、<relictus>は、たんなる形容詞の扱いにしている。

<494> **Cuicumque aliqui quid concedit concedere videtur et id sine quo res ipsa esse non potest.** [Aliquī et id, sine quō rēs ipsa nōn potest esse, vidētur concēdere, cuicumque aliquī conc

edit quid.] (1 Co.Rep.52; Broom,Max.479)「ある人からあるものを譲与される[人には]、[誰に]でも、ある人が、[その]物自体が存在する際に不可欠であるものさえも譲与するものと見られる。」<concedere>…<concedo>[譲与する]の 𐀀𐀁、<concedit>…さきの<concedo>の 𐀀𐀂𐀃。※主格不定法の構文が見える。主語の<aliqui>は、<videtur>と<concedere>の双方にかかる。𐀀𐀁→<98>、「代用型としての<quis>」→「索引」、「目的と手段」→「索引」、「タテマエ(目的)とホンネ(手段)」→「索引」。

<495> **Cuicunque aliquid conceditur, conceditur etiam et id sine quo res ipsa non esse potuit.** [Etiam et id, sine quō rēs ipsa nōn potuit esse, concēditur, cuicunque aliquid concēditur.]「あるものを譲与される[人]には、[誰に]でも、[その]物自体が存在する際に不可欠であったものさえも、譲与される。」<conceditur>…<concedo>[譲与する]の 𐀀𐀂𐀃𐀄。※「目的と手段」→「索引」、「タテマエ(目的)とホンネ(手段)」→「索引」。

<496> **Cuilibet in arte sua perito est credendum.** [Est crēdendum cuilibet peritō in arte suā.] (Co.Litt.125a; Shef.Mar. & Div. 206)「その技術に於いて熟練している限り、誰であっても、その人を信頼するべきである。」<credendum>…<credo>[信ずる]の 𐀀𐀅𐀆<credendus>[信ずるべき[である]]の 𐀀𐀇𐀈𐀉、<perito>…<peritus>[熟練した]の 𐀀𐀊𐀋、<arte>…<ars>[技術]の 𐀀𐀌。※𐀀𐀅𐀆→<1>。自動詞の動形容詞の訳しかた→<574>・「索引」。<perito>という形容詞は、少しゆるやかに訳してある。「分詞の訳しかた」→<55>・「索引」。<cuilibet>のかわりに<cuique>が入ってくる命題もある。

<497> **Cuilibet licet juri pro se introducto renuntiare.** [Licet cuilibet renūntiāre jūri intrōductō prō sē.]「誰にでも、自身のために導きいれられた権利を放棄することが許される。」<renuntiare>…<renuntio>[放棄する]の 𐀀𐀍𐀎 (与格を支配する動詞である)、<introducto>…<introduco>[導入する]の 𐀀𐀏𐀐<introducitur>の 𐀀𐀑𐀒。<499>・<2995>

<498> **Cuique defensio tribuenda.** [Dēfēnsiō tribuenda cuique.] (Tacitus,Ann.13,20,3)「各人に防御[の機会]が付与されるべき[である]。」<defensio>…「防御」、<tribuenda>…<tribuo>[付与する]の 𐀀𐀓𐀔<tribuendus>[付与されるべき[である]]の 𐀀𐀕𐀖。※動詞が省略されている。𐀀𐀓𐀔→<1>

<499> **Cuique licet his quae pro se introducta sunt renuntiare.** [Licet cuique renūntiāre hīs, quae sunt intrōducta prō sē.] (C. J.2,3,29,1; Nov.136,1)「誰にでも、自身のために導きいれられたものを

放棄することが許される。」<renuntiare>…<renuntio>[放棄する]の ㊦㊧ (与格を支配する動詞である)、<introducta>…<introduco>[導入する]の ㊦㊧<introducatus> (受動相完了の構成要素)の ㊦㊧㊨。<497>・<2995>

<499bis> **Cujus commoda, ejus incommoda.** [Incommoda ējus, cūjus commoda.]「不利益は利益が[属する]人に[属する]。」<incommoda>…<incommodum>[不利益]の ㊦㊨、<commoda>…<comodus>[利益]の ㊦㊨。※<cujus ~, ejus>→<500>・「索引」。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」。「利益(利得)と損失(損害・不利益・危険・負担・責)」→「索引」。「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<500> **Cujus commodum, ejus periculum.** [Periculum ējus, cūjus commodum.] (*Paul.D.50,17,10*)「利益が[属する]人に、危険が[属する]。」<periculum>…「危険」、<commodum>…「利益」。※「~のものである」を意味する属格(関係代名詞のものと人称代名詞のもの)が二個所で見えている→「索引」。ここでは動詞が省略されている。こういった<ejus ~, cūjus>・<cujus ~, ejus>系の、一種の相関語構文をはらんだ格言は、メリハリがきいた表現となるので、多数存在している。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」

「属格の用法」をマスターするには、近代欧米語の文法知識で十分にまにあうが、それでも、法格言クラスになると、難解な属格が数タイプ登場してくる。ここでは、<cujus ~, ejus>、もしくは、副文と主文の位置を逆転させて、<ejus ~, cūjus>を用いた構文について解説しておこう。後出<513>の<Cujus regio, ejus religio.>は、独語で<Wes Gebiet, des Religion.>ときれいに訳せるのであるが、他の近代欧米語では、独語の場合ほどはラテン語への対応がうまくできないように思われる。さて、さきの格言の場合、ラテン語でも独語でも<be>動詞が省略されているのであるが、このような述語的な属格を日本語にうまく訳出するには、まず、「~のものである」としておき、そのあと、「~に属する」とかいうように比較的軽く訳すか、あるいは、「~の特徴・しるし・役割・義務・つとめである」というように、ケース・バイ・ケースで言葉を補って、いわば重く訳すか、のどちらかに進んでいけばよい。『新ラテン文法』§555、3注を参照。現代でもよく知られた<sui generis>は、再帰的なニュアンスの所有代名詞<suus>[それ自身の](よく知られた<suum cuique>中の<suum>はその一変化である)の単数中性属格と、<genus>[種類]の単数属格が組みあわさって、「それ自身の種類に属する=独特の(種類)の・独自(の種類)の」を意味するが、このニュアンスは、それを英訳した形の<of its own kind>から

うかがいしれるはずである。それで、上例にもどると、<cujus>も<ejus>も、名詞<commodum>・<periculum>に直接にはかかっていかず、「[あることからえられる]危険は、[そのことからえられる]利益がその人のものであるところのその人のものである。」というように<est>という<be>動詞を介してつながっているだけである。しかも、<est>が省略されている。ついでに同タイプの例をあげておこう。<ejusdem generis>は、「同じ部類の」・「同類の」の意味であって、<ejusdem>は<idem> [同じ：あの「アイデンティティー」の「アイデ」の部分に対応する]の単数中性属格である。それから、<>nullius momenti> [ない効力の＝無効の]は、<>nullum momentum>が単数属格に展開した形であり、中性形の<nullum>の見出し語である<nullus>は、「なんらの～もない」を、<momentum>は「効力」を意味する。ラテン語の属格にはさまざまな文法上の約束ごとがまつわりついており（この点で近代欧米語の所有格や二格や、<of>・<von>などの前置詞を用いた表現とつながるところがある）、とても「の」だけではかたづかない。たとえば、<in desperatione omnium salutis>は、二つの属格をもつフレーズで、直訳すると、「救助の、すべての人の絶望において」となるが、「全員が救助を絶望して」とするのがふつうの訳である。見出し語は、それぞれ、<in> [において]、<desperatio> [絶望]、<omnis> [すべての]、<salus> [救助] である。<omnium>は複数男性属格が名詞化したもので、ひとまず「全員の」と訳せるが、このところは、「～を」というように目的語的ではなくて、主語的に「すべての[人]が」というように表現してみなければ、日本語にはならない。他方で、<salutis>は、単数属格で、ひとまず「救助の」と訳せるが、ここでは、主語的にではなくて目的語的に、「救助を」としなければならぬ。「属格の訳しかた」→<68>・<84>・「索引」、<ejus ～, cujus>→<500>・「索引」、 「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」、 「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<501> **Cujus effectus omnibus prodest, ejus et partes ad omnes pertinent.** [Et partēs ējus, cūjus effectus prōdest omnibus, pertinent ad omnēs.] 「あることの効果がすべての[人]に利益に成る場合に、そのことの部分もすべての[人]に関係する。」<partes>…<pars> [部分]の 𐀀𐀁𐀂、<prodest>…<prosum> [役だつ]の 𐀀𐀁𐀂𐀃、<pertinent>…<pertineo> [関係する]の 𐀀𐀁𐀂𐀃𐀄。※<ejus ～, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」、 「全体と部分」→「索引」。

<502> **Cujus est commodum, ejus debet esse incommodum.** [Incommodum dēbet esse ējus, cūjus commodum est.] (*Paul. D. 50, 17, 10*) 「利益が属する人に、不利益が属するべきである。」<incommodum>

…「不利益」、<commodum>…「利益」。※<ejus ~, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」、「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<503> **Cujus est commodum, ejus est onus.** [Onus est ējus, cūjus commodum est.] (*Ulp.D.50,17,10*; 3 *Mass.53*)「利益が属する人に、負担が属する。」<onus>…「負担」、<commodum>…「利益」※<ejus ~, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」、「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<503bis> **Cujus est condere legem, ejus est abrogare.** [Abrogāre est ējus, cūjus condere lēgem est.]「法律（法）を制定することが出来る人は、[それを]全面的に廃止することが出来る。」<abrogare>…<abrogo> [全面的に廃止する]の ㊦、<condere>…<condo> [制定する]の ㊦。※<ejus ~, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」

<504> **Cujus est dare, ejus est disponere.** [Dispōnere est ējus, cūjus dare est.] (*Wing,Max.53*; *Broom,Max.459*)「与える権限を持つ人は、処分する権限を持つ。」<disponere>…<dispono> [処分する]の ㊦。※<ejus ~, cujus>→<500>・「索引」。<68>・<84>

<505> **Cujus est divisio, alterius est electio.** [Dīvisiō est cūjus, ēlēctiō est alteriūs.] (*Co.Titt.166b*)「分割[する地位]はある人に属し、選択[する地位]は他の人に属する。」<divisio>…「分割」、<electio>…「選択」。※「代用型としての<quis>」→「索引」、「属格の訳しかた」→<68>・<84>・<500>・「索引」、「一人と他人」→「索引」。

<506> **Cujus est dominium, ejus est periculum.** [Perīculum est ējus, cūjus dominium est.] (*Paul.D.50,17,10*; *Trayner,Max.114*)「所有権が属する人に、危険が属する。」<periculum>…「危険」。※<ejus ~, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」、「利益（利得）と損失（損害・不利益・危険・負担・責）」→「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<507> **Cujus est instituere, ejus est abrogare.** [Abrogāre est ējus, cūjus instituere est.] (*Broom,Max.593,Note,878*; *Sydney,Max.878,Note*)「[制度を]制定する権限を持つ人に、[それを]全面的に廃止する権限が属する。」<abrogare>…<abrogo> [全面的に廃止する]の ㊦、<instituere>…<instituo> [制定する]の ㊦。※<cujus ~, ejus>→<68>・<84>・<500>・「索引」

<508> **Cujus est solum, ejus est usque ad coelum.** [Est ējus,

cūjus solum est, usque ad coelum.] (Ven.D.43,24,2,4; Co.Litt.42)
「土地を所有する人は、天空まで所有する。」<coelum(caelum)>…<coelum(caelum)>の ㊦㊦。※<ejus ~, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」。
<675>

<509> **Cujus juris est principale, ejusdem juris erit accessorium.** [Accēssōrium erit jūris ējusdem, cūjus jūris principāle est.] (Gai.D.33,8,2; 2 Co.Inst.493)「主たる [もの] について権利を持つその人が、従たる [もの] について権利を持つであろう。」<accessorium>…<accessorius> [従たる] の ㊦㊦㊦ (名略)、<principale>…<principalis> [主な] の ㊦㊦㊦ (名略)。※「~のものである」を意味する属格の用法→<84>。<ejusdem ~, cujus>の構文は、<ejus ~, cujus>のそれとよく似たものである。→<68>・<84>・<500>・「索引」、「主と従」→「索引」、「タテマエ (主) とホンネ (従)」→「索引」。

<510> **Cujus participavit lucrum, partipet et damnum.** [Lucrum cūjus participāvit, partipet et damnum.] (Ulp.D.17,2,55)「ある人の利益に係わりあった [人が]、[そのある人の] 損失にも係わるよう。」<participavit>…<participo> [かかわる] の ㊦㊦㊦、<partipet>…さきの<participo>の ㊦㊦㊦。※代用形としての<quis>→「索引」、「利益 (利得) と損失 (損害・不利益・危険・負担・責)」→「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<511> **Cujus per errorem dati repetitio est, ejus consulto dati donatio est.** [Donātiō datī cōsultō est ējus, cūjus repetitīō datī per errōrem est.] (Paul.D.50,17,53)「錯誤に依って与えられた [もの] の返還請求 [権] が属する人に、意図して与えられた [もの] の贈与が属する。」<donatio>…「贈与」、<repetitio>…「返還請求」。※<ejus ~ cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」。

<512> **Cujus periculum, ejus commodum.** [Commodus ējus, cūjus periculum.]「危険を [負担する] 人に、利益が [属する]。」「<commodum>…「利益」、<periculum>…「危険」。※<ejus ~, cujus>→<500>・「索引」、<68>・<84>。「利益 (利得) と損失 (損害・不利益・危険・負担・責)」→「索引」、「ローマ法のバランス感覚・法のバランス感覚」→「索引」。

<513> **Cujus regio, ejus religio.** [Religiō ējus, cūjus regiō.]「支配権を [持つ] 人に、宗教が [属する]。」「<religio>…「宗教」、<regio>…「支配権」。※<ejus ~, cujus>→<68>・<84>・<500>・「索引」。

<514> **Cujusvis hominis est errare, nullius, nisi insipientis, in errore perseverare.** [Errāre est hominis cūjusvis, persevērāre in errōre nūllius, nisi īnsipientis.] (Cic.Phil.12,2,5)「誤まること

はすべての人のすることであるが、[しかし、] 誤まりをしつづけることは、愚かな [人] 以外の誰もしないこと [である]。』 <perseverare>… <persevero> [堅持する] の 𐀀𐀁、 <insipientis>… <insipiens> [愚かな] の 𐀀𐀂 𐀃 𐀄 𐀅 𐀆 𐀇 𐀈 𐀉 𐀊 𐀋 𐀌 𐀍 𐀎 𐀏 𐀐 𐀑 𐀒 𐀓 𐀔 𐀕 𐀖 𐀗 𐀘 𐀙 𐀚 𐀛 𐀜 𐀝 𐀞 𐀟 𐀠 𐀡 𐀢 𐀣 𐀤 𐀥 𐀦 𐀧 𐀨 𐀩 𐀪 𐀫 𐀬 𐀭 𐀮 𐀯 𐀰 𐀱 𐀲 𐀳 𐀴 𐀵 𐀶 𐀷 𐀸 𐀹 𐀺 𐀻 𐀼 𐀽 𐀾 𐀿 𐁀 𐁁 𐁂 𐁃 𐁄 𐁅 𐁆 𐁇 𐁈 𐁉 𐁊 𐁋 𐁌 𐁍 𐁎 𐁏 𐁐 𐁑 𐁒 𐁓 𐁔 𐁕 𐁖 𐁗 𐁘 𐁙 𐁚 𐁛 𐁜 𐁝 𐁞 𐁟 𐁠 𐁡 𐁢 𐁣 𐁤 𐁥 𐁦 𐁧 𐁨 𐁩 𐁪 𐁫 𐁬 𐁭 𐁮 𐁯 𐁰 𐁱 𐁲 𐁳 𐁴 𐁵 𐁶 𐁷 𐁸 𐁹 𐁺 𐁻 𐁼 𐁽 𐁾 𐁿 𐂀 𐂁 𐂂 𐂃 𐂄 𐂅 𐂆 𐂇 𐂈 𐂉 𐂊 𐂋 𐂌 𐂍 𐂎 𐂏 𐂐 𐂑 𐂒 𐂓 𐂔 𐂕 𐂖 𐂗 𐂘 𐂙 𐂚 𐂛 𐂜 𐂝 𐂞 𐂟 𐂠 𐂡 𐂢 𐂣 𐂤 𐂥 𐂦 𐂧 𐂨 𐂩 𐂪 𐂫 𐂬 𐂭 𐂮 𐂯 𐂰 𐂱 𐂲 𐂳 𐂴 𐂵 𐂶 𐂷 𐂸 𐂹 𐂺 𐂻 𐂼 𐂽 𐂾 𐂿 𐃀 𐃁 𐃂 𐃃 𐃄 𐃅 𐃆 𐃇 𐃈 𐃉 𐃊 𐃋 𐃌 𐃍 𐃎 𐃏 𐃐 𐃑 𐃒 𐃓 𐃔 𐃕 𐃖 𐃗 𐃘 𐃙 𐃚 𐃛 𐃜 𐃝 𐃞 𐃟 𐃠 𐃡 𐃢 𐃣 𐃤 𐃥 𐃦 𐃧 𐃨 𐃩 𐃪 𐃫 𐃬 𐃭 𐃮 𐃯 𐃰 𐃱 𐃲 𐃳 𐃴 𐃵 𐃶 𐃷 𐃸 𐃹 𐃺 𐃻 𐃼 𐃽 𐃾 𐃿 𐄀 𐄁 𐄂 𐄃 𐄄 𐄅 𐄆 𐄇 𐄈 𐄉 𐄊 𐄋 𐄌 𐄍 𐄎 𐄏 𐄐 𐄑 𐄒 𐄓 𐄔 𐄕 𐄖 𐄗 𐄘 𐄙 𐄚 𐄛 𐄜 𐄝 𐄞 𐄟 𐄠 𐄡 𐄢 𐄣 𐄤 𐄥 𐄦 𐄧 𐄨 𐄩 𐄪 𐄫 𐄬 𐄭 𐄮 𐄯 𐄰 𐄱 𐄲 𐄳 𐄴 𐄵 𐄶 𐄷 𐄸 𐄹 𐄺 𐄻 𐄼 𐄽 𐄾 𐄿 𐅀 𐅁 𐅂 𐅃 𐅄 𐅅 𐅆 𐅇 𐅈 𐅉 𐅊 𐅋 𐅌 𐅍 𐅎 𐅏 𐅐 𐅑 𐅒 𐅓 𐅔 𐅕 𐅖 𐅗 𐅘 𐅙 𐅚 𐅛 𐅜 𐅝 𐅞 𐅟 𐅠 𐅡 𐅢 𐅣 𐅤 𐅥 𐅦 𐅧 𐅨 𐅩 𐅪 𐅫 𐅬 𐅭 𐅮 𐅯 𐅰 𐅱 𐅲 𐅳 𐅴 𐅵 𐅶 𐅷 𐅸 𐅹 𐅺 𐅻 𐅼 𐅽 𐅾 𐅿 𐆀 𐆁 𐆂 𐆃 𐆄 𐆅 𐆆 𐆇 𐆈 𐆉 𐆊 𐆋 𐆌 𐆍 𐆎 𐆏 𐆐 𐆑 𐆒 𐆓 𐆔 𐆕 𐆖 𐆗 𐆘 𐆙 𐆚 𐆛 𐆜 𐆝 𐆞 𐆟 𐆠 𐆡 𐆢 𐆣 𐆤 𐆥 𐆦 𐆧 𐆨 𐆩 𐆪 𐆫 𐆬 𐆭 𐆮 𐆯 𐆰 𐆱 𐆲 𐆳 𐆴 𐆵 𐆶 𐆷 𐆸 𐆹 𐆺 𐆻 𐆼 𐆽 𐆾 𐆿 𐇀 𐇁 𐇂 𐇃 𐇄 𐇅 𐇆 𐇇 𐇈 𐇉 𐇊 𐇋 𐇌 𐇍 𐇎 𐇏 𐇐 𐇑 𐇒 𐇓 𐇔 𐇕 𐇖 𐇗 𐇘 𐇙 𐇚 𐇛 𐇜 𐇝 𐇞 𐇟 𐇠 𐇡 𐇢 𐇣 𐇤 𐇥 𐇦 𐇧 𐇨 𐇩 𐇪 𐇫 𐇬 𐇭 𐇮 𐇯 𐇰 𐇱 𐇲 𐇳 𐇴 𐇵 𐇶 𐇷 𐇸 𐇹 𐇺 𐇻 𐇼 𐇽 𐇾 𐇿 𐈀 𐈁 𐈂 𐈃 𐈄 𐈅 𐈆 𐈇 𐈈 𐈉 𐈊 𐈋 𐈌 𐈍 𐈎 𐈏 𐈐 𐈑 𐈒 𐈓 𐈔 𐈕 𐈖 𐈗 𐈘 𐈙 𐈚 𐈛 𐈜 𐈝 𐈞 𐈟 𐈠 𐈡 𐈢 𐈣 𐈤 𐈥 𐈦 𐈧 𐈨 𐈩 𐈪 𐈫 𐈬 𐈭 𐈮 𐈯 𐈰 𐈱 𐈲 𐈳 𐈴 𐈵 𐈶 𐈷 𐈸 𐈹 𐈺 𐈻 𐈼 𐈽 𐈾 𐈿 𐉀 𐉁 𐉂 𐉃 𐉄 𐉅 𐉆 𐉇 𐉈 𐉉 𐉊 𐉋 𐉌 𐉍 𐉎 𐉏 𐉐 𐉑 𐉒 𐉓 𐉔 𐉕 𐉖 𐉗 𐉘 𐉙 𐉚 𐉛 𐉜 𐉝 𐉞 𐉟 𐉠 𐉡 𐉢 𐉣 𐉤 𐉥 𐉦 𐉧 𐉨 𐉩 𐉪 𐉫 𐉬 𐉭 𐉮 𐉯 𐉰 𐉱 𐉲 𐉳 𐉴 𐉵 𐉶 𐉷 𐉸 𐉹 𐉺 𐉻 𐉼 𐉽 𐉾 𐉿 𐊀 𐊁 𐊂 𐊃 𐊄 𐊅 𐊆 𐊇 𐊈 𐊉 𐊊 𐊋 𐊌 𐊍 𐊎 𐊏 𐊐 𐊑 𐊒 𐊓 𐊔 𐊕 𐊖 𐊗 𐊘 𐊙 𐊚 𐊛 𐊜 𐊝 𐊞 𐊟 𐊠 𐊡 𐊢 𐊣 𐊤 𐊥 𐊦 𐊧 𐊨 𐊩 𐊪 𐊫 𐊬 𐊭 𐊮 𐊯 𐊰 𐊱 𐊲 𐊳 𐊴 𐊵 𐊶 𐊷 𐊸 𐊹 𐊺 𐊻 𐊼 𐊽 𐊾 𐊿 𐋀 𐋁 𐋂 𐋃 𐋄 𐋅 𐋆 𐋇 𐋈 𐋉 𐋊 𐋋 𐋌 𐋍 𐋎 𐋏 𐋐 𐋑 𐋒 𐋓 𐋔 𐋕 𐋖 𐋗 𐋘 𐋙 𐋚 𐋛 𐋜 𐋝 𐋞 𐋟 𐋠 𐋡 𐋢 𐋣 𐋤 𐋥 𐋦 𐋧 𐋨 𐋩 𐋪 𐋫 𐋬 𐋭 𐋮 𐋯 𐋰 𐋱 𐋲 𐋳 𐋴 𐋵 𐋶 𐋷 𐋸 𐋹 𐋺 𐋻 𐋼 𐋽 𐋾 𐋿 𐌀 𐌁 𐌂 𐌃 𐌄 𐌅 𐌆 𐌇 𐌈 𐌉 𐌊 𐌋 𐌌 𐌍 𐌎 𐌏 𐌐 𐌑 𐌒 𐌓 𐌔 𐌕 𐌖 𐌗 𐌘 𐌙 𐌚 𐌛 𐌜 𐌝 𐌞 𐌟 𐌠 𐌡 𐌢 𐌣 𐌤 𐌥 𐌦 𐌧 𐌨 𐌩 𐌪 𐌫 𐌬 𐌭 𐌮 𐌯 𐌰 𐌱 𐌲 𐌳 𐌴 𐌵 𐌶 𐌷 𐌸 𐌹 𐌺 𐌻 𐌼 𐌽 𐌾 𐌿 𐍀 𐍁 𐍂 𐍃 𐍄 𐍅 𐍆 𐍇 𐍈 𐍉 𐍊 𐍋 𐍌 𐍍 𐍎 𐍏 𐍐 𐍑 𐍒 𐍓 𐍔 𐍕 𐍖 𐍗 𐍘 𐍙 𐍚 𐍛 𐍜 𐍝 𐍞 𐍟 𐍠 𐍡 𐍢 𐍣 𐍤 𐍥 𐍦 𐍧 𐍨 𐍩 𐍪 𐍫 𐍬 𐍭 𐍮 𐍯 𐍰 𐍱 𐍲 𐍳 𐍴 𐍵 𐍶 𐍷 𐍸 𐍹 𐍺 𐍻 𐍼 𐍽 𐍾 𐍿 𐎀 𐎁 𐎂 𐎃 𐎄 𐎅 𐎆 𐎇 𐎈 𐎉 𐎊 𐎋 𐎌 𐎍 𐎎 𐎏 𐎐 𐎑 𐎒 𐎓 𐎔 𐎕 𐎖 𐎗 𐎘 𐎙 𐎚 𐎛 𐎜 𐎝 𐎞 𐎟 𐎠 𐎡 𐎢 𐎣 𐎤 𐎥 𐎦 𐎧 𐎨 𐎩 𐎪 𐎫 𐎬 𐎭 𐎮 𐎯 𐎰 𐎱 𐎲 𐎳 𐎴 𐎵 𐎶 𐎷 𐎸 𐎹 𐎺 𐎻 𐎼 𐎽 𐎾 𐎿 𐏀 𐏁 𐏂 𐏃 𐏄 𐏅 𐏆 𐏇 𐏈 𐏉 𐏊 𐏋 𐏌 𐏍 𐏎 𐏏 𐏐 𐏑 𐏒 𐏓 𐏔 𐏕 𐏖 𐏗 𐏘 𐏙 𐏚 𐏛 𐏜 𐏝 𐏞 𐏟 𐏠 𐏡 𐏢 𐏣 𐏤 𐏥 𐏦 𐏧 𐏨 𐏩 𐏪 𐏫 𐏬 𐏭 𐏮 𐏯 𐏰 𐏱 𐏲 𐏳 𐏴 𐏵 𐏶 𐏷 𐏸 𐏹 𐏺 𐏻 𐏼 𐏽 𐏾 𐏿 𐐀 𐐁 𐐂 𐐃 𐐄 𐐅 𐐆 𐐇 𐐈 𐐉 𐐊 𐐋 𐐌 𐐍 𐐎 𐐏 𐐐 𐐑 𐐒 𐐓 𐐔 𐐕 𐐖 𐐗 𐐘 𐐙 𐐚 𐐛 𐐜 𐐝 𐐞 𐐟 𐐠 𐐡 𐐢 𐐣 𐐤 𐐥 𐐦 𐐧 𐐨 𐐩 𐐪 𐐫 𐐬 𐐭 𐐮 𐐯 𐐰 𐐱 𐐲 𐐳 𐐴 𐐵 𐐶 𐐷 𐐸 𐐹 𐐺 𐐻 𐐼 𐐽 𐐾 𐐿 𐑀 𐑁 𐑂 𐑃 𐑄 𐑅 𐑆 𐑇 𐑈 𐑉 𐑊 𐑋 𐑌 𐑍 𐑎 𐑏 𐑐 𐑑 𐑒 𐑓 𐑔 𐑕 𐑖 𐑗 𐑘 𐑙 𐑚 𐑛 𐑜 𐑝 𐑞 𐑟 𐑠 𐑡 𐑢 𐑣 𐑤 𐑥 𐑦 𐑧 𐑨 𐑩 𐑪 𐑫 𐑬 𐑭 𐑮 𐑯 𐑰 𐑱 𐑲 𐑳 𐑴 𐑵 𐑶 𐑷 𐑸 𐑹 𐑺 𐑻 𐑼 𐑽 𐑾 𐑿 𐒀 𐒁 𐒂 𐒃 𐒄 𐒅 𐒆 𐒇 𐒈 𐒉 𐒊 𐒋 𐒌 𐒍 𐒎 𐒏 𐒐 𐒑 𐒒 𐒓 𐒔 𐒕 𐒖 𐒗 𐒘 𐒙 𐒚 𐒛 𐒜 𐒝 𐒞 𐒟 𐒠 𐒡 𐒢 𐒣 𐒤 𐒥 𐒦 𐒧 𐒨 𐒩 𐒪 𐒫 𐒬 𐒭 𐒮 𐒯 𐒰 𐒱 𐒲 𐒳 𐒴 𐒵 𐒶 𐒷 𐒸 𐒹 𐒺 𐒻 𐒼 𐒽 𐒾 𐒿 𐓀 𐓁 𐓂 𐓃 𐓄 𐓅 𐓆 𐓇 𐓈 𐓉 𐓊 𐓋 𐓌 𐓍 𐓎 𐓏 𐓐 𐓑 𐓒 𐓓 𐓔 𐓕 𐓖 𐓗 𐓘 𐓙 𐓚 𐓛 𐓜 𐓝 𐓞 𐓟 𐓠 𐓡 𐓢 𐓣 𐓤 𐓥 𐓦 𐓧 𐓨 𐓩 𐓪 𐓫 𐓬 𐓭 𐓮 𐓯 𐓰 𐓱 𐓲 𐓳 𐓴 𐓵 𐓶 𐓷 𐓸 𐓹 𐓺 𐓻 𐓼 𐓽 𐓾 𐓿 𐔀 𐔁 𐔂 𐔃 𐔄 𐔅 𐔆 𐔇 𐔈 𐔉 𐔊 𐔋 𐔌 𐔍 𐔎 𐔏 𐔐 𐔑 𐔒 𐔓 𐔔 𐔕 𐔖 𐔗 𐔘 𐔙 𐔚 𐔛 𐔜 𐔝 𐔞 𐔟 𐔠 𐔡 𐔢 𐔣 𐔤 𐔥 𐔦 𐔧 𐔨 𐔩 𐔪 𐔫 𐔬 𐔭 𐔮 𐔯 𐔰 𐔱 𐔲 𐔳 𐔴 𐔵 𐔶 𐔷 𐔸 𐔹 𐔺 𐔻 𐔼 𐔽 𐔾 𐔿 𐕀 𐕁 𐕂 𐕃 𐕄 𐕅 𐕆 𐕇 𐕈 𐕉 𐕊 𐕋 𐕌 𐕍 𐕎 𐕏 𐕐 𐕑 𐕒 𐕓 𐕔 𐕕 𐕖 𐕗 𐕘 𐕙 𐕚 𐕛 𐕜 𐕝 𐕞 𐕟 𐕠 𐕡 𐕢 𐕣 𐕤 𐕥 𐕦 𐕧 𐕨 𐕩 𐕪 𐕫 𐕬 𐕭 𐕮 𐕯 𐕰 𐕱 𐕲 𐕳 𐕴 𐕵 𐕶 𐕷 𐕸 𐕹 𐕺 𐕻 𐕼 𐕽 𐕾 𐕿 𐖀 𐖁 𐖂 𐖃 𐖄 𐖅 𐖆 𐖇 𐖈 𐖉 𐖊 𐖋 𐖌 𐖍 𐖎 𐖏 𐖐 𐖑 𐖒 𐖓 𐖔 𐖕 𐖖 𐖗 𐖘 𐖙 𐖚 𐖛 𐖜 𐖝 𐖞 𐖟 𐖠 𐖡 𐖢 𐖣 𐖤 𐖥 𐖦 𐖧 𐖨 𐖩 𐖪 𐖫 𐖬 𐖭 𐖮 𐖯 𐖰 𐖱 𐖲 𐖳 𐖴 𐖵 𐖶 𐖷 𐖸 𐖹 𐖺 𐖻 𐖼 𐖽 𐖾 𐖿 𐗀 𐗁 𐗂 𐗃 𐗄 𐗅 𐗆 𐗇 𐗈 𐗉 𐗊 𐗋 𐗌 𐗍 𐗎 𐗏 𐗐 𐗑 𐗒 𐗓 𐗔 𐗕 𐗖 𐗗 𐗘 𐗙 𐗚 𐗛 𐗜 𐗝 𐗞 𐗟 𐗠 𐗡 𐗢 𐗣 𐗤 𐗥 𐗦 𐗧 𐗨 𐗩 𐗪 𐗫 𐗬 𐗭 𐗮 𐗯 𐗰 𐗱 𐗲 𐗳 𐗴 𐗵 𐗶 𐗷 𐗸 𐗹 𐗺 𐗻 𐗼 𐗽 𐗾 𐗿 𐘀 𐘁 𐘂 𐘃 𐘄 𐘅 𐘆 𐘇 𐘈 𐘉 𐘊 𐘋 𐘌 𐘍 𐘎 𐘏 𐘐 𐘑 𐘒 𐘓 𐘔 𐘕 𐘖 𐘗 𐘘 𐘙 𐘚 𐘛 𐘜 𐘝 𐘞 𐘟 𐘠 𐘡 𐘢 𐘣 𐘤 𐘥 𐘦 𐘧 𐘨 𐘩 𐘪 𐘫 𐘬 𐘭 𐘮 𐘯 𐘰 𐘱 𐘲 𐘳 𐘴 𐘵 𐘶 𐘷 𐘸 𐘹 𐘺 𐘻 𐘼 𐘽 𐘾 𐘿 𐙀 𐙁 𐙂 𐙃 𐙄 𐙅 𐙆 𐙇 𐙈 𐙉 𐙊 𐙋 𐙌 𐙍 𐙎 𐙏 𐙐 𐙑 𐙒 𐙓 𐙔 𐙕 𐙖 𐙗 𐙘 𐙙 𐙚 𐙛 𐙜 𐙝 𐙞 𐙟 𐙠 𐙡 𐙢 𐙣 𐙤 𐙥 𐙦 𐙧 𐙨 𐙩 𐙪 𐙫 𐙬 𐙭 𐙮 𐙯 𐙰 𐙱 𐙲 𐙳 𐙴 𐙵 𐙶 𐙷 𐙸 𐙹 𐙺 𐙻 𐙼 𐙽 𐙾 𐙿 𐚀 𐚁 𐚂 𐚃 𐚄 𐚅 𐚆 𐚇 𐚈 𐚉 𐚊 𐚋 𐚌 𐚍 𐚎 𐚏 𐚐 𐚑 𐚒 𐚓 𐚔 𐚕 𐚖 𐚗 𐚘 𐚙 𐚚 𐚛 𐚜 𐚝 𐚞 𐚟 𐚠 𐚡 𐚢 𐚣 𐚤 𐚥 𐚦 𐚧 𐚨 𐚩 𐚪 𐚫 𐚬 𐚭 𐚮 𐚯 𐚰 𐚱 𐚲 𐚳 𐚴 𐚵 𐚶 𐚷 𐚸 𐚹 𐚺 𐚻 𐚼 𐚽 𐚾 𐚿 𐛀 𐛁 𐛂 𐛃 𐛄 𐛅 𐛆 𐛇 𐛈 𐛉 𐛊 𐛋 𐛌 𐛍 𐛎 𐛏 𐛐 𐛑 𐛒 𐛓 𐛔 𐛕 𐛖 𐛗 𐛘 𐛙 𐛚 𐛛 𐛜 𐛝 𐛞 𐛟 𐛠 𐛡 𐛢 𐛣 𐛤 𐛥 𐛦 𐛧 𐛨 𐛩 𐛪 𐛫 𐛬 𐛭 𐛮 𐛯 𐛰 𐛱 𐛲 𐛳 𐛴 𐛵 𐛶 𐛷 𐛸 𐛹 𐛺 𐛻 𐛼 𐛽 𐛾 𐛿 𐜀 𐜁 𐜂 𐜃 𐜄 𐜅 𐜆 𐜇 𐜈 𐜉 𐜊 𐜋 𐜌 𐜍 𐜎 𐜏 𐜐 𐜑 𐜒 𐜓 𐜔 𐜕 𐜖 𐜗 𐜘 𐜙 𐜚 𐜛 𐜜 𐜝 𐜞 𐜟 𐜠 𐜡 𐜢 𐜣 𐜤 𐜥 𐜦 𐜧 𐜨 𐜩 𐜪 𐜫 𐜬 𐜭 𐜮 𐜯 𐜰 𐜱 𐜲 𐜳 𐜴 𐜵 𐜶 𐜷 𐜸 𐜹 𐜺 𐜻 𐜼 𐜽 𐜾 𐜿 𐝀 𐝁 𐝂 𐝃 𐝄 𐝅 𐝆 𐝇 𐝈 𐝉 𐝊 𐝋 𐝌 𐝍 𐝎 𐝏 𐝐 𐝑 𐝒 𐝓 𐝔 𐝕 𐝖 𐝗 𐝘 𐝙 𐝚 𐝛 𐝜 𐝝 𐝞 𐝟 𐝠 𐝡 𐝢 𐝣 𐝤 𐝥 𐝦 𐝧 𐝨 𐝩 𐝪 𐝫 𐝬 𐝭 𐝮 𐝯 𐝰 𐝱 𐝲 𐝳 𐝴 𐝵 𐝶 𐝷 𐝸 𐝹 𐝺 𐝻 𐝼 𐝽 𐝾 𐝿 𐞀 𐞁 𐞂 𐞃 𐞄 𐞅 𐞆 𐞇 𐞈 𐞉 𐞊 𐞋 𐞌 𐞍 𐞎 𐞏 𐞐 𐞑 𐞒 𐞓 𐞔 𐞕 𐞖 𐞗 𐞘 𐞙 𐞚 𐞛 𐞜 𐞝 𐞞 𐞟 𐞠 𐞡 𐞢 𐞣 𐞤 𐞥 𐞦 𐞧 𐞨 𐞩 𐞪 𐞫 𐞬 𐞭 𐞮 𐞯 𐞰 𐞱 𐞲 𐞳 𐞴 𐞵 𐞶 𐞷 𐞸 𐞹 𐞺 𐞻 𐞼 𐞽 𐞾 𐞿 𐟀 𐟁 𐟂 𐟃 𐟄 𐟅 𐟆 𐟇 𐟈 𐟉 𐟊 𐟋 𐟌 𐟍 𐟎 𐟏 𐟐 𐟑 𐟒 𐟓 𐟔 𐟕 𐟖 𐟗 𐟘 𐟙 𐟚 𐟛 𐟜 𐟝 𐟞 𐟟 𐟠 𐟡 𐟢 𐟣 𐟤 𐟥 𐟦 𐟧 𐟨 𐟩 𐟪 𐟫 𐟬 𐟭 𐟮 𐟯 𐟰 𐟱 𐟲 𐟳 𐟴 𐟵 𐟶 𐟷 𐟸 𐟹 𐟺 𐟻 𐟼 𐟽 𐟾 𐟿 𐠀 𐠁 𐠂 𐠃 𐠄 𐠅 𐠆 𐠇 𐠈 𐠉 𐠊 𐠋 𐠌 𐠍 𐠎 𐠏 𐠐 𐠑 𐠒 𐠓 𐠔 𐠕 𐠖 𐠗 𐠘 𐠙 𐠚 𐠛 𐠜 𐠝 𐠞 𐠟 𐠠 𐠡 𐠢 𐠣 𐠤 𐠥 𐠦 𐠧 𐠨 𐠩 𐠪 𐠫 𐠬 𐠭 𐠮 𐠯 𐠰 𐠱 𐠲 𐠳 𐠴 𐠵 𐠶 𐠷 𐠸 𐠹 𐠺 𐠻 𐠼 𐠽 𐠾 𐠿 𐡀 𐡁 𐡂 𐡃 𐡄 𐡅 𐡆 𐡇 𐡈 𐡉 𐡊 𐡋 𐡌 𐡍 𐡎 𐡏 𐡐 𐡑 𐡒 𐡓 𐡔 𐡕 𐡖 𐡗 𐡘 𐡙 𐡚 𐡛 𐡜 𐡝 𐡞 𐡟 𐡠 𐡡 𐡢 𐡣 𐡤 𐡥 𐡦 𐡧 𐡨 𐡩 𐡪 𐡫 𐡬 𐡭 𐡮 𐡯 𐡰 𐡱 𐡲 𐡳 𐡴 𐡵 𐡶 𐡷 𐡸 𐡹 𐡺 𐡻 𐡼 𐡽 𐡾 𐡿 𐢀 𐢁 𐢂 𐢃 𐢄 𐢅 𐢆 𐢇 𐢈 𐢉 𐢊 𐢋 𐢌 𐢍 𐢎 𐢏 𐢐 𐢑 𐢒 𐢓 𐢔 𐢕 𐢖 𐢗 𐢘 𐢙 𐢚 𐢛 𐢜 𐢝 𐢞 𐢟 𐢠 𐢡 𐢢 𐢣 𐢤 𐢥 𐢦 𐢧 𐢨 𐢩 𐢪 𐢫 𐢬 𐢭 𐢮 𐢯 𐢰 𐢱 𐢲 𐢳 𐢴 𐢵 𐢶 𐢷 𐢸 𐢹 𐢺 𐢻 𐢼 𐢽 𐢾 𐢿 𐣀 𐣁 𐣂 𐣃 𐣄 𐣅 𐣆 𐣇 𐣈 𐣉 𐣊 𐣋 𐣌 𐣍 𐣎 𐣏 𐣐 𐣑 𐣒 𐣓 𐣔 𐣕 𐣖 𐣗 𐣘 𐣙 𐣚 𐣛 𐣜 𐣝 𐣞 𐣟 𐣠 𐣡 𐣢 𐣣 𐣤 𐣥 𐣦 𐣧 𐣨 𐣩 𐣪 𐣫 𐣬 𐣭 𐣮 𐣯 𐣰 𐣱 𐣲 𐣳 𐣴 𐣵 𐣶 𐣷 𐣸 𐣹 𐣺 𐣻 𐣼 𐣽 𐣾 𐣿 𐤀 𐤁 𐤂 𐤃 𐤄 𐤅 𐤆 𐤇 𐤈 𐤉 𐤊 𐤋 𐤌 𐤍 𐤎 𐤏 𐤐 𐤑 𐤒 𐤓 𐤔 𐤕 𐤖 𐤗 𐤘 𐤙 𐤚 𐤛 𐤜 𐤝 𐤞 𐤟 𐤠 𐤡 𐤢 𐤣 𐤤 𐤥 𐤦 𐤧 𐤨 𐤩 𐤪 𐤫 𐤬 𐤭 𐤮 𐤯 𐤰 𐤱 𐤲 𐤳 𐤴 𐤵 𐤶 𐤷 𐤸 𐤹 𐤺 𐤻 𐤼 𐤽 𐤾 𐤿 𐥀 𐥁 𐥂 𐥃 𐥄 𐥅 𐥆 𐥇 𐥈 𐥉 𐥊 𐥋 𐥌 𐥍 𐥎 𐥏 𐥐 𐥑 𐥒 𐥓 𐥔 𐥕 𐥖 𐥗 𐥘 𐥙 𐥚 𐥛 𐥜 𐥝 𐥞 𐥟 𐥠 𐥡 𐥢 𐥣 𐥤 𐥥 𐥦 𐥧 𐥨 𐥩 𐥪 𐥫 𐥬 𐥭 𐥮 𐥯 𐥰 𐥱 𐥲 𐥳 𐥴 𐥵 𐥶 𐥷 𐥸 𐥹 𐥺 𐥻 𐥼 𐥽 𐥾 𐥿 𐦀 𐦁 𐦂 𐦃 𐦄 𐦅 𐦆 𐦇 𐦈 𐦉 𐦊 𐦋 𐦌 𐦍 𐦎 𐦏 𐦐 𐦑 𐦒 𐦓 𐦔 𐦕

m.]「自身の過失に依って損害を受ける[人は]、損害を蒙るものとは理解されない。」<sentiens>…<sentio> [感ずる] の見出し語 𐀀𐀁 (𐀀略)、<pati>… 𐀀𐀂<patior> [こうむる] の 𐀀𐀃 (𐀀)。※主格不定法の構文が見える。主語の<sentiens>は、<intellegitur>と<pati>の双方にかかる。 𐀀𐀃 → <98>

<520> **Culpa tenet suum autorem(auctorem).** [Culpa tenet autorem(auctorem) suum.] (Erskine,Inst.b.4,1,§14)「過失は、その原因を生じさせた人を拘束する。」<autorem (auctorem) >…<autor(auctor)> [本人] の 𐀀𐀄。

<521> **Culpa poena par esto. Poena ad mensuram delicti statuenda est.** [Poena estō pār culpa. Poena est statuenda ad mēnsuram dēlictī.] (Branch,Princ.)「刑罰は罪過に相応したものであれ。刑罰は犯罪の度合に合わせて定められるべきである。」<par>…<par>「相応する」の 𐀀𐀅、<statuenda>…<statuo> [定める] の 𐀀𐀆<statuendus> [定められるべき [である]] の 𐀀𐀇、<mensuram>…<mensura> [度合] の 𐀀𐀈。※ 𐀀𐀉 → <1>、「罪過と刑罰」→「索引」、「タテマエ (罪過) とホンネ (刑罰)」→「索引」。

<522> **Culpam poena premit comes.** [Poena comes premit culpam.] (Hor.Carm.4,5,24)「刑罰は関係者として罪過を追う。」<comes>…「仲間」、<premit>…<premo> [圧迫する] の 𐀀𐀊。※<comes>は、主語の<poena>と同格の関係にたつ。「罪過と刑罰」→「索引」、「タテマエ (罪過) とホンネ (刑罰)」→「索引」。

<523> **Cum actio fuerit mere criminalis, institui poterit ab initio criminaliter vel civiliter.** [Poterit institui ab initiō crimināliter vel cīviliter, cum āctiō fuerit criminālis merē.] (Brac.102)「訴訟が単に刑事的であったときには、それは最初から刑事的にあるいは民事的に設定されることが出来るであろう。」<institui>…<instituo> [設定する] の 𐀀𐀋、<initio>…<initium> [はじまり] の 𐀀𐀌。※「民事的と継時的」→「索引」

<524> **Cum adsunt testimonia rerum, quid opus est verbis ?** [Quid est opus verbis, cum tēstimōnia rērum adsunt ?] (2 Bulst.53)「事物の証明が現存するときには、どのような言葉が必要であるか？」<opus>…「仕事」、<verbis>…<verbum> [言葉] の 𐀀𐀍 (<opus>は奪格形をひく)、<testimonia>…<testimonium> [証言] の 𐀀𐀎、<adsunt>…<adsum> [そこにある] の 𐀀𐀏。

<525> **Cum aliquis renuntiaverit societati, solvitur societas.** [Societās solvitur, cum aliquis renūntiāverit societātī.] (Tray.L

at.Max.118)「ある人が組合の解消を通告することになるときは、組合は解消される。」<societas>…「組合」、<renuntiaverit>…<renuntio>〔解消を通告する〕の 困 囿 三 罍、<societati>…<societas>〔組合〕の 罍 罍。
※<renuntiaverit>の形は、接続法完了にも直説法未来完了にもある。

<526> **Cum confitente sponte mitius est agendum.** [Est agendum mitius cum cōfidente sponte.] (4 Co.Inst.66; Bart,Max.68)「自発的に自白する〔人〕には、比較的温和な扱いがなされるべきである。」<agendum>…<ago>〔扱う〕の 勳 形 <agendus>〔扱われるべき〔である〕〕の 罍 罍 罍、<mitius>…<mite>〔おだやかに〕の 罍、<confitente>… 罍 <confiteor>〔自白する〕の 罍 罍 <confitens>の 罍 罍 罍 (名略)。※ 勳 形 → <1>

<527> **Cum de lucro duorum quaeratur, melior est causa possidentis.** [Causa possidentis est melior, cum quaerātur dē lucrō duōrum.] (Ulp.D.50,17,126,2)「二人の〔人物〕の利益に関して問題となっているときには、占有している〔人〕の状況はいいそう良い。」<possidentis>…<possideo>〔占有する〕の 罍 罍 <possidens>の 罍 罍 罍 (名略)、<quaeratur>…<quaero>〔調べる〕の 罍 罍 罍 罍 罍。

<528> **Cum duo inter se pugnania reperiuntur in testamento, ultimum ratum est.** [Ultimum est ratum, cum pūgnania inter sē duo reperiuntur in tēstāmētō.] (Co.Litt.112b; Broom,Max.393; Shep.Touch.451)「二つの、相互に矛盾する〔こと〕が遺言の中に発見されるときには、〔順序の上で〕最後の〔もの〕が有効である。」<ratum>…<ratus>〔有効な〕の 罍 罍 罍、<pugnania>…<pugno>〔戦う〕の 罍 罍 <pugnans>の 罍 罍 罍 (名略)、<reperiuntur>…<reperio>〔発見する〕の 罍 罍 罍 罍。

<528bis> **Cum fundus fundo servit, vendito quoque fundo servitutes sequuntur.** [Servitūtēs sequuntur, fundō vēditō quoque, cum fundus servit fundō.]「役権は、土地が土地に承役地として役だっているときには、土地が売却されても、継続する。」<servitutes>…<servitus>〔役権〕の 罍 罍、<fundo>…<fundus>〔土地〕の 罍 罍、<vendito>…<vendo>〔売る〕 罍 罍 <venditus>の 罍 罍 罍、<servit>…<servo>〔役だつ〕の 罍 罍 罍、<fundo>…さきの<fundus>の 罍 罍。※絶対的奪格の構文が見える。「名詞 (fundo) プラス完了分詞 (vendito)」型で、その意味は「～するとき」である。 罍 罍 → <22>

<529> **Cum in corpore dissentitur, apparet nullam esse acceptionem.** [Appāret acceptionem esse nūllam, cum dissentitur in corpore.] (Ulp.D.18,1,9pr.; 12 Allen(Mass.)744)「対象の点で一致が見られないときに、なんらの承諾もないことは明らかである。」<apparet>…

<appareo> [明らかになる] の ㊦㊧㊨、<acceptionem>…<acceptio> [承諾] の ㊦㊧、<dissentitur>…<dissentio> [意見が一致しない] の ㊦㊧㊨、<corpore>…<corpus> [物] の ㊦㊧。 ※対格不定法の構文が見える。対格形の<acceptionem>は、意味上の主語として、<esse>にかかる。 ㊦㊧ →<135>

<530> **Cum in testamento ambigue scriptum est, benigne interpretari debet.** [Dēbet interpretārī benīgnē, cum est scriptum in tēstāmētō ambiguē.] (*Marce.D.34,5,24*; Broom, Max.380,567) 「遺言の中にあいまいなかたちで書かれたときには、緩やかに解釈がなされるべきである。」<interpretari>… ㊦㊧<interpretor>[解釈する]の ㊦㊧(㊦)、<scriptum>…<scribo> [書く] の ㊦㊧<scriptus>の ㊦㊧(㊦) (受動相完了の構成要素)。 ※<interpretor>はデーポーネンティア動詞なので、本来なら「彼(人)は」とかの主語が隠れているはずであるが、日本語の語感では、結局のところ、「解釈がなされる」というように非人称的な言いまわしになってくる。<ambigue>のあとに、<aut perperam> [あるいは誤って]が入り、そして、<interpretari debet>のあとに、<secundum id quod credible est cogitatum credendum est.> [信ずることができると考えられたことにしたがって、信じられるべきである]が入る命題もある (<credibile>は<credibilis> [信用に価する]の ㊦㊧(㊦)で、<cogitatum>は、<cogito> [考える] の ㊦㊧<cogitatus>の ㊦㊧(㊦) (受動相完了の構成要素)で、<credendum>は<credo> [信ずる] の ㊦㊧(㊦)<credendus> [信じられるべき [である]] の ㊦㊧(㊦)である)。 <3549>

<531> **Cum in verbis nulla ambiguitas est, non debet admitti voluntatis quaestio.** [Quaestiō voluntātis nōn dēbet admitti, cum ambiguitās nūlla est in verbis.] (*Paul.(Ner.)D.32,25,1*; *Cel.D.33,10,7,2*) 「文言の中になんらのあいまいさも存在しないときには、意思の探求は認められるべきではない。」<quaestio>…「探求」、<admitti>…<admitto> [認める] の ㊦㊧(㊦)。 ※「文言と意思」→「索引」、「タテマエ(文言)とホンネ(意思)」→「索引」。

<532> **Cum legitimae nuptiae factae sunt, patrem liberi sequuntur.** [Liberī sequuntur patrem, cum nūptiae lēgitimae sunt factae.] 「適法な婚姻がなされたときには、子は父に従う。」<liberi>…「子」(複数形)、<nuptiae>…「婚姻」(複数形)。 ※「親(父・家長)と子(家子)」→「索引」、「タテマエ(親)とホンネ(子)」→「索引」

<532 bis> **Cum lex in praeteritum quid indulget, in futurum vetat.** [Vetat in futūrum, cum lēx indulget quid in praeteritum.] 「法律(法)は、過去に対してなんらかのことを容認するときには、将来に

向って禁止する。」<vetat>…<veto> [禁止する] の ㊦㊧㊨、<indulget>…<indulgeo> [耐える] の ㊦㊧㊨、<praeteritum>…<praeteritum> [過去] の ㊦㊧㊨。※「代用型としての<quis>」→「索引」、「過去と未来」→「索引」。

<533> **Cum licet fugere, ne quaere litem.** [Nē quaere litem, cum licet fugere.] 「回避することが許されているときに、訴訟をあえて求めないよう。」<quaere>…<quaero> [求める] の ㊦㊧㊨、<fugere>…<fugio> [逃げる] の ㊦㊧㊨。

<534> **Cum non stat per eum ad quem pertinet, quominus conditio impleatur, haberi debet perinde, ac si impleta fuisset.** [Dēbet habērī perinde, ac sī fuisset implēta, cum nōn stat per eum, ad quem pertinet, quōminus conditiō implēatur.] (*Ulp.D.50,17,161*; *Jul.D,35,1,24*; *Lib.Sex,5,13,66*) 「条件が満たされないことが利害関係を持つ人の責に帰せられるときには、条件が満たされていたかのように扱われるべきである。」<impleta>…<impleo> [満たす] の ㊦㊧㊨<impletus>の ㊦㊧㊨、<stat>…<sto> [～しだいである] の ㊦㊧㊨、<pertinet>…<pertineo> [かかわる] の ㊦㊧㊨、<quominus>…「～のことを」(『新ラテン文法』§686)、<impleatur>…さきの<impleo>の ㊦㊧㊨。※<per eum>の<eum>と、<ad quem>の<quem>は、先行詞と関係代名詞の関係になる。

<535> **Cum par delictum est duorum, semper oneratur petitor et melior habetur possessoris causa.** [Petitor oneratur semper et causa possessōris habētur melior, cum dēlictum duōrum est pār.] (*Ulp.D.50,17,154*; *Broom,Max.720*) 「二人の不法行為が同等であるときには、請求者は常に負担を負い、そして、占有者の状況はいつも良いもの[である]と扱われる。」<oneratur>…<onero> [負担をかける] の ㊦㊧㊨、<par>…<par> [等しい] の ㊦㊧㊨。※主格不定法の構文が見える。主語の<causa>は、<habetur>と隠れている<esse (melior)>にかかる。㊦㊧㊨→<98>

<536> **Cum principalis causa non consistit, ne ea quae sequuntur locum habent.** [Nē ea, quae sequuntur, habent locum, cum causa principālis nōn cōnsistit.] (*Paul.D.50,17,129,1*; *D.50,17,178*; *Broom,Max.496*) 「主たる状況が存立しないときには、それに続くもの[は]生じない。」<ne>…「ない」、<locum>…<locus> [場所] の ㊦㊧㊨、<principalis>…<principalis> [主たる] の ㊦㊧㊨、<consistit>…<consto> [存立する] の ㊦㊧㊨。※「主と従」→「索引」、「タテマエ(主)とホンネ(従)」→「索引」。<537>・<538>

<537> **Cum quid prohibetur, prohibentur omnia quae sequuntur**

ur ex illo. [Omnia, quae sequuntur ex illō, prohibentur, cum quid prohibētur.] (Lib.Sex.5,13,39)「あることが禁じられるときには、あの〔こと〕から続いて生ずる〔もの〕すべてが禁じられる。」※「代用型としての〈quis〉」→「索引」、「主と従」→「索引」、「タテマエ（主）とホンネ（従）」→「索引」。〈536〉・〈538〉

〈538〉 **Cum quid una via prohibetur alicui, ad id alia non debet admitti.** [Alia ad id nōn dēbet admittī, cum quid prohibētur alicui viā ūnā.] (Lib.Sex.5,17,84)「あることが一つの方法に於いてある人に禁じられるときには、それに〔到達する〕ための他の〔方法〕は認められるべきではない。」〈admitti〉…〈admitto〉〔認める〕の 罽罽罽、〈via〉…〈via〉〔方法〕の 罽罽。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」、「目的と手段」→「索引」、「タテマエ（目的）とホンネ（手段）」→「索引」、「一方と他方」→「索引」。〈536〉・〈537〉

〈539〉 **Cum quis in jus succedit alterius, justam ignorantiae causam censetur habere.** [Cēnsētur habēre causam jūstam ignōrantiae, cum quis succēdit in jūs alterius.] (Gai.D.50,17,42; Lib.Sex.5,13,14)「ある人が他の人の権利を承継するときには、その人が不知についての正当な事由を持つものと考えられる。」〈ignorantiae〉…〈ignorantia〉〔不知〕の 罽罽罽、〈succedit〉…〈succedo〉〔承継する〕の 罽罽罽。※主格不定法の構文が見える。主語の〈quis〉は、〈censetur〉と〈habere〉の双方にかかる。罽罽罽→〈98〉、「代用型としての〈quis〉」→「索引」。

〈539bis〉 **Cum quis jus ignorans indebitam pecuniam solvit, cessat repetitio.** [Repetitiō cēssat, cum quis ignōrāns jūs solvit pecūniam indēbitam.]「ある人が、法について不知のまま、負っていない金銭を弁済したときには、返還請求は止む。」〈repetitio〉…「返還請求」、〈cessat〉…〈cesso〉〔休む〕の 罽罽罽、〈ignorans〉…〈ignoro〉〔知らない〕の見出し語 罽罽罽、〈pecuniam〉…〈pecunia〉〔金銭〕の 罽罽罽、〈indebitam〉…〈indebitus〉〔負われていない〕の 罽罽罽。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」、「分詞の訳しかた」→〈55〉・〈351bis〉・「索引」。

〈540〉 **Cum quis possit alienare, poterit et consentire alienationi.** [Poterit et cōsentīre aliēnātiōnī, cum quis possit aliēnāre.] (Ulp.D.50,17,165)「ある人が譲渡出来るようなときには、彼は〔他人による〕譲渡に同意することも出来るであろう。」〈alienationi〉…〈alienatio〉〔譲渡〕の 罽罽罽。※「代用型としての〈quis〉」→「索引」

〈541〉 **Cum reus moram facit, et fidejussor tenetur.** [Et fidejussor tenētur, cum reus facit moram.] (Paul.D.22,1,24,1)「主債務者が遅滞をなすときには、保証人も拘束される。」〈fidejussor〉…「保証人」、

<reus>…「主債務者」、<moram>…<mora> [遅滞] の 罫 罫。

<542> **Cum servo nulla actio est.** [Āctiō nūlla est cum servō.] (Gai.D.50,17,107)「奴隷を相手方としては、なんらの訴権も存在しない。」<servo>…<servus> [奴隷] の 罫 罫。

<542bis> **Cum solvendi tempus obligationi aditur, nisi eo praeterito peti non potest.** [Nōn potest petī, nisi eō praeteritō, cum tempus solvendī aditur obligatiōnī.]「弁済の時期が債務関係に付けられているときには、それが経過していない限り、請求がなされることは出来ない。」<praeterito>…<praetereo> [すぎる] の 罫 罫<praeteritus>の 罫 罫 罫、<solvendi>…<solvo> [弁済する] の 罫 罫<solvendum>の 罫 (罫)、<aditur>…<adeo> [くる] の 罫 罫 罫 罫。※絶対的奪格の構文が見える。「代名詞 (eo) プラス完了分詞 (praeterito)」形で、その意味は「～のときに」である。罫 罫→<22>、罫 罫→<153>・<1540>。

<543> **Cum sunt partium jura obscura, reo favendum est potius quam actori.** [Est favendum reō potius quam āctorī, cum jūra partium sunt obscūra.] (Gai.D.50,17,125; Lib.Sex.5,13,11)「当事者たちの権利が不明瞭であるときには、原告よりもむしろ被告を有利に扱うべきである。」<favendum>…<faveo> [有利に扱う] の 罫 罫<favendus> [有利に扱うべき [である]] の 罫 罫 罫、<partium>…<pars> [当事者] の 罫 罫、<obscura>…<obscurus> [不明瞭な] の 罫 罫 罫。※<faveo>は与格を支配する自動詞なので、罫 罫の構文になっても、<reo>が与格の形でそのまま残る→<59>。日本語で「被告に有利に取扱をする」とでもすれば、与格の「に」のニュアンスは訳に反映できる。<potius ~ quam>は比較の構文である。<In dubio・dubiis>論→「索引」、「原告と被告」→「索引」、「自動詞の動形容詞」→<1>・「索引」。<1221>

<543bis> **Cum vi vis illata defenditur.** [Vīs illāta dēfenditur cum vī.]「加えられた暴力は、暴力に依って防衛される。」<illata>…<inforo> [おく] の 罫 罫<illatus>の 罫 罫 罫、<defenditur>…<defendo> [防ぐ] の 罫 罫 罫 罫。

<544> **Cum vitia prosunt, peccat qui recte facit.** [Quī facit rēctē, peccat, cum vitia prōsunt.] (Syr.)「欠陥が [人に] 利益となるときには、正しくなす [人] が不法を行なう。」<peccat>…<pecco> [犯す] の 罫 罫 罫、<vitia>…<vitium> [欠点] の 罫 罫、<prosunt>…<prosum> [役だつ] の 罫 罫 罫。

<545> **Curator rei datur.** [Cūrātor datur rei.] (C.J.5,34,16)「保佐人は物のために与えられる。」<curator>…「保佐人」。<3615>

<546> **Curatorem habenti curator non datur.** [Cūrātor nōn da

tur habentī cūrātōrem.] (C.J.5,34,10)「保佐人は、保佐人を持っている人には与えられない。」<curator>…「保佐人」、<habenti>…<habeo>[もつ]の ㊦ ㊧<habens>の ㊦ ㊧ ㊨ (名略)、<curatorem>…さきの<curator>の ㊦ ㊧。

<547> **Curia cancellariae officina justitiae.** [Cūria cancellāriae officina jūstitiae.] (2 Co.Inst.552)「衡平法の法廷は、正義の工房[である。]」<curia>…「法廷」、<cancellariae>…<cancellaria>[大法官府] (衡平法)の ㊦ ㊧、<officina>…「工場」。

<548> **Curia parliamenti suis propriis legibus subsistit.** [Cūria parliamentī subsistit lēgibus propriīs suīs.] (Broom,Max.48; 4 Co.Inst.50)「国会はそれ特有のもろもろの法律(法)に依って存立している。」<curia>…「会議」、<parliamenti>…<parliamentum>[国会]の ㊦ ㊧、<subsistit>…<subsisto>[とどまる]の ㊦ ㊧ ㊨。

<549> **Curiosa et captiosa interpretatio in lege reprobatur.** [Interpretatiō cūriōsa et captiōsa reprobātur in lēge.] (1 Bulst.6)「手のこんだ、また詭弁的な解釈は、法律(法)に於いては斥けられる。」<interpretatio>…「解釈」、<curiosa>…<curiosus>[好奇心に富んだ]の ㊦ ㊧ ㊨、<captiosa>…<captiosus>[詭弁的な]の ㊦ ㊧ ㊨、<reprobatur>…<reprobo>[排斥する]の ㊦ ㊧ ㊨ ㊩。

<550> **Currit tempus a tempore scientiae et potentiae.** [Tempus currit ā tempore scientiae et potentiae.] (Dam.Reg.Can.58)「時(時効)は、[人が]知りそして[知る]能力を持つに到った時点から、進行する。」<currit>…<curro>[進む]の ㊦ ㊧ ㊨、<scientiae>…<scientia>[知ること]の ㊦ ㊧、<potentiae>…<potentia>[能力]の ㊦ ㊧。<551>・<1133>

<551> **Currit tempus contra desides et sui juris contemptores.** [Tempus currit contrā dēsīdēs et contemptōrēs jūris suī.] (Ul p.D.15,1,21pr.; Brac.Fol.101)「時(時効)は、怠慢な[人]および自身の権利を軽く見る人に不利なかたちで、進行する。」<currit>…<curro>[進む]の ㊦ ㊧ ㊨、<desides>…<deses>[怠慢な]の ㊦ ㊧ ㊨ (名略)、<contemptores>…<contemptor>[軽蔑する人]の ㊦ ㊧ ㊨。<550>・<1133>

<552> **Cursus curiae est lex curiae.** [Cursus cūriae est lēx cūriae.] (3 Bulst.53; Broom,Max.133)「法廷の手續過程は法廷の法律(法)である。」<cursus>…「手續」、<curiae>…<curia>[法廷]の ㊦ ㊧。

<553> **Custos statum heredis in custodia existens(existentis) meliorem, non deteriorem facere potest.** [Cūstōs potest facere statum hērēdis existents(existentis) in cūstōdiā meliōrem,

nōn dēteriōrem.] (7 Co.Rep.7)「後見人は、後見に服することになった相続人の地位をいっそう良いものとすることは出来るが、いっそう悪いものとすることは、出来ない。」<custos>…「後見人」、<exsistentis(existentis)>…<exsisto(existo)>[出てくる]の ㊦ ㊧<exsistens(existens)>の ㊦ ㊧、<custodia>…<custodia>[後見]の ㊦ ㊧。※「言葉の切りわけ」→「索引」、「良くと悪く」→「索引」。